

第4回熊野町子ども・子育て会議

日時 平成27年2月4日（月）19時～
場所 熊野町役場3階 会議室

次 第

1 開会

2 議事

熊野町子ども・子育て支援事業計画（案）について

3 閉会

【資料】

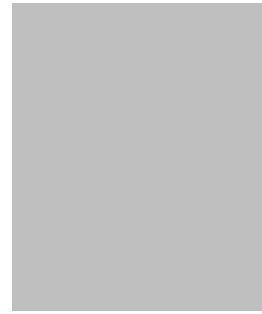
- ・熊野町子ども・子育て支援事業計画（案）
- ・熊野町子ども・子育て支援事業計画（案）概要版
- ・追加資料（当日配布）

熊野町子ども・子育て支援事業計画（案）

平成 27 年 1 月現在
熊野町

はじめに

**「熊野町子ども・子育て支援事業進計画」
の策定にあたって**



町長様のごあいさつが入ります。

平成 27 年（2015 年）3 月

熊野町長 三 村 裕 史

目 次

はじめに	1
○ 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 住民参加と情報公開	2
5. 計画の推進に向けて	3
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況	4
第1節 地域的背景	4
1. たくさんの子どもが生まれ育ったベッドタウン（沿革）	4
2. 子どもたちを輝かせる生きた遊び場（自然条件）	4
3. 幼い頃から慣れ親しむ熊野筆（伝統的工芸品）	5
第2節 少子化の動向	6
1. 総人口と児童人口の推移	6
2. 年齢3区分人口比の推移	7
3. 出生の動向	7
4. 婚姻の動向	8
第3節 家族や地域の状況	10
1. 世帯の状況	10
2. 女性の年齢別就業率	11
第4節 子育て支援サービスの提供と利用の状況	13
1. 保育所における保育サービス等の状況	13
2. 幼稚園の状況	14
3. 子育て支援センターの実施状況	14
4. 学校児童数の推移	15
5. 放課後児童健全育成事業の状況	16
6. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況	17
第5節 次世代育成支援行動計画の評価	21
1. 目標指標の評価	21
第6節 子ども・子育てニーズ調査結果概要	40
1. 調査方法	40
2. 調査結果の概要	41
第7節 ニーズ調査結果からみられる考察	46
第2章 計画の基本的な考え方	47
第1節 計画のキーワード	47
第2節 計画の基本理念	50
第3節 計画の体系	51

第3章 事業量の見込みと確保方策	52
第1節 教育・保育の提供区域の設定	52
第2節 教育・保育給付	52
1. 保育認定	52
2. 教育・保育認定者数の推計	53
第3節 地域子ども・子育て支援事業	54
第4章 子ども・子育て支援事業計画	57
第1節 安らぎの子育て「安心・安全」	57
1. 子育てによるこびが持てる家庭づくり	57
2. 健やかに生み、育てるための環境づくり	61
3. 生活環境の整備	67
第2節 まち全体で育む「支え合い」	71
1. 地域における子育て支援体制づくり	71
2. 保育サービスの充実	75
3. 子育て支援事業の充実	79
4. 職場における子育て支援の促進	84
第3節 力強く健やかな子どもに育つ「のびのび」	87
1. 子どもを育む環境の充実	87
2. 子どもの権利を尊重した社会の実現	91
第5章 計画の推進	93
1. 町民や地域、関係団体との協働	93
2. 計画の推進体制	93
3. 計画の進行管理	93
資料編	94
1. 用語解説（50音順）	94
2. 熊野町子ども・子育て会議委員名簿	98

はじめに

○ 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、依然として出生数の低下や出生率の減少による少子化が進んでおり、合計特殊出生率は平成 23 年で 1.39 と人口を維持するために必要である 2.08 を下回っています。

その背景には経済状況や就労状況における仕事と子育ての両立の難しさや理想とする子どもの数を持たないことによる出生数の低下、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行などがあげられています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成 24 年には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

また、平成 25 年 6 月に少子化社会対策会議で決定された「少子化危機突破のための緊急会議」に基づき、切れ目のない結婚・妊娠・出産支援等、継続的な少子化対策が進められています。

本町においても、平成 22 年に策定した「熊野町次世代育成支援行動計画【後期計画】」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、新制度における施設型給付・地域型保育給付に基づく幼児期の教育・保育の提供、地域の子育て支援の一層の充実などの取り組みを総合的に推進するとともに、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「熊野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2. 計画の性格 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、今後は子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとします。

本計画は、「第五次熊野町総合計画」をはじめとして、「障害者保健福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。

3. 計画の期間

子ども・子育て支援法では、平成 27 年度を初年度とする 5 年を 1 期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画においても平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年を計画期間として策定するものです。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
熊野町次世代育成支援行動計画【後期計画】									
					熊野町子ども・子育て支援事業計画				

4. 住民参加と情報公開

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、平成 25 年 12 月 12 日現在で、小学校 4 年生以下の児童を扶養しているすべての家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するために「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

(2) 熊野町子ども・子育て会議」の開催

本計画を策定するにあたり、町内の子どもの保護者、事業主を代表する者、保育所や幼稚園など、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者（大学教授）などで構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

5. 計画の推進に向けて

(1) 計画の進捗管理にあたって

本町は、計画の実効性を確保するため、毎年度、施策・事業に関する進捗状況の把握や課題の分析などを行い、その結果をホームページ等で町民に公表します。

(2) 人権尊重の視点について

本計画は、少子化対策を主眼とする計画ですが、推進にあたっては人権の尊重を基本に、以下の点にも留意しながら推進していきます。

① 「子どもにとって幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが健やかに、心豊かに育つための支援という観点で取り組みます。

② 「産む、産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択に委ねるべきことであり、子どもを持つ意思のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることにならないよう留意します。

③ 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭やひとり親家庭など、多様な形態の家庭が存在していることや結婚する、しない、子どもを持つ、持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重していきます。

④ 「個人情報の保護」

不妊に悩む人、妊婦、子ども、その他子育てを行う各家庭の状況を把握し、孤立することのないようきめ細かなフォローを行います。また、「個人情報保護法」に基づき、個人情報の保護・管理の徹底に留意します。

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

第1節 地域的背景

1. たくさんの子どもが生まれ育ったベッドタウン 沿革)

本町では、東深原遺跡から局部磨製石斧が出土しており、今から約20,000～25,000年前の旧石器時代には人々が生活をしはじめたと考えられます。これは同時に、本町において、子どもを生み育てるという人間の営みが、この頃から始まったと言いかえることができます。

古代、中世、近世と時代を経て、近代の熊野町は、明治22年の市制、町村制の施行当時、熊野村と本庄村に合併された川角・平谷に分かれていました。その後、大正7年の町制施行により熊野村は「熊野町」となり、昭和6年には川角・平谷を編入し、現在の熊野町が誕生しました。平成20年には町制施行90周年を迎えました。

昭和40年代には、昭和42年の県営団地造成を契機に広島市のベッドタウンとして急激な宅地化が進み、転入者が急増しました。このため、昭和40～50年の10年間に人口は2倍以上に増加し、特に若い世代の転入が影響して、人口構造に占める子どもの割合も県下一の規模を誇っていました。平成26年現在では、人口は毎年微減傾向にあり、人口構造に占める子どもの割合は減少する中、高齢者の割合は依然として増加傾向で推移しており、少子高齢化は着実に進行しています。

2. 子どもたちを輝かせる生きた遊び場 自然条件)

本町は、広島県西部に位置し、広島市から東南へ約12kmの位置にあります。町の東は東広島市、北は広島市（安芸区）及び海田町、南は呉市に接し、これら広島市、呉市、東広島市の中央部に位置しています。面積は33.62 km²、広島県面積8,479.03 km²の約0.4%を占めています。地勢は、周囲を山に囲まれた標高約220 mの高原状の盆地で、やや起伏があります。町の北東から南西にかけては原山、洞所山、城山、金ヶ燈籠山などの500～700 mの山々、南部は石岳山などの400～500 mの山々が連なっています。盆地の中央を熊野川、二河川、平谷川の3本の二級河川が流れており、熊野川は北流し瀬野川へ、平谷川は二河川に合流後、南流して呉港へ注いでいます。気候は、温暖で比較的小雨の過ごしやすい瀬戸内式気候に属しています。内陸部に位置し、標高が高いことから、周辺の沿岸部と比べると年平均気温は1～2℃低く、やや寒いものの、夏は過ごしやすい高原性の気候です。

このように、四季が身近に感じられる本町の豊かな自然環境は、子どもが育つ上で、非常に有益であり、特に里山や小川等は子どもたちの格好の遊び場として、都会では味わえない、生きた体験を子どもたちにもたらしめています。

3. 幼い頃から慣れ親しむ熊野筆 伝統的工芸品)

熊野筆の生産は江戸時代の末頃から始まり、学制の頒布による学校習字の開始に伴い明治時代中頃にかけて盛んになり、定着していったものと考えられます。

昭和50年に国の伝統的工芸品に指定され、その技術を生かした画筆や化粧筆など、書筆だけでなく多様な筆が町内で生産されています。近年は、平成23年にワールドカップ女子サッカーで優勝した「なでしこジャパン」が国民栄誉賞を授与された際の副賞として、「熊野筆（化粧筆）」が選ばれたこともあり、本町が誇る化粧筆の品質の高さは世界的にも注目を集めています。

熊野筆の振興を図る取り組みのひとつとして、昭和10年から筆まつりが開催されており、平成26年で80回目を迎えました。筆まつりでは、筆供養や毛筆製造の実演・即売会、競書大会等、さまざまな催しが行われおり、全国から多くの観光客が訪れます。

平成6年には、文化の拠点施設「筆の里工房」がオープンしました。筆の歴史をはじめ、筆から生まれる美術、工芸、遊びなど筆の広がりの世界を見て・触れて・体験できる博物館として注目を集めています。

子どもたちを対象としたふるさと学習の場として、また、体験型イベント等も多く企画するなど、筆を通じた郷土愛の育成に寄与しています。

平成20年9月には、「春分の日」を「筆の日」と定めています。これは、町・事業者・町民が連携し、筆の魅力を全国に発信することにより、筆文化の振興と筆産業の発展を図るため制定したものです。「秋分の日」の「筆まつり」とともに筆の都熊野町の二大イベントとして定着するよう支援を行っています。

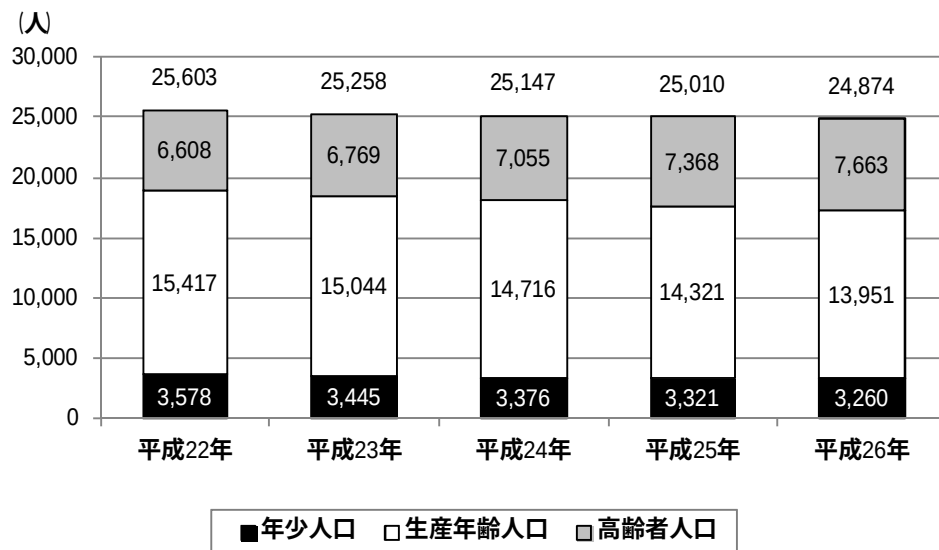
また、昭和52年に設置された広島県立熊野高等学校では、昭和59年度より芸術コースを設置し、書道、美術教育に力を入れています。平成22年度からは町立の四つの小学校の1、2年で「書道科」を新たに設け、筆産地として義務教育の初期段階から書に親しませ、伝統文化への関心や集中力を育んでいます。

第2節 少子化の動向

1. 総人口と児童人口の推移

総人口は、減少傾向で推移しており、平成26年では24,874人となっています。子ども未来21（後期計画）の策定年度である平成22年と比べると729人の減少となっています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向で推移しており、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

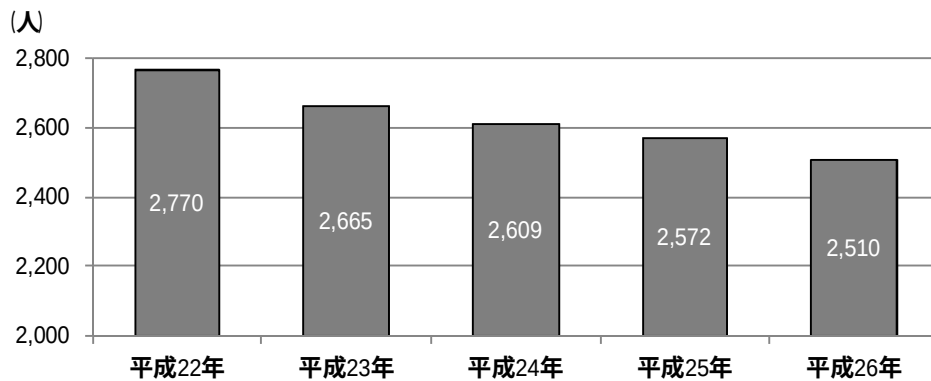
■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

児童人口（0歳～11歳）をみると、総人口と同じく減少傾向で推移しており、平成22年と平成26年を比べると260人の減少となっています。

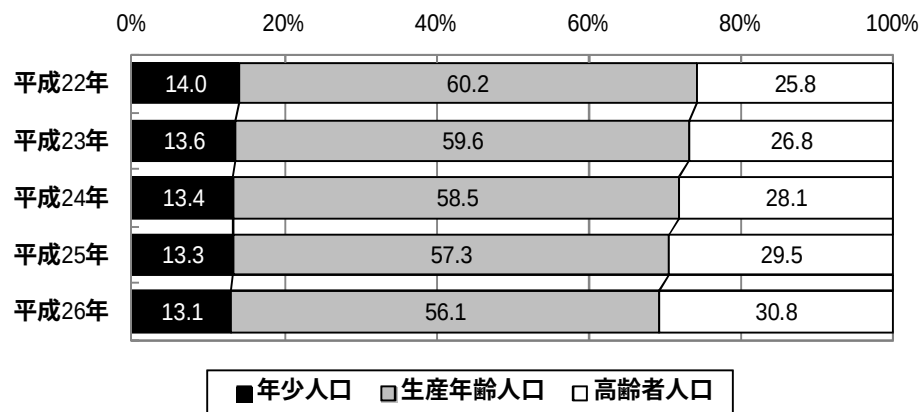
■児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 年齢3区分人口比の推移

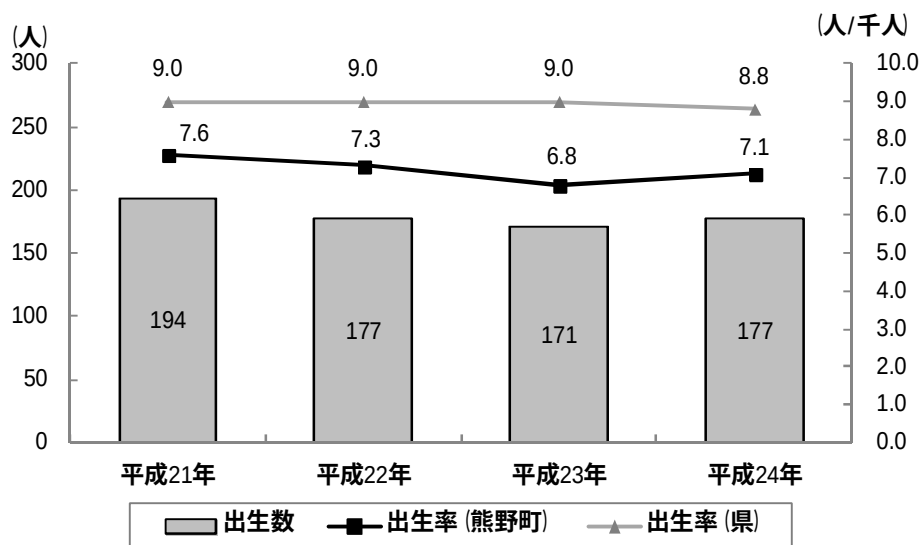
住民基本台帳による本町の人口をもとに、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分人口比率をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。各人口について平成22年と平成26年を比べると、年少人口は、0.9ポイント、生産年齢人口は、4.1ポイント減少しており、高齢者人口は、5.0ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3. 出生の動向

人口動態統計による本町の出生数は、減少傾向にあり、平成24年では177人となっています。県と比較すると出生率は低い傾向で推移しています。

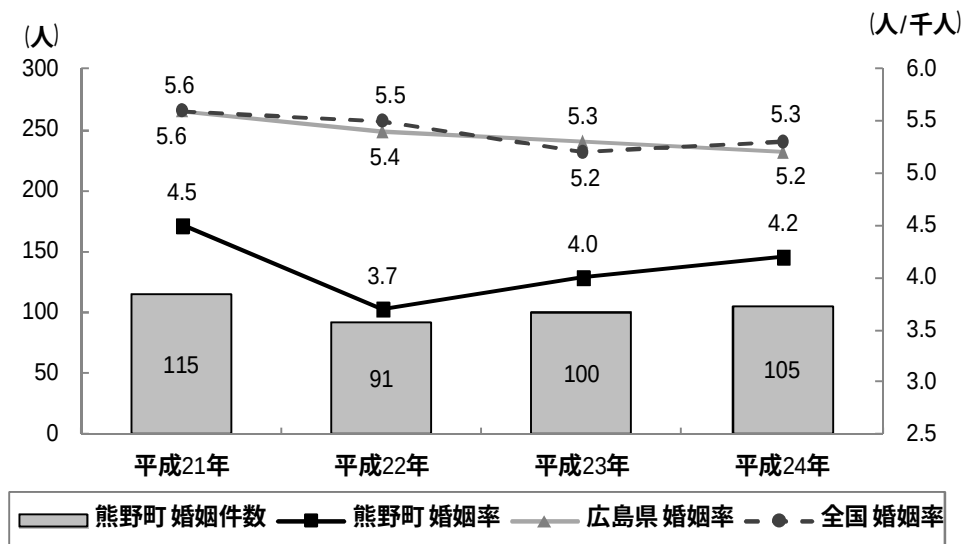


資料：人口動態統計

4. 婚姻の動向

(1) 婚姻数の推移

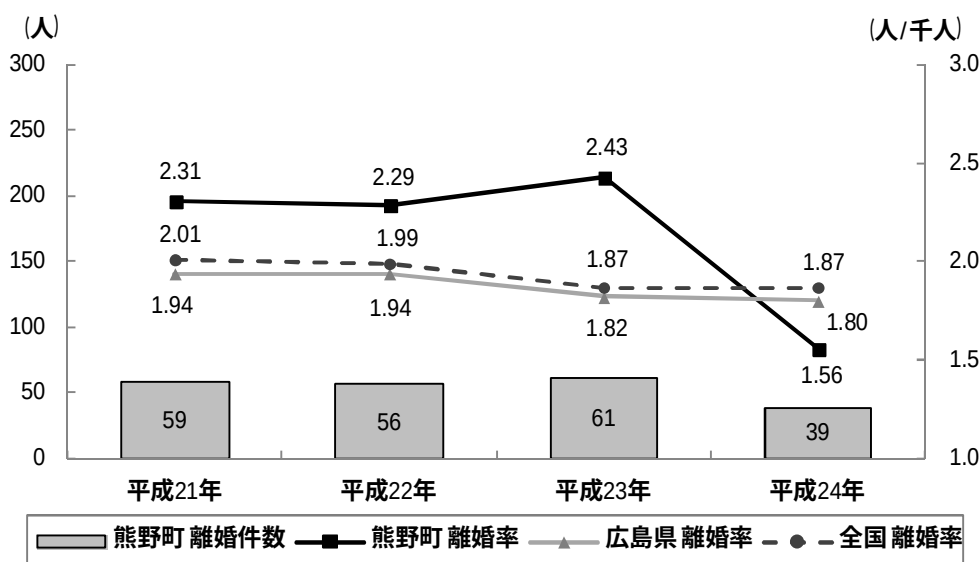
人口動態統計による本町の婚姻件数は、平成24年では105人となっています。
婚姻率をみると、全国、県より低い傾向で推移しています。



資料:人口動態統計

(2) 離婚数の推移

人口動態統計による本町の離婚件数は、平成24年では39件となっています。
離婚率をみると、平成23年まで全国及び県よりも高い傾向で推移していましたが、平成24年では大きく下回っています。

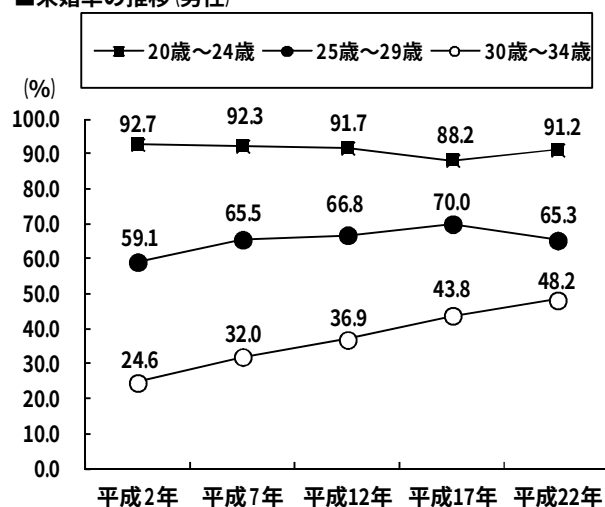


資料:人口動態統計

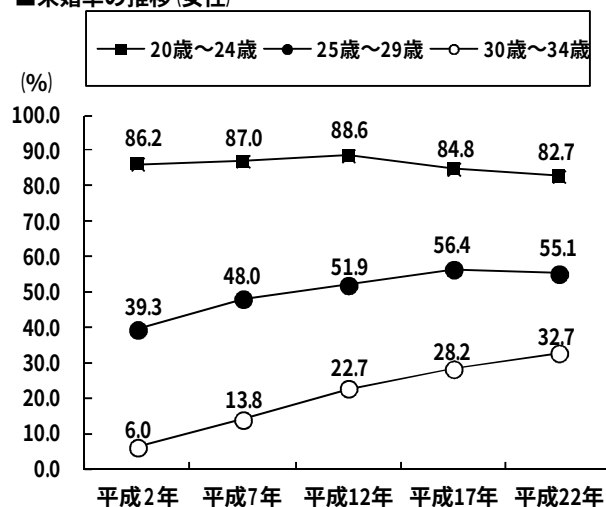
③ 未婚率の推移

国勢調査による本町の未婚率をみると、男性は、平成 22 年では 20 歳～24 歳、30 歳～34 歳の未婚率が増加しています。女性は、30 歳～34 歳の未婚率が増加していますが、その他の年齢層で未婚率が減少しています。

■未婚率の推移(男性)



■未婚率の推移(女性)



資料:国勢調査

第3節 家族や地域の状況

1. 世帯の状況

国勢調査による本町の世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあり、平成22年では9,291世帯となっています。

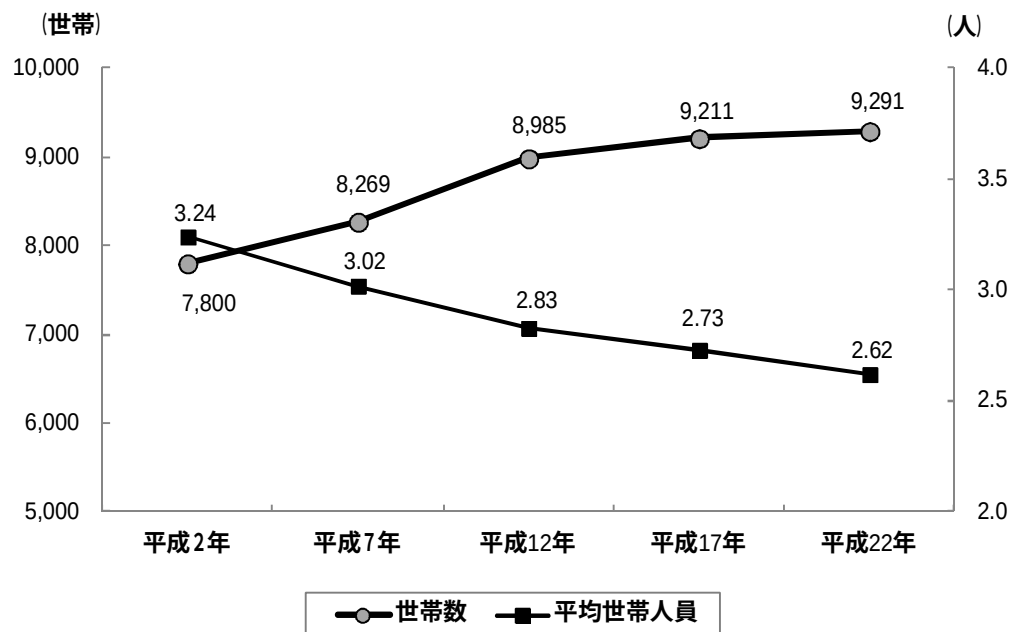
一方、平均世帯人員をみると引き続き減少傾向にあります。

■世帯構造の推移

単位：世帯、人、%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	7,800	8,269	8,985	9,211	9,291
平均世帯人員	3.24	3.02	2.83	2.73	2.62

資料：国勢調査



2. 女性の年齢別就業率

(1) 女性就業者数の推移

国勢調査による本町の女性就業者数をみると、平成 12 年以降減少傾向にあり、平成 22 年には 4,920 人（就業比率：44.7%）となっています。

■女性の就業者数の推移

単位：人、%

	15 歳以上の女性人口	うち就業者数	就業比率
平成 2 年	10,774	5,176	48.0
平成 7 年	11,061	5,418	49.0
平成 12 年	11,377	5,589	49.1
平成 17 年	11,248	5,424	48.2
平成 22 年	11,017	4,920	44.7

資料：国勢調査

(2) 年齢別女性就業者数及び就業率

国勢調査による本町の女性就業者数及び就業率を年齢 5 歳階級別にみると、25～29 歳では 68.6%であった就業率が、30～34 歳にかけて 64.1%まで下がり、40～49 歳にかけては 75%前後にまで上昇するという M 字型の曲線を描いています。また、国・県と比較して、10 歳代、30 歳代後半から 50 歳代前半の就業率が高くなっています。

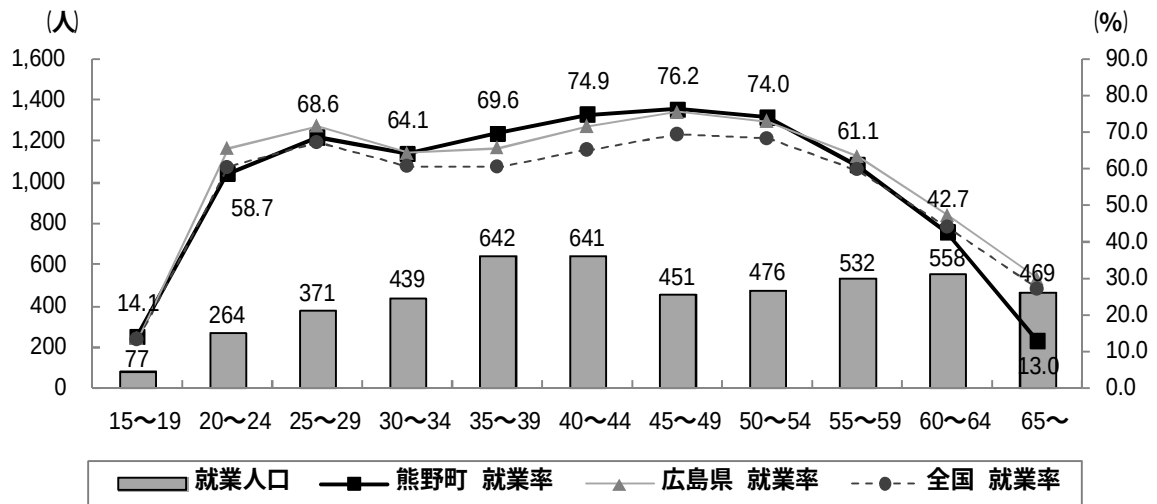
■年齢別女性就業者数及び就業率

単位：人、%

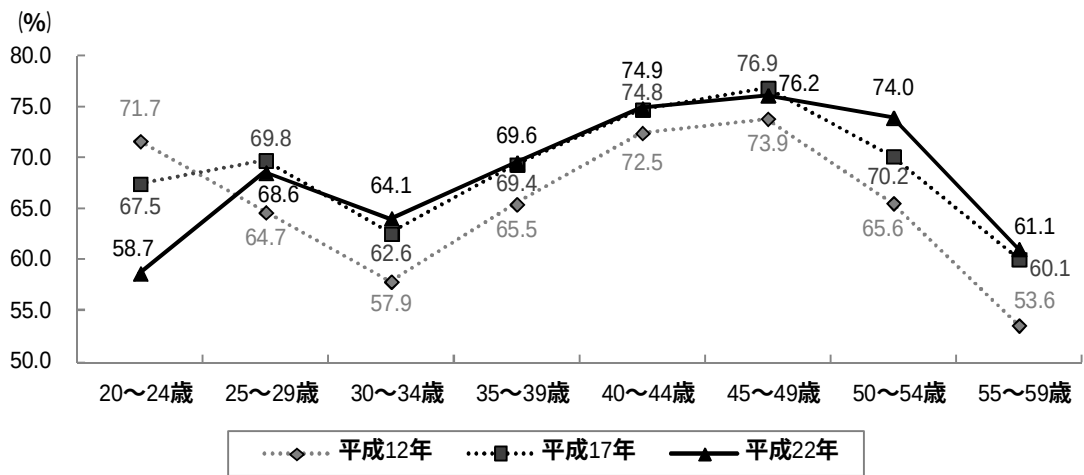
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年		
	就業率	就業率	就業人口	女性人口	就業率
15～19 歳	13.4	11.5	77	547	14.1
20～24 歳	71.7	67.5	264	450	58.7
25～29 歳	64.7	69.8	371	541	68.6
30～34 歳	57.9	62.6	439	685	64.1
35～39 歳	65.5	69.4	642	923	69.6
40～44 歳	72.5	74.8	641	856	74.9
45～49 歳	73.9	76.9	451	592	76.2
50～54 歳	65.6	70.2	476	643	74.0
55～59 歳	53.6	60.1	532	871	61.1
60～64 歳	33.1	36.2	558	1,307	42.7
65 歳以上	14.8	14.6	469	3,602	13.0
合 計	49.1	48.2	4,920	11,017	44.7

資料：国勢調査

■平成 22 年年齢別女性就業者数及び就業率



■年次別年齢別（20～59 歳）女性就業率の推移



第4節 子育て支援サービスの提供と利用の状況

1. 保育所における保育サービス等の状況

(1) 保育所（園）の定員及び入所状況

保育所は公立が1か所、私立が3か所、合計4か所あり、全保育所（園）の合計定員は平成26年4月現在で450人となっています。

■保育所（園）の定員及び入所状況（ 部分は充足率が100%以上）

単位：人、%

公・私	名称	項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公	熊野町 中央保育所	定員	90	90	90	90	90
		入所人員	75	79	92	84	92
		充足率	83.3	87.8	102.2	93.3	102.2
私	くまの・みらい 保育園	定員	180	180	180	180	180
		入所人員	179	178	188	164	171
		充足率	99.4	98.9	104.4	91.1	95.0
私	保育所 ひかり学園	定員	120	120	120	120	120
		入所人員	119	116	111	117	108
		充足率	99.2	96.7	92.5	97.5	90.0
私	初神保育園	定員	60	60	60	60	60
		入所人員	41	40	39	44	41
		充足率	68.3	66.7	65.0	73.3	68.3
合 計		定員	450	450	450	450	450
		入所人員	414	413	430	409	412
		充足率	92.0	91.8	95.6	90.9	91.6

各年度4月1日現在

(2) 保育所（園）における特別保育サービス等の実施状況

保育所（園）における特別保育事業の実績、並びに各保育所（園）における実施状況は以下のとおりとなっています。

①延長保育

通常の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までですが、保護者の多様な勤務形態や勤務時間の増加を踏まえ、通常保育を超えて保育を行う延長保育事業を、全保育所（園）で実施しています。午前7時から7時30分までの30分間を1施設で、午後6時30分から午後7時までの30分間を3施設で、午後6時30分から午後7時30分までの1時間を1施設で行っています。

②障害児保育

障害児保育は、日々の集団保育が可能な軽・中程度の障害児を受け入れ、保育を行う事業です。本町においては、全保育所（園）で対応しています。

③病後児保育

病気の回復期の子どもを一時的に預かり、医療的な環境のもとに保育を行う施設型の病後児保育をくまの・みらい保育園で実施しています。町内一円の保育所に入園している児童を受け入れ、保護者が安心して働くことができるようケアを行います。

2. 幼稚園の状況

(1) 幼稚園の定員及び入園状況

幼稚園は3か所設置されており、合計定員は平成26年5月現在で440人となっています。

■幼稚園の定員及び入所状況

単位:人、%

公・私	名称	項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私	淳教幼稚園	定員	150	150	150	150	150
		入所人員	132	140	139	145	139
		充足率	88.0	93.3	92.7	96.7	92.7
私	聖徳幼稚園	定員	120	120	120	120	120
		入所人員	76	62	60	53	61
		充足率	63.3	51.7	50.0	44.2	50.8
私	第二 聖徳幼稚園	定員	170	170	170	170	170
		入所人員	116	116	114	124	108
		充足率	68.2	68.2	67.1	72.9	63.5
合計		定員	440	440	440	440	440
		入所人員	324	318	313	322	308
		充足率	73.6	72.3	71.1	73.2	70.0

各年5月1日現在

3. 子育て支援センターの実施状況

本町では、西部地域健康センター内に子育て支援センターを開設しています。

子育て支援センターでは、下記のような活動や利用を通じた支援活動を行っており、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っています。

また、西部地域健康センターでは、高齢者の介護予防事業も実施しており、世代間の交流活動を行っています。

■子育て支援センターの主な活動内容

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○子育てに関する情報提供 | ○親子あそびなどの行事 |
| ○子育てに関する相談対応 | ○講演会・育児懇談会 |
| ○保護者同士の交流・情報交換の場の提供 | ○育児サークル活動の支援 |
| ○オープンスペースの提供 | |

4. 学校児童数の推移

本町には平成 26 年度現在、小学校が 4 校、中学校が 2 校、高等学校が 1 校設置されています。小学校の児童数は 1,358 人、中学校の生徒数は 719 人となっています。

■小学校児童数の推移

単位:人

名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
熊野第一小学校	521	503	523	513	519
熊野第二小学校	130	131	118	117	112
熊野第三小学校	341	331	303	300	289
熊野第四小学校	470	452	440	431	438
合 計	1,462	1,417	1,384	1,361	1,358

■中学校生徒数の推移

単位:人

名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
熊野中学校	348	324	310	302	302
熊野東中学校	420	413	414	414	417
合 計	768	737	724	716	719

5. 放課後児童健全育成事業の状況

本町では、小学校1年生から3年生の児童のうち、保護者が就労している等の理由により、放課後に児童がひとりで過ごすこととなる家庭を対象に、町内4か所に児童クラブを設置しています。

平成26年4月現在、合計265人の定員に対して231人が利用しています。

■児童クラブの状況 (部分の充足率が100%以上)

単位:人、%

名 称	項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
熊野町第一児童クラブ	定員	80	80	80	80	80
	入所人員	66	80	72	70	70
	充足率	82.5	100.0	90.0	87.5	87.5
熊野町第二児童クラブ	定員	25	25	25	25	25
	入所人員	10	16	19	17	19
	充足率	40.0	64.0	76.0	68.0	76.0
熊野町第三児童クラブ	定員	80	80	80	80	80
	入所人員	54	51	43	48	49
	充足率	67.5	63.8	53.8	60.0	61.3
熊野町第四児童クラブ	定員	80	80	80	80	80
	入所人員	85	74	72	81	93
	充足率	106.3	92.5	90.0	101.3	116.3
合 計	定員	265	265	265	265	265
	入所人員	215	202	206	216	231
	充足率	81.1	76.2	77.7	81.5	87.2

各年4月1日現在

6. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況

(1) 乳幼児健康診査等の実施状況

本町の乳幼児健康診査は2か月～6か月児、1歳6か月児～1歳11か月児、3歳1か月～3歳11か月児の3区分を対象にして、それぞれ年6回、町民会館、西部地域健康センター等で実施しています。

1歳6か月児・3歳児健康診査については、健診後にフォローの必要な子に対して発達相談やあそびの教室等を実施し、継続支援を行っています。

そのほか、乳幼児に対して、栄養士・歯科衛生士を中心に実施する集団教室「モグモグ歯っぴー教室」を年4回、栄養士による「離乳食教室」を年5回実施しています。

■乳幼児健康診査の実施内容・実施方法

事業種別	対象者	実施内容・実施方法
乳児健康診査	2か月～6か月の乳児	身体測定、内科健診、発育発達の検査等の他、育児の相談等も併せて実施。 対象者には個人通知を行っている。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～1歳11か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科検診等の他、歯科・栄養・生活指導等の実施。 対象者には個人通知を行っている。
3歳児健康診査	3歳1か月～3歳11か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科検診、耳鼻科・眼科調査の他、歯科・栄養・生活指導等の実施。 対象者には個人通知を行っている。

(2) 乳幼児健康診査等の受診状況

乳児健康診査の受診率は、向上しています。また、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査では、9割近くが受診しています。未受診者に対しては、電話や訪問等により受診勧奨を実施し、その状況把握に努めています。

■乳児健康診査受診状況

単位：人、％

区分	対象者数	受診者数	受診率
平成21年	197	170	86.3
平成22年	179	150	83.8
平成23年	177	166	93.8
平成24年	180	171	95.0
平成25年	160	159	99.4

■1歳6か月児健康診査受診状況

単位:人、%

区分	対象者数	一 般		歯 科	
		受診者数	受診率	受診者数	受診率
平成 21 年	219	187	85.4	187	85.4
平成 22 年	204	173	84.8	173	84.8
平成 23 年	198	178	89.9	178	89.9
平成 24 年	191	178	93.2	178	93.2
平成 25 年	178	163	91.6	163	91.6

■3歳児健康診査受診状況

単位:人、%

区分	対象者数	一 般		歯 科	
		受診者数	受診率	受診者数	受診率
平成 21 年	185	147	79.5	147	79.5
平成 22 年	243	196	80.7	196	80.7
平成 23 年	205	186	90.7	186	90.7
平成 24 年	191	188	98.4	188	98.4
平成 25 年	190	174	91.6	174	91.6

■子どもの歯の教室(モグモグ歯っぴー教室)の状況

単位:人

区分	対象者数		
	回数	保護者	子ども
平成 21 年	4	26	26
平成 22 年	4	25	25
平成 23 年	4	46	48
平成 24 年	4	30	32
平成 25 年	4	65	68

(3)各種子育てに関する相談事業等

①妊婦相談

妊婦を対象として、母子健康手帳交付時等に妊娠中の生活等の相談に応じています。

■母子健康手帳交付の状況

単位:人

区分	対象者数
平成 21 年	206
平成 22 年	190
平成 23 年	179
平成 24 年	166
平成 25 年	161

②母親学級・両親学級（妊婦教室）

妊婦とその家族を対象として、妊娠中の生活から育児等についての学習を目的に西部地域健康センター等で実施しています。

■母親学級・両親学級の実施状況

単位：人

内容	講師	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
●妊娠中の生活・準備物品 ●マタニティストレッチ ●子育て支援センター見学	助産師 保健師	23	16	13	15	12
●歯科検診 ●妊娠中の歯の衛生	歯科医 歯科衛生士 助産師 保健師	18	22	22	16	16
●妊娠中からの産後の栄養	栄養士 助産師 保健師	16	8	11	15	11
●沐浴実習や妊婦体験 ●最近の子育て事情	保健師 助産師	62	31	45	56	46

③離乳食教室

乳児とその家族を対象として、離乳食の準備期～中期について、学習することを目的に西部地域健康センターで実施しています。調理実演や試食も行っています。

■離乳食教室の実施状況

単位：人

区分	参加者数（保護者）	参加者数（子ども）
平成 21 年	60	58
平成 22 年	49	47
平成 23 年	59	58
平成 24 年	60	56
平成 25 年	67	67

④育児相談（すくすくクラブ）

乳幼児を対象として、身体測定の実施とともに栄養、子育て期の相談に応じています。町民会館、中央ふれあい館、東部地域健康センター及び西部地域健康センターで毎月定期的の実施しています。

■育児相談（すくすくクラブ）の実施状況

単位：回、人

区分	実施回数	延べ参加者数（保護者）	延べ参加者数（子ども）
平成 21 年	47	60	58
平成 22 年	42	49	47
平成 23 年	42	59	58
平成 24 年	44	60	56
平成 25 年	42	67	67

⑤家庭訪問

ハイリスク妊産婦・乳幼児・発達支援の必要な家庭への訪問活動を行っています。また「乳児家庭全戸訪問」として乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児と母親の心身の健康状況や養育環境の把握、必要に応じ保健指導を行っています。

区分	①対象者	②訪問件数	訪問実施率 (①/②×100)
平成 21 年度	191	171	89.5%
平成 22 年度	176	161	91.4%
平成 23 年度	174	159	91.4%
平成 24 年度	183	173	94.5%
平成 25 年度	163	160	98.1%

⑥マスカットキッズ

多胎児の親を対象として、親子あそび等を通し、多胎児特有の子育ての情報交換や仲間づくりの場としています。定期的に、中央地域健康センターで実施しています。

■マスカットキッズの実施状況

単位:回、人

区分	開催回数	延べ参加者数	
		保護者	子ども
平成 21 年	5	7	12
平成 22 年	5	5	12
平成 23 年	3	3	11
平成 24 年	4	12	22
平成 25 年	3	8	12

⑦スマイルキッズ

子育てや療育で悩んでいる保護者の情報交換や交流の場としています。毎月行事も行い、誰でも自由に参加できる場としています。

■スマイルキッズの実施状況

単位:回、人

区分	開催回数	延べ参加者数	
		保護者	子ども
平成 21 年	15	99	122
平成 22 年	14	86	97
平成 23 年	10	59	72
平成 24 年	10	40	51
平成 25 年	11	49	66

第5節 次世代育成支援行動計画の評価

筆の都 子ども未来 21（熊野町次世代育成支援行動計画【後期計画】）策定時に設定した目標について、ニーズ調査結果や事業の実施状況をもとに評価を行いました。

1. 目標指標の評価

■後期計画目標指標達成状況

キーワード①：“安心・安全”

第1節「子育てによるこびが持てる家庭づくり」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①子育て意識の啓発と次世代の親育て	広報媒体等による意識啓発の推進	・町広報、各種広報媒体により啓発を推進する ・講演会等を企画し、子育ての意識の醸成を図る	—	—	・子育て講演会に 59 組参加 ・ファミサポ講演会に 47 人参加 ・親子のリフレッシュ講座に母 30 人、子 36 人参加	—	—
	子育て家庭に対するあらゆる機会を活用した意識啓発の推進	・母子保健事業の機会をとらえて啓発を推進する	子育てに自信がもてないことがある割合	就学前調査 43.0%	・こんにちは赤ちゃん訪問 160 件、母親学級（妊婦延べ 39 人）、両親学級（妊婦延べ 22 人）、ベビーマッサージ（11 回）、計延べ 75 組、148 人 参加 ・東公民館にて、おんがくくらぶおともだちリトミック（延べ 222 人） ・西公民館にて、表現活動リトミック教室（年 17 回） ・乳幼児親子対象絵本の読み聞かせ事業「めだかっこあつまれ」（年 19 回） ・本の読み聞かせ事業「読書の広場」	・就学前調査減らす	未調査

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
					(年 12 回) ・町公民館にて、なかよしリトミック (年 10 回 延べ 345 人)、ベビーマッサージ (8 組 16 人) ・図書館にて、0～3 歳児対象おはなし会 (年 9 回 延べ 146 人)、幼児～小学生対象おはなし会 (年間 23 回 延べ 307 人) 上記機会を通じ、母子保健事業の説明や父親の育児啓発を実施		
	ブックスタート事業の充実	・絵本の読み聞かせを介して乳児と保護者が向き合うことを積極的に支援する	ブックスタート事業	H17 ブックスタート事業開始 (H20 配布率 88.6%)	ブックスタート事業：12 回 対象者 167 人 延べ参加者 147 人 配布率：88.0%	配布率 100%	前回調査時より微減
	乳幼児とふれあう機会の確保	・保育所(園)・幼稚園との交流授業の計画実施	中学生の乳幼児ふれあい体験事業	・実施回数 1 回	中学生 3 年生による保育実習 1 回	・実施回数 1 回	目標達成
②男女共同参画の推進	男女共同参画社会の形成に向けた計画的な施策の推進	・男女共同参画プランの策定	・男女共同参画プランの策定	平成 19 年策定	男女共同参画プラン改定概要版を全戸配布 8,738 世帯	平成 24 年度見直し	目標達成
	乳幼児期からの男女共同参画に関する学習の推進	・保育所(園)や幼稚園における男女平等教育の推進 ・家庭における男女平等教育の推進	父親が子育てに積極的に参加している割合	・就学前調査 37.0% ・小学生調査 28.9%	・未実施	就学前調査増やす 小学生調査増やす	未調査
	学校教育における男女共生の意識醸成と環境整備	・学校生活における慣行の見直し ・生徒会活動などにおける男女の固定的役割分担意識の変革指導 ・教職員の研修促進	—	—	・道徳や家庭科授業の中で、家庭内の役割、仕事分担、地域との関わり等、男女共生の考え方を指導	—	—
	高齢期における	高齢者に比較的強く残っ	—	—	・認知症サポーター養成講座 (9 回	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	る男女共生の意識醸成と環境整備	ている性別役割分担意識が家事、育児、介護等に大きな影響力を持つことから ・各種広報媒体を通じた啓発推進 ・社会活動、行事などを通じた啓発推進 ・家庭の介護環境の改善 ・男女が平等に社会参加できる機会の提供			232 人) ・ミニ・デイホーム（全 21 会場 748 日 12,182 名 平均参加者 16 名） ・西公民館にてジャンボ衣笠落語講演会（121 人）		
	地域社会における男女共同参画の促進	福祉コミュニティ活動における男女共同参画の推進	—	—	くまのセミナーの開催支援	—	—

第2節「健やかに生み、育てるための環境づくり」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①母子保健医療体制の充実	妊婦相談・両親学級などの健康教室の充実と参加しやすい環境づくり	・ニーズに沿った事業改善による参加者拡大 ・参加者拡大のための有効な方策の検討と実施	妊婦の喫煙・飲酒率	・喫煙率 8.6%	両親学級（夫述べ 22 人、祖父母延べ 2 人） 妊婦喫煙率 7.4% 妊婦飲酒率 2.4%	・喫煙率 0%	前回調査時より減少
	妊産婦・乳幼児の訪問指導の推進	・育児不安の軽減を図るため乳幼児全戸訪問の実施	—	—	・こんにちは赤ちゃん訪問事業（実施率 98.1%）	—	—
	乳幼児健診の充実、強化	・データ管理体制等の強化による健診精度の向上 ・受診勧奨の強化	乳幼児健康診査受診率	・乳児健診 87.5% ・1 歳 6 ヶ月児健診 83.8% ・3 歳児健診 84.2%	・乳児健診 99.3% ・1 歳 6 か月児健診 91.6% ・3 歳児健診 91.6%	・乳児健診 100% ・1 歳 6 ヶ月児健診 100% ・3 歳児健診 100%	前回調査時より増加
	要事後指導児	・継続したフォロー体制	—	—	・フォローが必要な乳幼児に対し、	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	へのフォロー体制の充実	の充実			電話連絡や家庭訪問等を実施 ・健診フォロー教室「あそびの教室」(年 8 回) ・育児相談への心理職の配置 (年 4 回)		
	かかりつけ医の推進	・出産前小児保健指導の調査・研究 ・医療情報提供体制等の充実	かかりつけ医のいる割合	・就学前調査 87.2% ・小学生調査 80.1%	未実施	・就学前調査 90% ・小学生調査 90%	未調査
	夜間・休日等救急医療体制の周知	・母子健康手帳や広報媒体を活用した救急医療体制の周知	—	—	広報紙や町ホームページへの掲載 (毎月)	—	—
②子どもの健康づくりと疾病予防の充実	歯の健康づくりの推進	・妊娠期から学童期における継続的な歯科保健体制の整備	子どものう歯の状況	う歯保有 (1 人当り) ・1 歳 6 ヶ月児 7.0% (0.07 本) ・3 歳児 28.3% (1.02 本)	う歯保有 (1 人当り) ・1 歳 6 ヶ月児 1.8% (0.042 本) ・3 歳児 4.6% (0.64 本)	う歯保有 (1 人当り) ・1 歳 6 ヶ月児 0% ・3 歳児 10%	前回調査時より減少
	食育の推進	・子どもの成長に合わせた食生活のあり方について親子が学習・体験できる場の提供	地域における食に関する学習会の開催	開催回数 12 回 開催か所数 3 か所	・西公民館及び町公民館にて、親子クッキング教室 (各 1 回 各親子 5 組)	開催回数 8 回 開催か所数 4 か所	前回調査時より減少
			子どもの朝食摂取率 (「毎日食べる」への回答率)	・就学前調査 89.5% ・小学生調査 93.0%	・小学校 5 年生 93.3% ・中学校 2 年生 84.9%	・就学前調査 100% ・小学生調査 100%	—
	スポーツ少年団等の組織の育成	・筆の里スポーツクラブ等の各種スポーツ組織の自立をめざした育成・強化	スポーツ少年団入団率 (小学生)	入団率 28.4%	入団率 23.1%	入団率 30%	前回調査時より減少
	子どもの「心の	・心の健康づくりの重要	—	—	中学校 2 校、小学校 1 校へのスクー	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	健康づくり」の推進	性についての意識啓発の推進・スクールカウンセラーや教育相談室等の周知強化・eメール等を利用した相談体制の整備			ルカウンセラーを配置		
	保育所(園)・幼稚園、学校における定期健康診断の事後措置の強化	・適切な予防措置、治療の指示、保健指導の推進 ・追跡調査、管理体制の強化	—	—	・小・中学校での生活習慣病健診の実施 ・小・中学校での定期健康診断結果の通知及び治療勧告 ・「いりこ」給食の継続実施。	—	—
	計画的な健康づくり運動の展開	・全町民を対象とした計画的健康づくり	健康増進計画の策定	平成 18 年度策定済	・健康増進計画（後期計画）を策定 ・子どもの頃からの生活習慣病予防対策として出前健康教育（幼稚園 2 回 保育園 2 回 学校 2 回）	平成 22 年度見直し	目標達成
	予防接種の推進	・予防接種に対する正しい知識を習得し、安心して接種できる体制を整備する	—	—	・予防接種法に基づき予防接種を実施し感染症の発生・蔓延を防止し、併せて感染症に対する正しい知識を普及啓発 ・平成 25 年度から定期接種として小児肺炎球菌ワクチン（延べ 689 人）、ヒブワクチン（延べ 717 人）、子宮頸がんワクチン（延べ 90 人）実施	—	—
③障害児への療育支援	地域療育体制の整備	・各地域における身近な相談窓口の整備 ・障害者(児)ケアマネージャーの養成 ・障害児の保護者のサークル活動の支援 ・地域福祉活動の推進、支援	—	—	・地域小児リハビリテーション事業「スマイルキッズ」（年 11 回） ・季節の行事や介護者の健康教室を通し、障害を持つ家族の情報交換や交流（実人数 82 人 延べ人数 115 人） 「くまの親の会ひまわり」への財政支援（補助金 22 千円）	—	—
	障害児在宅福祉施策の推進	・各種サービスの提供体制の整備	—	—	・サポートファイルの配付（児童 5 人） ・障害者相談支援員を配置（障害児	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
					についての相談件数 38 件 実人数 22 人)		
	特別支援教育体制の充実	・就学中の特別支援教育の充実 ・特別支援教育の推進 ・校内体制の整備 ・放課後児童クラブにおける障害児の受入れ	放課後児童クラブにおける障害児の受入	・対応クラブ数 4 か所	・対応クラブ数 7 か所 ・小中学校へ介助員 3 名、学校支援員 6 名、慮児童支援員 3 名を配置	・対応クラブ数 7 か所	目標達成

第3節「生活環境の整備」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①安全環境の整備	道路環境の安全確保	・幹線道路網の整備による生活道路の交通量緩和 ・子どもの動線・目線、乳幼児を連れた保護者に配慮した安全施設の整備 ・道路の新設・改良及び既存道路の維持管理	—	—	・幹線道路新設（町道出来庭川角中央線、町道深原公園線）2 路線共 H25 供用開始 ・生活道路新設（町道初神西線）H26 完成予定 ・現道改良（町道新萩線、町道城上垣内線）H26 完了 ・安全施設整備（手摺設置 L = 6m、区画線の引き直し L = 1.1km（「学童注意」等の路面標示を含む）） ・舗装修繕工事（L = 4.4km）実施 ・補修工事等（52 件）実施	—	—
	校区内危険箇所の点検の推進	・交通安全対策協議会の審議に基づく計画的な交通改善 ・学校における交通安全教室の実施による交通安全対策等についての意識啓発 ・下校時の見守り等地域の見守り体制の充実	—	—	・青色防犯パトロール車による巡回（6 台） ・海田警察署管内一斉登校パトロール（1 日）	—	—
	交通安全対策	・熊野町交通安全計画の	交通安全教	開催回数 8	・小中学校交通安全教室の実施 8	開催回数 8 回	回数は目標

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	の充実	推進 ・幼児から高齢者に至る交通安全思想の普及 ・交通安全啓発事業の実施 ・子育て支援センターにおいてチャイルドシート及び幼児二人乗り自転車の貸し出し	室の開催	回 参加者数 993 人	回 ・交通安全街頭キャンペーン(4 回)	参加者数 増 やす	達成
	保育所(園)・幼稚園、学校における防犯、防災対策の充実	・各施設の防犯設備の強化 ・警察や地域が密接に連携した防犯体制の整備 ・避難訓練の強化、防災設備の点検	子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与(小学校)	・開催回数 各小学校 5～6 回 ・機器の貸与・配布率 100%	・自主防犯組織ボランティア保険への加入(168 名) ・防犯ボランティアへの防犯グッズ提供 ・各保育園において毎月の避難訓練の実施(12 回) ・職員の自衛消防訓練(2 回:くまの中央保育園) ・職員の救急法講習参加(1 回:保育所ひかり学園)	・開催回数 各小学校 5～6 回 ・機器の貸与・配布率 100%	—
	子どもの事故予防知識の普及啓発	・誤飲、溺水、やけど等の予防知識や応急処置方法の普及、啓発	—	—	パンフレットの配布・説明(こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診)	—	—
	地域の防犯・防災体制の充実	・「子ども110番の家」の取り込み推進 ・地域防災体制の確立	—	—	・防犯テント村開設(1 日)	—	—
	防犯灯の維持整備	・整備費補助金の交付	—	—	・防犯灯設置等補助金交付(新設 22 基 LED 等への変更 7 基修繕等 4 基) ・防犯灯電気料金の補助金交付	—	—
②ゆとりある住環境の整備	福祉のまちづくりの推進	・公共施設への授乳室の設置とバリアフリー化 ・同様の取組みの民間普及	子育てバリアフリーマップの作成	未作成	未実施	・作成年度 計 画年度中	未実施
	世帯構成の変	・多世代、多子世帯等に	—	—	未実施	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	化に対応できる公営住宅の整備	対応できる公営住宅の整備					
	福祉連携型住宅と西部地域健康センターの連携	・有機的な連携の促進	—	—	・多世代交流事業（サロン利用者 15 人 子育て親子 30 組（大人 31 人こども 43 人）ボランティア 1 人）	—	—

キーワード②：“支えあい”

第1節「地域における子育て支援体制づくり」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①子育ての仲間づくりの支援	サークル活動の支援、育成	・サークル活動に関する情報の発信 ・サークル活動場所の確保とネットワーク化 ・リーダー育成とコーディネート	子育てについて相談相手のいない人の割合	・就学前調査 2.2% ・小学生調査 5.4%	・母子自立支援員を配置し相談受付 ・公民館施設の部屋使用許可及び「公民館であいましょう」での広報活動	・就学前調査 0% ・小学生調査 0%	調査未実施
	児童委員、主任児童委員等によるサークル活動等への参加促進	・必要な情報の共有やコーディネート力の強化	—	—	ブックスタート（託児）：12回	—	—
	公民館等のオープンスペースで集まれる場の設定、確保	・積極的な確保	—	—	・公民館ロビーの開放 ・公民館の使用許可 ・熊野町子育て支援センターのオープンスペース「ほっとるーむ」「パステルルーム」	—	—
	保育所(園)における地域交流事業	・保育所(園)において、保護者のサークル活動や地域の子育て家庭が自由に集える場の促進	—	—	・園（庭）開放 週5日（くまの・みらい保育園） 週1日（保育所ひかり学園・初神保育園・くまの中央保育園） ・和楽園のお年寄りとの交流（年12回）：保育所ひかり学園・初神保育園 ・ヒロエの杜（老人施設訪問）：初神保育園 ・ゆうあいホーム訪問（年1回：くまの・みらい保育園） ・試食会 月1回（対象：近所の乳児親子） ・誕生日会にサークル活動を披露	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
					(年 10 回) : くまの中央保育園 ・夏祭り (近所の方を招待 : くまの中央保育園) ・誕生日会・夏祭り (子育て支援参加者招待 : くまの・みらい保育園)		
②地域の 育成力の 強化	地域ぐるみの 子育ての推進	・「熊野町の子ども」として育てていく意識の醸成	—	—	あいさつ運動・学校訪問	—	—
	コミュニティー活動への支援	・コミュニティー活動への側面支援 ・町内全地区に地区社協の設置	—	—	・地区社協活動の推進の為に助成金を交付 ・情報を共有することを目的の連絡会議 (年 1 回)	—	—
	青少年健全育成活動の推進	・豊かな感性、創造性、思いやり、モラルをもった青少年の育成	—	—	・第四小学校で、ゆーすふるサンデー (651 人) ・有害図書、有害玩具など立入調査 (11 月) ・環境美化活動での、花の育成と老人施設での交流 (10 月・11 月)	—	—
	ファミリー・サポート・センター事業の推進	・ファミリー・サポートセンター機能の充実	・ファミリー・サポート・センター事業	・設置窓口 1 か所 ・登録人員 112 人	・設置窓口 1 か所 ・登録人員 142 人 依頼会員 66 人 提供会員 53 人 両方会員 23 人 ※活動可能な提供会員が少なく、依頼に十分対応できていない	・設置窓口 1 か所 ・登録人員 150 人	活動可能な提供会員を増やす
③ボランティア活動の促進	ボランティアセンターの充実	・ボランティアセンターの充実	—	—	・登録者数 913 名 ・依頼件数 303 件 ・講座実施 2 回 (延べ 47 人) ・災害ボランティア研修会 (18 人)	—	—

第2節「保育サービスの充実」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①多彩な保育サービスの提供	延長保育事業の充実	・延長保育事業の充実	延長保育事業	4 か所	4 か所 定期利用児童：33 人 延べ利用児童数：3,439 人 保育所ひかり学園においては、朝 7:00 から実施	4 か所	目標達成
	一時保育事業の充実	・一時保育事業の充実	一時保育事業	1 か所	1 か所 一時保育利用延べ児童数：353 人	1 か所	目標達成
	障害児保育体制の充実	・障害認定のない障害児に対する柔軟な保育体制 ・設備、スタッフ等の障害児保育環境の整備	—	—	・障害認定のない障害児の受入	—	—
	病後児保育の実施・検討	・病後回復期の子どもを一時的に保育するための施設型の病後児保育の実施	病後児保育（施設型）	1 か所	1 か所 定員 3 人 病後時保育利用児童数：延べ 6 人	1 か所	目標達成
	その他の特別保育の検討	・休日保育、夜間保育、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業の調査・研究	—	—	未実施	—	—
②保育所（園）における質の向上のためのアクションプログラム	保育実践の改善と・向上	・保育所（園）サービスの質の向上のため、サービス評価未実施園での導入を促進	—	—	未実施	—	—
	子どもの健康及び安全の確保	・看護師等の専門的職員の確保 ・障害児保育事業の充実 ・保育所（園）と地域の関係機関との連携	—	—	・感染症発生時及び流行期の対応について県と連携し迅速な対応に努めた。 ・発達障害児の受入体制の強化について、保育士の加配制度を配備した。	—	—
	保育士等の資質・専門性の向上	・多様化する保育ニーズに対応できる保育士の育成	—	—	ペアレント・トレーニング研修実施（第 1 回 69 人、第 2 回 64 人）	—	—
	保育を支える	・人材の確保がスムーズ	—	—	—	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	基盤の強化	に行える体制づくりの検討 ・質の高い人材の確保					
③保育施設の整備	中央保育所の民営化	・中央保育所の改築 ・設置・運営の民営化	—	—	—	事業完了	目標達成
④幼児教育の充実	幼稚園サービスの充実	・幼児教育振興計画の推進 ・延長保育や夏季保育の拡充	幼児教育振興プログラムの策定	H18 年度策定	未実施	必要に応じて見直し	未実施
	学校教育と幼稚園・保育所(園)との連携強化	・相互交流や就学前体験入学等の検討	—	—	・就学前の体験入学の実施 ・入学説明会での保護者対象講演会の実施	—	—
	幼児期からの利用に配慮された図書館の整備	・対象年齢に応じたコーナーの設置 ・親子の利用に配慮した環境整備 ・絵本を介した子育て支援の取り組み	こども読書ボランティアの養成	配置数 ボランティア 16 人	・ボランティア 19 人(配架 10 人、読み聞かせ 2 グループ 9 人) ・町立図書館への子ども司書実地研修受入(4 人・3 回) ・0～3 歳児対象おはなし会(年間 9 回 延べ 146 人) ・幼児～小学生対象おはなし会(年間 23 回 延べ 307 人) ・児童書の蔵書数 28,902 冊	配置数 ボランティア 50 人	—

第3節「子育て支援事業の充実」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①子育て支援センターの機能強化	運営体制、運営支援体制、事業内容の強化	・ボランティア等の支援体制 ・相談体制の機能強化	地域子育て支援センター事業	・地域子育て支援センター 1 か所 ・サテライト型地域子育て支援センター 2 か所	育児相談件数 1,071 件	・地域子育て支援センター 1 か所 ・サテライト型地域子育て支援センター 2 か所	目標達成

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	サテライト拠点の設置による利用しやすい環境の整備	・サテライト型の子育て支援センター機能の整備 ・西部地域健康でのオープンスペースの実施による親子が自由に過ごせる場の提供	—	—	中央ふれあい会館 12 回 東部地域健康センター 12 回	—	—
	組織間連携による育児支援体制の構築	・保育施設・学校・行政・医療機関・児童委員・住民組織等との連携	—	—	・教育委員会が主宰する幼保小中教育推進協議会に参画し、幼児期から義務教育期の保育・教育に関わる者と連携することにより充実した相談体制の構築に努めた。 ・広島県西部子ども家庭センターの研修へ子育て支援センター職員参加	—	—
②放課後児童クラブの充実	保育内容の充実	・地域に根付いた形での保育内容の充実	放課後児童クラブ	定員 235 人 4 か所	定員 265 人 7 か所	定員 265 人 7 か所	目標達成
	児童クラブ指導員の資質向上	・指導員の育成・強化により、各児童クラブが均質でかつ質の高い保育を実施する。 ・障害児受入推進による指導員の研修参加の推進	—	—	・コモンセンス・ペアレンティング研修 8 回 ・保育士、幼稚園教諭との合同研修会や県が実施する研修等に参加	—	—
	児童クラブ専用施設の整備とサービス拡大の検討	・良好な保育環境の整備と利用時間延長等の検討	—	—	未実施	—	—
③情報提供・相談体制の充実	子育て支援センターの情報集積、発信機能の強化	・関係者、関係機関との連携体制の構築 ・パンフレット作成、機関紙の発行 ・インターネットの活用	地域子育て支援センターの認知度・利用度	「知っている」(就学前調査) 85.2% 「利用したことがある」(就学前調査) 55.2%	・乳幼児医療費受給者証の更新申請時に行事予定表の配布 ・出生手続き時のパンフレット配布・広報紙、ポスター等で行事、イベント等の掲載 ・ブックスタート案内通知に同封	「知っている」(就学前調査) 100% 「利用したことがある」(就学前調査) 増やす	

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標					達成状況																							
			項目	H21 現状	H25 実績				H26 年度目標																						
					% <table><tr><td></td><td>利用 したい</td><td>利用 したことが ある</td><td>知 っている</td><td>知 らない</td></tr><tr><td rowspan="2">就学前</td><td>2.7</td><td>53.0</td><td>30.4</td><td rowspan="2">10.7</td></tr><tr><td colspan="3">86.1</td></tr><tr><td rowspan="2">小学校</td><td>1.1</td><td>19.4</td><td>37.3</td><td rowspan="2">29.7</td></tr><tr><td colspan="3">57.8</td></tr></table>					利用 したい	利用 したことが ある	知 っている	知 らない	就学前	2.7	53.0	30.4	10.7	86.1			小学校	1.1	19.4	37.3	29.7	57.8				
	利用 したい	利用 したことが ある	知 っている	知 らない																											
就学前	2.7	53.0	30.4	10.7																											
	86.1																														
小学校	1.1	19.4	37.3	29.7																											
	57.8																														
	家庭との接点を捉えた情報提供・相談体制の充実	・母子健康手帳、出生届時などを捉えた情報提供 ・携帯電話を利用した子育て情報システムの活用 の検討 ・地域の子育てアドバイザーとしての児童委員、主任児童委員、母子保健員の資質向上	子育てガイドブックの作成・発行	なし	・母子健康手帳交付時に子育て情報の提供（161 件）			平成 22 年度作成	目標達成																						
④子育て費用の軽減	乳幼児医療費助成の実施	・医療費負担を軽減し、疾病の早期発見・治療を促進 ・児童医療費助成制度を創設し、入院医療費の助成を 15 歳まで拡大 ・幼稚園就園奨励事業の継続実施	—	—	医療費の助成 通院については、就学前乳幼児の医療費の無料化し、入院については、中学 3 年生までの医療費を無料化 <table><tr><td></td><td>対象者</td><td>助成額</td></tr><tr><td>乳幼児医療費</td><td>1,232 人</td><td>41,033 千円</td></tr><tr><td>ひとり親家庭等医療費</td><td>369 人</td><td>9,803 千円</td></tr></table>				対象者	助成額	乳幼児医療費	1,232 人	41,033 千円	ひとり親家庭等医療費	369 人	9,803 千円	—	—													
	対象者	助成額																													
乳幼児医療費	1,232 人	41,033 千円																													
ひとり親家庭等医療費	369 人	9,803 千円																													

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
					保育料については、国の基準よりも低く設定し、入所児の負担軽減を図る。		
	生活福祉資金など公的資金の活用や子ども手当等についての周知	・生活福祉資金など公的資金の活用や児童手当等についての周知	—	—	生活福祉資金及び緊急生活安定資金貸付事業の実施 生活福祉資金：貸付件数 4 件 緊急生活安定資金：貸付件数 14 件	—	—
⑤ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対する自立支援の促進	母子自立支援員兼家庭児童相談員の設置	—	—	・母子自立支援員兼家庭児童相談員の配置 年間相談件数 536 件	—	—
	ひとり親家庭に対する経済的支援の推進	・母子福祉資金など公的資金の活用や児童扶養手当等について周知	—	—	・生活福祉資金付件数：4 件 ・緊急生活安定資金貸付件数 14 件	—	—
	ひとり親家庭に対する地域の支援の推進	・母子寡婦会に活動費の助成 ・住民団体への活動費助成	—	—	母子寡婦会へ活動費を助成	—	—
	保育施設の優先的利用	・保育所(園)、放課後児童クラブの優先的利用	—	—	・保育所(園)、放課後児童クラブにおいては、優先的利用の位置づけ	—	—

第4節「職場における子育て支援の促進」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①ワーク・ライフ・バランスの実施	セミナー等の開催	・企業や就労者に対する子育て支援への意識啓発	—	—	未実施	—	—
	広報媒体による普及・啓発	・労働時間短縮や育児休業取得の普及啓発	育児休業取得率	・男性 0.98% ・女性 21.3%	未実施	・男性 増やす ・女性 増やす	未実施
②ファミ	柔軟な就労形	・弾力的な勤務形態の導	—	—	未実施	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
リーフレンドリー企業の増加促進	態の導入促進	入促進					
	事業所内保育施設の整備促進	・国・県と連携した企業への啓発促進	—	—	未実施	—	—
	ファミリーフレンドリー企業の奨励	・仕事と育児の両立できる制度と職場環境を持つ企業の普及・促進	—	—	未実施	—	—
	一般事業主行動計画の策定促進	・法的に策定義務のない事業所について、モデル事業所を選定し、重点支援を実施	一般事業主行動計画策定企業数	策定企業数 (従業員 300 人以下) 1 企業	未実施	策定企業数 (従業員 101 人以上) 2 企業	未実施
③女性の再就職等の支援	女性の再就職等の支援	・国・県と連携した企業や事業主への啓発促進	—	—	就労支援員を配置し、再就職を支援	—	—

キーワード③：“のびのび”

第1節「子どもを育む環境の充実」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①子どもの遊び場の確保	学校施設の開放の促進	・学校施設の開放 ・地域に開かれた学校づくり	—	—	学校体育施設の開放 公民館や学校施設での交流会（土曜くまのっ子事業実施）	—	—
②さまざまな体験活動の推進	児童館の整備	・児童館の整備の検討	—	—	未実施	—	—
	子ども会活動などの支援	・子ども会活動への支援	—	—	・青少年研修会の案内	—	—
	多世代交流事業の推進	・保育所(園)・幼稚園、学校、健康センターなどでの多世代交流事業の推進	—	—	・熊中 組曲「筆の里くまの」の実施 ・東中「東中ソーラン」の実施 ・第一小 地域の方との交流会で昔遊び ・第二小 ひとり暮らしのお年寄り訪問 ・第二小 初神保育園との交流 ・第三小 西公民館における異世代交流（アイリスの会、ふたばの会）に参加 ・第四小 保育所との交流、お年寄りに昔遊びを教わる会の実施	—	—
	子どもによる環境保全活動などの推進	・「筆の里くまのエコキッズ」等の活動推進	・筆の里エコキッズ登録者数	・登録者数 21 人	未実施	・登録者数 30 人	未実施
	ジュニアボランティアの育成	・ジュニアボランティア活動の推進	—	—	・小学生の青少年赤十字研修会へ参加 ・青少年赤十字まつり（13 名）	—	—
	熊野筆の体験プログラムの充実	・筆の里工房と小・中学校の連携による、創作体験の場づくり	—	—	熊野筆事業協同組合による、小・中学校及び高校での筆づくり体験	—	—
	町民農園を活用した農作業	町民農園・観光農園等の整備	—	—	・町内 2 箇所（126 区画）レジャー農園	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
	体験の推進				・保育所（園）各園での農業体験		
③信頼される学校教育の推進	学校教育に対する地域社会の支援、協力体制の構築	・学校評議員制度の推進 ・学校評価実施の推進	—	—	・学校評議員会の開催 ・学校関係者評価委員会の開催	—	—
	子ども一人ひとりの習熟度等に応じた指導や少人数指導の推進	・学習速度や習熟度等の違いを認めた個々に応じた指導の推進	—	—	・習熟度別授業、少人数指導の実施	—	—
	保・幼・小・中・高連携教育の推進	・熊野町幼児教育振興計画に基づき、保・幼・小・中・高・地域の連携 ・熊野町研究協議会による12年間を見通した教育課程、学習・生徒指導の研究支援	—	—	・熊野町教育委員会主催研修、広島県教育委員会サテライト研修への参加 ・広島県学力向上総合対策事業、熊野町学力向上対策事業による小中連携 ・幼・保・小・中教育推進協議会の開催	—	—
	教育内容の多様化に対応した環境整備	・教育機器の更新など、教育環境整備の推進	—	—	・児童用椅子の更新整備 ・内線電話の整備（第三小） ・学校遊具点検、整備	—	—

第2節「子どもの権利を尊重した社会の実現」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
①子どもの権利に関する啓発	家庭内暴力(児童虐待、DV)防止に関する広報、啓発活動の推進	・住民への意識啓発	—	—	・各公民館等に啓発ポスターや懸垂幕掲示 ・オレンジリボンキャンペーンを実施し、虐待防止啓発マグネットの公用車への掲示やHPや広報紙での周知	—	—
②要保護児童対策の推進	虐待防止ネットワークの活用	・児童虐待の早期発見体制の構築	虐待防止ネットワークの活用	平成17年度設置	・民生課・学校教育課・保育所・幼稚園等との連携 ・児童虐待防止ネットワークの代表	虐待防止ネットワークの充実	目標達成

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標	
					者（1回）、実務者会議（4回）の実施 ・個別ケース会議の実施 ・広島県西部子ども家庭センター等 専門機関との連携		
	児童虐待防止 対策等の推進	・育児サークル参加など 孤立化の予防策の推進 ・保護者の悩みや不安の 解消 ・児童相談所との連携強 化	ゆっくりと した気持ち で子どもと 接する時間 のある割合	・就学前調査 64.8% ・小学生調査 調査中	・子育て支援センターでの親子のリ フレッシュ等講座の実施 ・広島県西部子ども家庭センター等 専門機関との連携	・就学前調査 増やす	目標達成

第 6 節 子ども・子育てニーズ調査結果概要

1. 調査方法

この計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、平成 26 年 1 月に「次世代育成支援等に関するニーズ調査」を実施しました。

調査地域 : 熊野町
調査対象者 : 平成 25 年 12 月 12 日現在、熊野町に住んでいる就学前児童のいる全世帯（就学前児童用 ①）及び小学生 4 年生以下の子がいる世帯のうち①を除いた全世帯（小学校児童用）
対象数 : 就学前 945 人 小学生 435 人
調査期間 : 平成 26 年 1 月 7 日～平成 26 年 1 月 21 日まで
調査方法 : 郵送による配布回収（督促ハガキ対応あり）

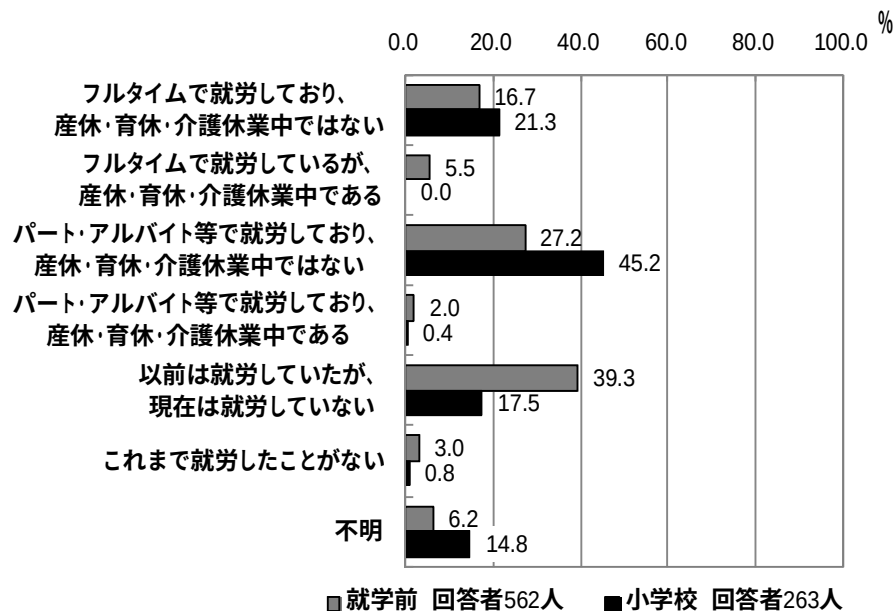
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	945 票	562 票	59.5%
小学校児童用調査票	435 票	263 票	60.5%
合計	1,380 票	825 票	59.8%

2. 調査結果の概要

(1) 就労状況

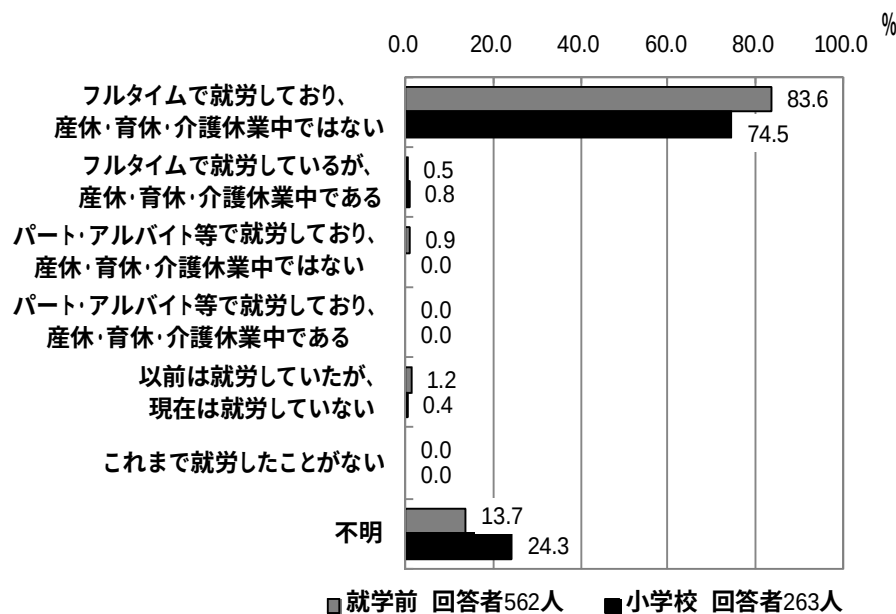
① 母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、就学前では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 39.3%、小学校では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 45.2%で最も高くなっています。



② 父親の就労状況

父親の就労状況についてみると、就学前、小学校ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、就学前では 83.6%、小学校では 74.5%となっています。



③【パート・アルバイト等で就労している人】母親のフルタイムへの転換希望

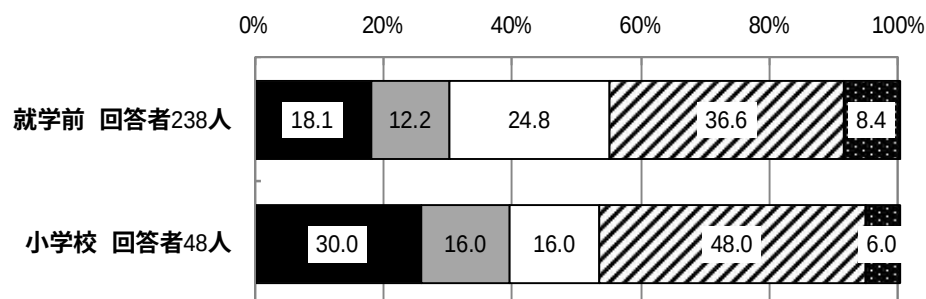
母親のフルタイムへの転換希望についてみると、就学前、小学校ともに「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が最も高く、就学前では 47.6%、小学校では 59.1% となっています。



- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- ▒ フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等で就労を続けることを希望
- ▨ パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明

④【就労していない・就労したことがない人】母親の就労希望

母親の就労希望についてみると、就学前、小学校ともに「1年より先に就労したい」が最も高く、就学前では 36.6%、小学校では 48.0% となっています。



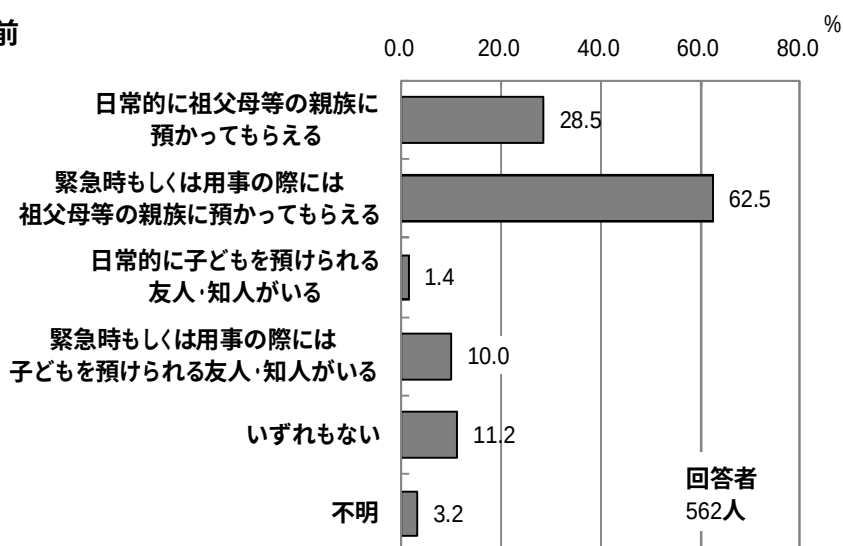
- 子育てや家事などに専念したい
- ▒ 就労の予定はない
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- ▨ 1年より先に就労したい
- 不明

Q) 日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人はいますか

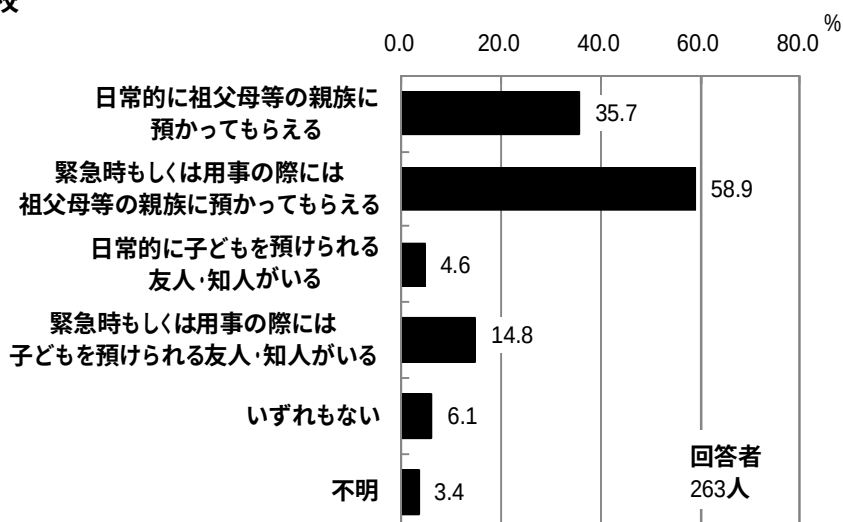
日ごろお子さんをみてもらえる親族や知人についてみると、就学前、小学校ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も高く、就学前では62.5%、小学校では58.9%となっています。

また、就学前、小学校ともに「日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる」の割合は低く、「いずれもない」については、就学前では11.2%、小学校では6.1%となっています。

◆就学前



◆小学校

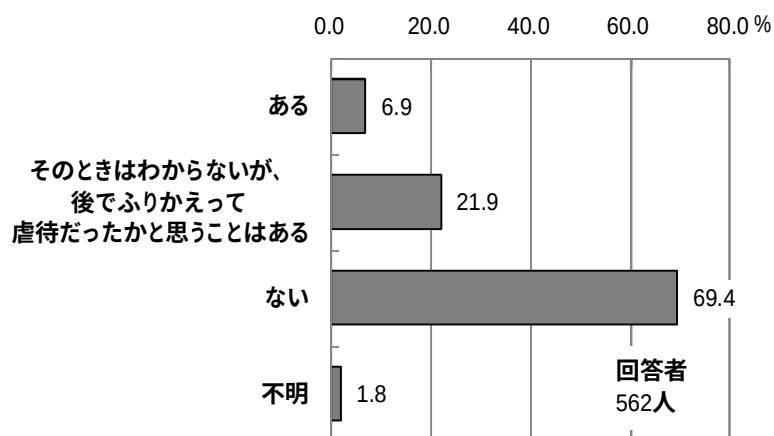


③子どもを虐待していると感じたことはありますか

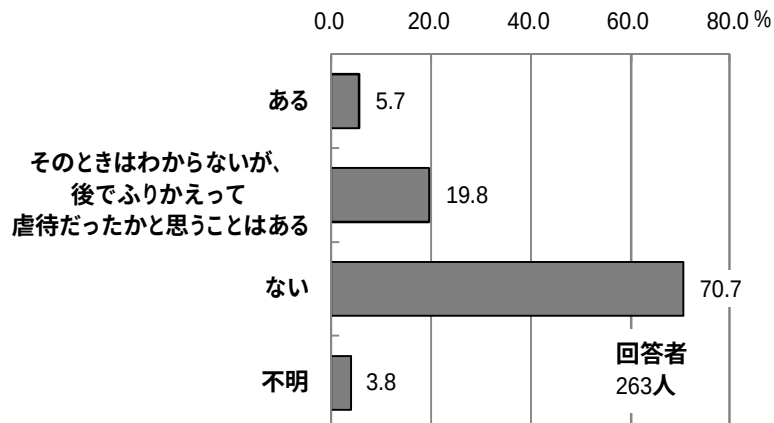
子どもを虐待しているのではないかと考えるかについてみると、就学前、小学校ともに「ない」が最も高く、就学前では69.4%、小学校では70.7%となっています。

一方、「ある」と「そのときはわからないが、後でふりかえて虐待だったかと思うことはある」を合わせた割合をみると、就学前では28.8%、小学校では25.5%となっています。

◆就学前



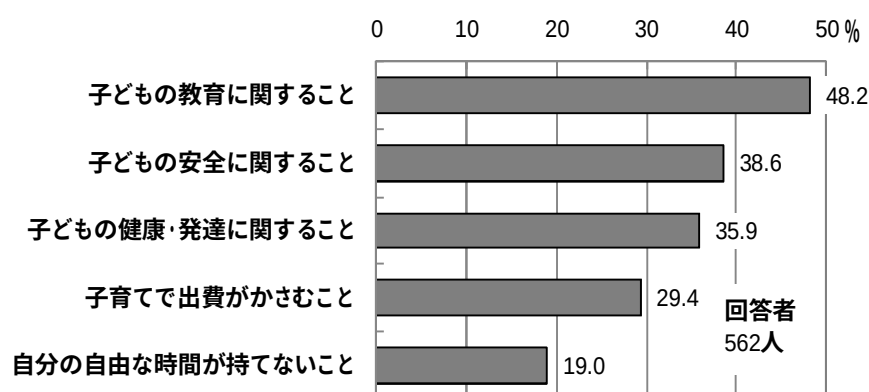
◆小学校



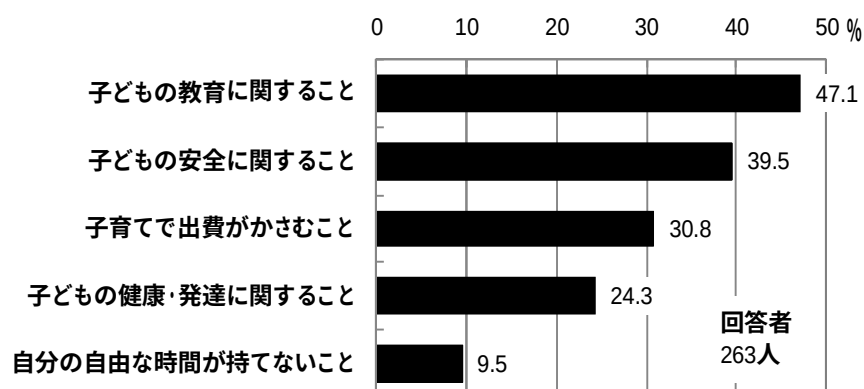
(4)子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

子育てに関する不安や悩みについてみると、就学前、小学校ともに「子どもの教育に関すること」が最も高く、就学前では 48.2%、小学校では 47.1%となっています。次いでともに「子どもの安全に関すること」が高くなっており、就学前では 38.6%、小学校では 39.5%となっています。

◆就学前【上位5項目】



◆小学校【上位5項目】



第7節 ニーズ調査結果からみられる考察

地域ぐるみの子育て支援と職場における理解促進が重要！

本町ではニーズ調査結果から、日ごろお子さんを親族や友人・知人にみてもらえない方が1割前後となっています。その一方、地域全体の子育て支援を目的とした、子育て支援センターの利用状況は2割程度となっています。

近年、地域ネットワークの弱体化が指摘されていますが、子育て世帯に最も身近な地域コミュニティにおいて、子育てをサポートしていく体制整備が求められるとともに、ファミリー・サポート・センター事業の推進や、住民参加による子育て支援ネットワークづくり、地域の高齢者と子育て世帯の交流など、多面的な取り組みを展開し、地域における子育て支援の活性化と子育て力の向上を図っていく必要があります。

また、母親の就労状況は子どもの年齢が上がるとともに高くなる傾向にあり、現在就労していない母親の就労希望では、「1年より先に就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という回答が就学前・小学校ともに高くなっています。

そのような中、出産前後に離職された方や職場における仕事と家庭の両立支援が整っていれば就労を続けていたということも挙げられています。

子育てにやさしい働き方が問われる現代において、今後は、企業を対象とした「働き方の見直し」や「仕事と子育ての両立の推進」等についての意識啓発、育児休業制度の周知並びに取得することについて、職場における理解が得られるための取り組みなどを推進していく必要があります。

さらに、少子化の流れを変えるためにも、多様で弾力的な保育サービスの整備充実に努めるとともに、男性を含めた企業への働きかけや男性の子育て参加の促進、育児中の保護者の再就職支援など、社会全体で少子化問題に取り組んでいくことも求められます。

そのほか、虐待していると思われる方は依然として2割程度となっていることから、子育てにおける不安や負担感を軽減し、虐待の早期発見・早期対応に努めることで、虐待防止につなげていく必要があります。

これらのことから、熊野町においては、多様化する子育てニーズに応えるため、地域ぐるみの子育て支援と職場における理解促進を主な課題として捉え、今後、各種施策や事業展開の検討を行う必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画のキーワード

本計画では、熊野町次世代育成支援行動計画【後期計画】で定めた、以下の3つのキーワードを引き継ぎ、今後の施策を展開します。



“安心 安全”

個人の生き方、価値観により、結婚や子どもを持つことに関する考え方はそれぞれ違いがあります。子どもを生むか生まないかは、個人の選択に委ねられるべきものですが、「子どもを持ちたいが、持てない」といった状況は解消すべき問題です。そして、この原因として少なからず挙げることができるのが出産・子育てに対する不安です。

従来、こういった不安は保護者自身の親等、家庭内の子育て経験者が支えることによって多くが解消されてきました。しかし、核家族化が進む今日では「親となることへの不安」「子どもの健やかな成長への不安」等、保護者が抱える多くの不安を社会で支え、「安心」に変えていくことのできる体制づくりが必要となっています。また、その大前提として保護者が、親としての責任と自覚を持ち、子育てと真に向き合うことが重要であり、今の親に対する家庭の役割の啓発や将来親となる児童・生徒に命の大切さ・温かさ等を伝えていく必要があります。

さらに近年、社会・経済情勢の変化にともない、事故・犯罪等が起こりやすい状況となっており、全国的にまちの安全面に対する地域住民の不安が高まっています。本町においても、急速に進む都市化に対応してきめ細かい対策を望む声が多く聞かれており、これに積極的に応え、地域で見守る体制をつくり、子どもたちのみならず町民全員の「安心」と「安全」を確保していく必要があります。

“支え合い”

子育ての基本は家庭にあるといえますが、保護者や子どもにとって家庭の次に身近な「地域」は、家庭と同様に大切な子育てのステージです。本町は比較的地域のつながりが強いまちといえますが、近年の都市化に伴って徐々に人間関係の希薄化も懸念されています。子育てに係る不安や悩みの中には、地域の保護者同士や子育て経験者等との交流の中で解消されるケースも少なくありません。また、子どもにとっても地域の大人たちから学ぶことは多くあります。このように地域は、家庭で補いきれない育児の負担を支え、保護者や子どもに大きな安心感を与えるものであり、今後もそのつながりはしっかりと引き継いでいかなければなりません。

また、子育てに係る問題の中には家庭や地域だけで解決できないものもあります。就労状況が変化する中、仕事と子育ての両立や、多様な働き方に対応した保育サービスの充実が求められており、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら子育てができるよう、保育施設の質・量をともに強化・充実させ、保護者が仕事をしながらも十分主体的に子育てを行っていただける社会をつくっていく必要があります。

このように家庭・地域・行政・企業等が、それぞれの役割を担い、欠ける部分を補い、支え合う社会を築くことが、本町の進めていくべき子育て支援の大切なテーマとなっています。

“のびのび”

一般的に少子化が与える影響のひとつに、子どもたちの社会性を育む機会が減少することが挙げられています。

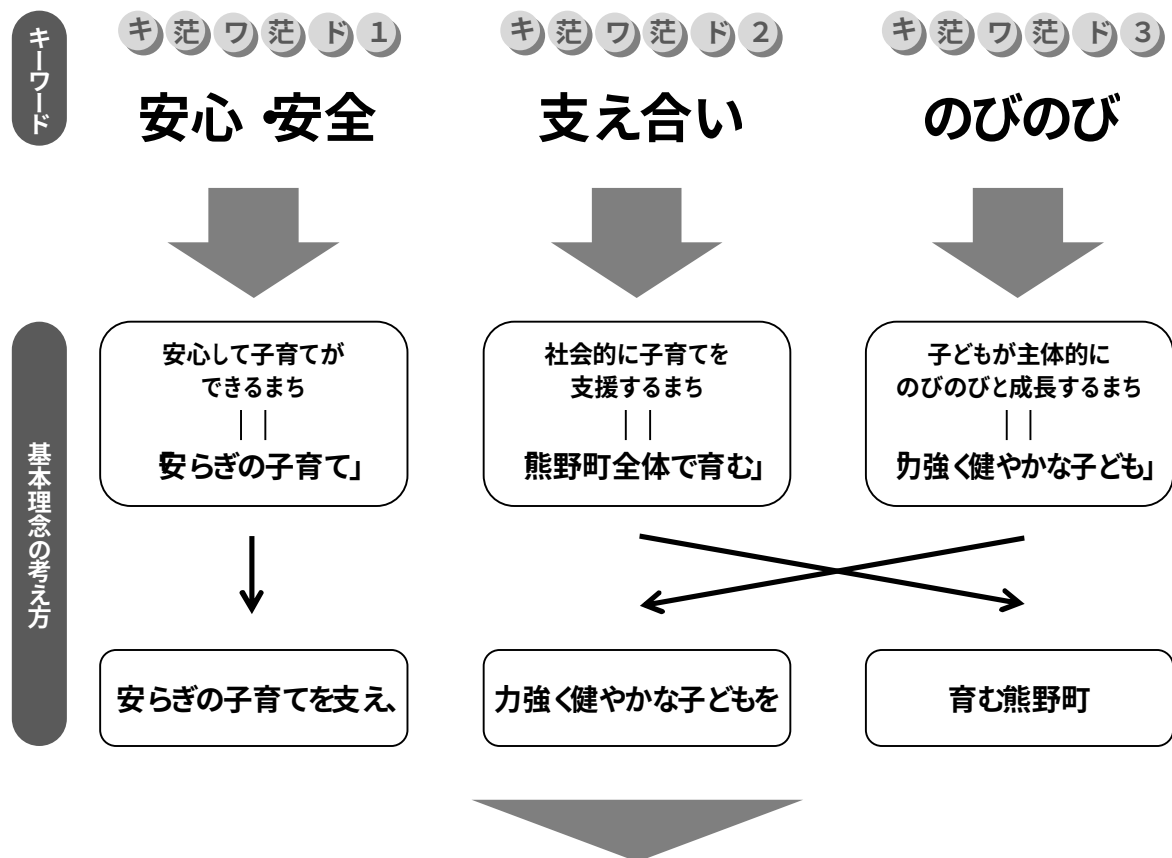
子どもの社会性を育む場のひとつに「遊び」があります。子どもは遊びを通じて満足感・充実感・達成感、時には社会のルールを学びます。また、子どもはさまざまな体験を通じて「生きる力」を身につけていきます。しかし、最近の子どもたちの間では、スマートフォンや小型のゲーム端末等の普及により、自然とふれあえるような屋外での遊びの減少、ひとり遊びの増加、仮想的な体験の増加等の傾向がみられます。さらに、町民の間では「熊野町は自然が豊かなのに、その自然とふれあうような場が少ない」「子どもがのびのびと遊べる場所が少ない」といった指摘も多く聞かれています。

また、子どもの主体的な成長には元気な心を欠くことはできません。いじめや不登校、そして幼い子どもを抱える母親が不安やストレスを感じるにより生じる児童虐待が、社会全体で深刻な問題となっています。また、障害のある子どもにおいては、早い時期からの適切な治療等、早期発見・早期対応が求められています。

今後はこのような現状を踏まえ、育てる側への支援とともに、育つ側である子どもが主体的にのびのびと社会的成長を遂げていくことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

第2節 計画の基本理念

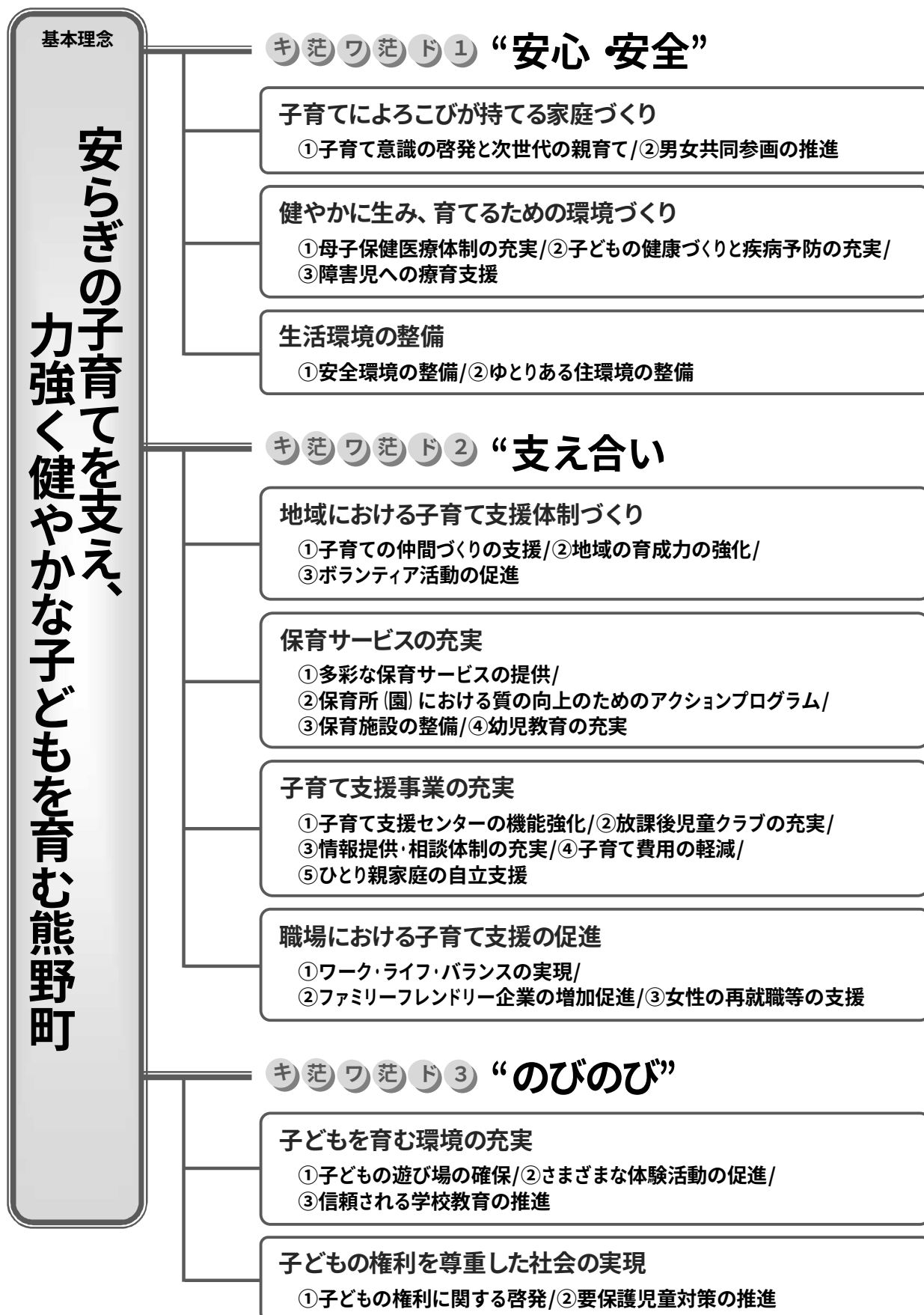
本計画における基本理念についても、先に掲げた3つのキーワードを基に、前回計画で設定した以下の基本理念を引き継ぎます。



基 本 理 念

安らぎの子育てを支え、
力強く健やかな子どもを育む熊野町

第3節 計画の体系



第3章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育の提供区域の設定

国においては、量の見込みや確保策を設定するにあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとなっています。本町では、保育所や幼稚園の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定します。

第2節 教育・保育給付

1. 保育認定

子ども・子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要がない子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育が必要な子ども	保育所・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育所・認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の保育所・認定こども園を利用できる家庭

2. 教育・保育認定者数の推計

■1号認定者(3～5歳、認定こども園及び幼稚園)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	231	225	216	222	212
確保方策	231	225	216	222	212

■2号認定者(3歳～就学前、認定こども園及び保育所)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	82	80	77	79	75
確保方策	82	80	77	79	75

■2号認定者(幼稚園利用)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	223	217	208	214	204
確保方策	260	253	243	249	238

■3号認定者(0歳、認定こども園及び保育所＋地域型保育)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	88	87	85	83	80
確保方策	41	40	39	38	37

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■3号認定者(1～2歳、認定こども園及び保育所＋地域型保育)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	184	179	180	172	167
確保方策	148	144	145	139	135

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

単位:箇所数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	0	0	0	0	1
確保方策	1	1	1	1	1

■地域子育て支援拠点事業

単位:人回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	923	942	952	977	962
確保方策	923	1,151	1,379	1,607	1,838

■妊婦健康診査

単位:人、回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	2,394	2,380	2,310	2,254	2,170
対象人数	171	170	165	161	155
健診回数	14	14	14	14	14
確保方策	2,394	2,380	2,310	2,254	2,170

■乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	171	170	165	161	155
確保方策	171	170	165	161	155

■養育支援訪問事業等

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	20	21	22	22	22
確保方策	20	21	22	22	22

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	18	17	17	17	16
確保方策	0	0	0	0	0

確保方策の考え方

ニーズをみながら、近隣市町との連携について検討する。

■ファミリー・サポート・センター事業（1～3年生）

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	8	10	10	10	10
確保方策	8	12	16	20	24

■ファミリー・サポート・センター事業（4～6年生）

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	4	5	5	6	6
確保方策	4	8	12	16	22

■一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	24,580	23,917	22,963	23,585	22,507
1号認定	2,163	2,104	2,020	2,075	1,980
2号認定	22,417	21,813	20,943	21,510	20,527
確保方策	12,779	12,434	11,938	12,261	11,701

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■一時預かり事業（在園児対応型以外）

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	354	345	337	336	323
確保方策	354	345	337	336	323

■延長保育事業

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	140	139	138	140	136
確保方策	140	139	138	140	136

■病児保育事業

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	272	261	253	249	239
確保方策	0	0	0	0	0

確保方策の考え方

ニーズをみながら、近隣市町や施設との連携について検討する。

■病後児保育事業

単位:人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	212	204	198	194	187
確保方策	630	630	630	630	630

■放課後児童クラブ (1～3年生、放課後児童健全育成事業)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	207	212	194	189	180
確保方策	262	275	256	252	244

■放課後児童クラブ (4～6年生、放課後児童健全育成事業)

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込値	93	93	96	93	95
確保方策	58	53	71	93	95

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 安らぎの子育て 安心・安全

1. 子育てによるこびが持てる家庭づくり

現状と課題

子育てに負担を感じている方は、多い状況であり、「子育ては大変」というイメージが根強くある傾向があります。しかし、実際に子育てを経験すると子育ては楽しく、喜びを感じられ、子どもと一緒に成長することができたという声も多く挙がっています。また、子育てを通じて親同士のネットワークが広がるとともに、地域でのコミュニケーションづくりにもつながっていきます。

次代の親の育成として、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を教育・啓発するとともに、それを実現するための地域社会の環境づくりが求められています。

保護者が親としての自覚と責任を持ち、親子のコミュニケーションをしっかりと取りながら、温かい家庭の中で子どもを育てることが、子どもにとって最も望ましい環境です。本町では、ブックスタート事業を実施し、親子のコミュニケーションづくりの支援を行っています。

今後も引き続き、親子でふれあえる場やコミュニケーションづくりができる場を提供し支援していくとともに、思春期の中学生や高校生が、子どもとふれあい、子育てや家庭の大切さを理解できるよう子育てについて学び合う場づくりを進めていくことも重要です。

近年、共働き家庭の割合が増加していく中で、男女の家庭内での育児に関する役割分担は大変重要なものとなっています。どちらかに育児をまかせきりになれば、まかされた方がストレスを溜め込む原因にもなります。そのため、男女がともに育児に対する考えを共有し協力して家庭を築くことが今後求められます。本町においても、子育てをテーマとした講演会を実施し、父親や祖父母等子育て中の母親をサポートする方々へ啓発を行っています。また、本町では、「男女共同参画宣言都市」を宣言し、男女がお互いにその性別にとらわれず、一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現をめざしています。今後も引き続き子育て中の母親をサポートするための講演会や男女共同参画に対する意識の啓発を図るとともに、男女がともに家庭内における自らの役割を自覚し、男女共同参画社会の実現につながることを本町全体で意識していく必要があります。

今後の方向性

(1) 子育て意識の啓発と次世代の親育て

広報媒体等による意識啓発の推進

- 広報紙やホームページをはじめとする各種広報媒体において、少子化の現状や問題点、子ども生み育てることの大切さ、町の取り組む子育て支援施策等を掲載し、子育ての喜びや責任感を育んでいくとともに、子育て支援施策の普及に努めます。
- 子育てをテーマとした講演会や講座等の開催を積極的に企画し、家族はもちろん、地域で子育てをサポートする人たち等あらゆる立場にある人に対して、子育て意識の醸成を図るため啓発していきます。

子育て家庭に対する機会を活用した意識啓発の推進

- 妊婦相談、両親学級や乳幼児健診等の場合は、必要な知識の普及を図るだけでなく、行政と子育て家庭が直接関わることでできる重要な場として捉え、参加者が保護者としての責任感を自然と育んでいけるような内容（親の関わり方が子どもの心に与える影響、子どもとのコミュニケーション手段の紹介等）の工夫に努めます。
- 母子保健事業を通じて、子育てパンフレット、母子保健事業の紹介等を配布するとともに、子育てをテーマとした講座を開催し、保護者の子育て不安の軽減を図ります。

ブックスタート事業の充実

- 親子のコミュニケーション手段として有効なブックスタート事業について、町立図書館や保健師、主任児童委員、読み聞かせボランティア等と連携した取り組みを実施します。

乳幼児とふれあう機会の充実

- 学校における家庭科教育の時間や長期休暇中の地域活動等で、保育所（園）・幼稚園と連携した乳幼児とのふれあいを積極的に推進し、命の大切さ・温かさ、家庭の役割等の意識啓発を図ります。

Q)男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成に向けた計画的な施策の推進

- 性別役割分担意識にとらわれることなく、女性も男性も夢と輝きを持っていきいきと暮らすとともに、男女が人間として一人ひとり自立し、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を計画的に形成していくため、「改訂版 熊野町男女共同参画プラン～男女に描こう 虹色の未来～」(平成25年度)を推進していきます。また、本町は、平成20年に「男女に描く虹色の未来」を基本目標とする「男女共同参画宣言都市」を宣言し、女性も男性も一人ひとりの能力がのびのびと発揮できるまちづくりの実現を目指し、男女共同参画講座・マナー講座などを実施しています。

乳幼児期からの男女共同参画に関する学習の推進

- 乳幼児期は人格の基礎を形成する重要な時期であるため、将来、ジェンダーにとらわれることのないよう、保育所(園)や幼稚園において男女が特性を認め合い、個性を生かし自分らしくのびのびと成長できるように男女平等教育を進めていきます。また、このことの重要性を家庭にも啓発し、家庭における男女平等教育の促進と育児環境への配慮を働きかけます。

学校教育における男女共生の意識醸成と環境整備

- 小学校・中学校の家庭科や道徳等の授業、進路指導、生徒会活動等のさまざまな場で、男女の固定的な役割分担意識が形成されることのないよう指導を行います。
- 学校における正しい男女共同参画の推進を図るため、児童・生徒を指導する立場の教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、研修活動等への参加を促進します。

高齢期における男女共生の意識醸成と環境整備

- 高齢者においては、固定的な性別役割分担意識が比較的強く残っている傾向があり、このことが家庭を取り巻く家事・育児、また、介護等に大きな影響を与えています。広報記事掲載等の各種広報媒体や孫育て講座、各健康教室、高齢者の社会活動の機会等を捉え、男女共同参画意識を醸成する啓発活動に努めます。
- 高齢者福祉施策と連携しながら、必要な介護サービスの利用や社会活動への参加を促進し、高齢者の自立を支援することによって、家庭の介護環境の改善を図るとともに、高齢期の男女それぞれが、長年培ってきた能力を十分発揮できる社会参加の機会を提供し、男女が平等な立場で高齢期を安心して暮らせる環境を整備していきます。

地域社会における男女共同参画の促進

- 地域社会における各種ボランティア活動、消費者活動、環境保全活動、自治会活動等において、男女がともに参加しやすい条件を整え、性別によって取り組みが偏ることなく、あらゆる活動が「地域全体」で進められるよう働きかけます。

2. 健やかに生み、育てるための環境づくり

現状と課題

核家族化が進み、家庭や地域における養育機能が低下しているといわれています。妊娠中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるためには、正しい知識や情報に基づいた妊婦初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要であり、安心して出産を迎えるために妊婦健康診査を受診することが大切です。

さらに、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが重要です。

近年、社会環境の変化に伴い、子どもの食を巡る環境は大きく変わってきています。生活環境等の乱れにより、栄養の偏り、肥満傾向の増加、生活習慣病、食に起因するさまざまな健康問題が起きています。また、核家族化の進行等によって、伝統的な食に関する知識や技術を次の世代に伝えていくことが難しくなっています。

このような現状から、乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。このため、保健分野や教育分野をはじめさまざまな分野が連携しながら、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動等を進める必要があります。また、低体重児の出生増加等を踏まえ、妊産婦の健康の確保を図る必要があることから、妊産婦を対象とした、食に関する学習の機会や情報提供を進めることも必要です。

現在、本町では「スマイルキッズ」や「あそびの教室」等を実施し、障害児や家族に対する支援を行っています。いろいろな体験を通じた遊びの場の提供は、子どもが楽しめるだけでなく保護者同士の情報交換の場にもなっています。

今後も障害児への療育体制を充実していくとともに、障害の早期発見・早期対応に努めるため、相談事業や健康診査等での支援体制の充実を図る必要があります。

今後の方向性

(1) 母子保健医療体制の充実

妊婦相談・両親学級などの健康教室の充実と参加しやすい環境づくり

- 健康教室や母子健康手帳交付時等を利用し、妊娠中の喫煙・飲酒の防止をはじめ、その他妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及を行います。また、子育ての仲間づくりの場として、ニーズに沿った内容の充実に努めます。
- 妊娠届の際や家庭訪問等の機会を捉え参加を促す等、他の事業との連携によるPRを強化するとともに、開催回数、日時等について必要に応じた見直しを行い、より多くの参加が得られる環境づくり（夜間開催・休祝日開催等）を進めます。

妊産婦・乳幼児の訪問指導の推進

- 乳児家庭全戸訪問を引き続き実施します。また、産婦人科、小児科等医療機関と連携を図り、状況に応じて妊婦や幼児の訪問を行い、妊娠中から産後の生活、育児方法等についてのアドバイスを行うことによって、対象者の不安の軽減を図ります。訪問できない場合は、電話や育児相談等の機会を利用し、実施していきます。

乳幼児健診の充実、強化

- 保健師等のスタッフの配置やデータ管理体制等の充実によって、健診結果を活用した指導・相談内容の一層の強化を図ります。
- 受診率向上のため、引き続き個別通知を実施するとともに、未受診者に対する受診勧奨を強化します。また、健診中の待ち時間の解消や待ち時間における企画の実施等に取り組み、受診者の満足度を高めていきます。

要事後指導児へのフォロー体制の充実

- 乳幼児健康診査の結果、フォローが必要と判断される乳幼児に対しては、保育所（園）や幼稚園との連携を図り、家庭訪問や個別相談、フォロー教室等による保健相談を引き続き推進していくとともに、対象者の成長にあわせて関係機関と連携しながら継続した支援を行っていきます。

かかりつけ医の推進

- かかりつけ医は、子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たすことから、保護者がかかりつけ医を確保しやすいよう、必要な情報提供や地域医療体制の充実に努めます。

夜間・休日等救急医療体制の周知

- 夜間・休日等における救急医療体制について、各種教室等で伝えるとともに、夜間・休日等における救急医療情報を広報紙やホームページを通じて、定期的に周知していきます。

2) 子どもの健康づくりと疾病予防の充実

乳幼児期から思春期に至るライフステージに応じた健康教育の推進

《歯の健康づくりの推進》

- 生涯健康で質の高い生活を送るためには、歯・口の健康づくりが欠かせないことから、妊娠期・乳幼児期における歯科検診や幼児教室でのむし歯予防、仕上げ磨き、子どもの歯の相談や指導等を引き続き充実させていきます。また、学童期においては、月に一度の「いりこ給食」や歯磨き指導を引き続き実施するとともに、歯科検診、歯科保健学習を検討し、永久歯のう蝕予防と治療に向けた継続的な歯科保健体制を整備していきます。

《食育の推進》

- 熊野町食育推進計画「笑顔はな咲く食育プラン」を基本として「食育」に取り組んでいきます。
- 家庭に対して「食」を中心とした健康情報の提供を行い、食生活への関心を高めていくとともに、乳幼児健診や離乳食教室等母子保健事業の機会を通じて食のリズムや家族で楽しく食事を摂取することの大切さを啓発していきます。
- 栄養士等による「食育講座」「出前講座」などの食に関する学習会を開催し、生涯にわたり、望ましい食習慣を身につけ実践できるよう、子どもの成長に合わせたよりよい食生活のあり方について親子がともに学習し、体験できる場の提供を行います。
- 特に、朝食の摂取については、健康面だけでなく、授業への集中力や学習効果にも影響することから、「早寝、早起き、朝ごはん」の大切さを子どもたちや保護者に理解してもらうよう努めます。
- 食と肥満の関係についての情報を提供し、学習機会の場を設け、肥満児の減少に努めます。
- 子どもの時から食育を学ぶことにより、早くからの健康の維持・増進にもつながることから、学校においても、保健体育や家庭科の授業を通じて早くからの健康意識の向上につなげる等、食育の推進に努めます。

《スポーツ少年団等の組織の育成》

- スポーツを通じて、人と人とのつながりを深め、心身ともに健全な子どもの育成を図るため、スポーツ少年団をはじめとする各種スポーツ組織の自立・育成を進め、生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整備します。
- 組織の中心となるリーダーづくりや、ボランティアを含む指導者の育成・確保等の指導体制の強化を支援します。

子どもの「心の健康づくり」の推進

- 多様化する子どもの心の問題に対して、学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもの心の健康づくりに取り組めるよう、意識啓発を推進します。
- 学校におけるスクールカウンセリングや町の教育相談室をはじめとして、各相談機関や電話・インターネットを利用した相談サービス等の周知を行い、心の健康の回復や保持増進を支援します。

保育所（園）幼稚園、学校における定期健康診断の事後措置の強化

- 保育所（園）・幼稚園、学校における定期健康診断の結果、フォローが必要と判断される幼児や児童・生徒については、適切な予防措置、治療の指示、保健指導を推進していくとともに、これらの措置等が確実な治療・療育へと結びつくよう、関係機関と連携していきます。
- 小学校においては、骨粗しょう症予防事業の一環として、「いりこ給食」、中学校では、「骨密度測定」を実施し、カルシウムの必要性について意識づけを行います。

計画的な健康づくり運動の展開

- 職場や地域、町民がそれぞれ主体的に健康づくりを実践し、子どもから高齢者までが健康で生き生きと楽しく生活できるまちをめざして、「笑顔 はな咲く 健康くまの21」を策定しました。子どもや保護者を含め町民全員が、計画的に健康づくりに取り組み、また健康づくりを社会的に支援できるように努めます。

予防接種の推進

- 医療機関・学校等の関係機関と連携を図るとともに、未接種者への個別通知を実施し、予防接種率の向上に努めます。
- 広報紙やホームページ等を通じて、予防接種の必要性や受け方についての周知を図ります。
- 予防接種が町外のかかりつけ医でも申請により実施可能となっており、引き続き予防接種しやすい体制づくりを進めます。

③障害児への療育支援

地域療育体制の整備

- 地域での療育を推進するため、関係機関と連携して、障害児一人ひとりのニーズに応じた情報提供と相談・助言を行います。
- 保育、教育、保健・医療・福祉等、各関係機関の連携による障害児それぞれの成長段階に応じた総合的な療育ケア機能の整備を推進します。
- 「スマイルキッズ」や「あそびの教室」の機会を通じて、発達に不安を持つ家族への支援を今後も引き続き継続して実施していきます。
- 障害のある人の生育暦やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるサポートファイルの記入について、保護者に助言等を行い、活用しやすい環境を整えるよう努めます。
- 関係部署による「発達障害連絡会」での発達障害に関する啓発活動、支援体制づくりなどに努めます。

障害児在宅福祉施設の推進

- 障害児本人及びその家族の日常生活を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス等をはじめとする各種在宅福祉サービスが、必要なときに身近な地域で利用できるよう、総合的・効果的・効率的な提供体制を整備します。
- 障害福祉サービスなどの利用者には、円滑に利用できるよう相談支援事業所及び関係機関との連携を図ります。

特別支援教育体制の充実

- 小・中学校における特別支援教育を、保護者との連絡のもとに一層きめ細やかに実施します。また、特別支援教育については、校内外で計画的に実施し、実態把握や指導方法について引き続き研修を行います。
- 放課後児童クラブについて、就学支援と同様に本人及び保護者の意思を尊重しながら、適切な受け入れに努めます。

3. 生活環境の整備

現状と課題

交通弱者である子どもにとって、交通安全対策は必要不可欠となっています。本町においても、道路の新設や改良、点検等を行ってきましたが、町民からは「信号機、横断歩道が少ない」「歩道の整備をしてほしい」といった意見も多数あり、さらなる整備が求められています。また、子どもを交通事故から守るために、交通安全教室等を引き続き実施し、学校、警察、関係団体等と連携し、事故防止の意識啓発や環境整備に努めていく必要があります。

近年、子どもを対象とした犯罪は増加しており、実際に表立った事件にまでは至らなくてもそれに至る可能性のある出来事は多発傾向にあると考えられます。また、夜間になると、暗く人どおりが少ない場所等において、犯罪が発生する不安を抱えた地域がまだ多数あるということも課題となっています。

ニーズ調査では、子どもの安全を守るために、特に重要と思われることについて「地域ぐるみのパトロール等、子どもを犯罪から守るための取り組み」が最も多くなっています。

本町における防犯対策としては、防犯灯の設置や下校時見守り隊パトロール活動、青色回転灯をつけた公用車による巡回等を実施しています。今後も引き続き防犯対策を行うとともに、地域住民の協力による声かけやパトロール活動等、地域ぐるみでの防犯意識の向上と防犯活動の推進を行う必要があります。

居住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであり、良好な居住環境の確保が求められています。また、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備や、子どもの視点も含めたバリアフリーのまちづくり「ユニバーサルデザイン」といった発想が、まちづくりには求められています。

今後の方向性

(1) 安全環境の整備

道路環境の安全確保

- 幹線道路網の整備を推進することによって生活道の交通量を緩和し、日常生活における歩行環境の安全性を高めます。
- 子どもの動線や目線、また、乳幼児を連れた保護者等の通行等に配慮し、ガードレール等の安全施設整備や歩道の段差解消を進めるとともに、引き続き公安委員会に対して、横断歩道の整備を要望していきます。
- 道路の新設・改良と併せて、既存道路施設の継続的な維持管理により道路環境の安全・安心の確保に努めます。

校区内危険箇所の点検の推進

- P T A 活動において実施されている各学校区内危険箇所の点検のうち、交通に関するものについては、熊野町交通対策協議会（行政・警察・学校・P T A・教育委員会）により、毎年対策を審議し、可能なものから改善を実施していきます。
- 町内全学校で交通安全教室を実施し、交通安全対策等について意識啓発を行うとともに、P T A 交通安全当番、防犯ボランティア等による下校時の見守りや青色回転灯をつけた公用車の巡回を実施し、地域の見守り体制の充実を図ります。

交通安全対策の充実

- 熊野町交通安全計画をもとに、交通安全活動に取り組むとともに、幼児から高齢者に至るまで、交通安全教室の開催等によって交通安全思想の普及を推進します。
- 町民の交通安全意識の向上を図るため、全町民を対象とした交通安全啓発事業を実施します。
- 子育て支援センターにおいてチャイルドシート及び幼児二人乗り自転車の貸出しを引き続き行い、子育て家庭の支援と乳幼児の安全確保を図ります。

保育所（園）幼稚園、学校における防犯、防災対策の充実

- 保育所（園）・幼稚園、学校等子どもが集団で生活する場において犯罪の被害にあうことのないよう、各施設における防犯設備を強化するとともに、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。
- 保育所（園）・幼稚園、学校等における避難計画を策定し避難訓練を強化するとともに、防災設備の点検と充実に努めます。
- 小学校においては、児童が登下校時等に携帯できる防犯ブザーの貸与や安全マップ等の作成、登下校中の見守り隊のパトロール等を実施し、防犯体制のさらなる強化を図ります。また、A E D講習会を実施し、A E Dの使用方法を啓発します。
- 小・中学校においては、社会における基本的なルールを身につけさせ、常に規範意識を持った責任のある行動ができる子どもたちの育成に努めます。

子どもの事故予防知識の普及啓発

- 子どもは好奇心が強く、特に誤飲、溺水、やけどといった事故を引き起こしやすいことから、保護者に対して各訪問や健診、相談の機会を通じて、子ども特有の事故の予防知識や応急処置方法の普及・啓発を図ります。
- 保護者だけでなく子どもを見守る地域の人たちに対しても事故予防の知識や応急処置方法を啓発し、普及に努めます。

地域の防犯 防災体制の充実

- 犯罪に対しては、地域の結束力を示すことが効果的であることから、地域の協力のもと「子ども 110 番の家」への取り組みを引き続き推進するとともに、各学校別子ども 110 番の家マップを作成し、子どもたちにも場所がわかるように啓発していきます。また、P T Aや地域ボランティアによる登下校の見守りを実施し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。
- 「熊野町防犯まちづくり協議会」（住民、学校等関係機関、各種団体等、警察、行政が会員となる住民指導の協議会）では、防犯に関する取り組み内容の確認や意見交換等を行っており、今後も引き続き取り組みを支援し、地域ぐるみの防犯体制の確立を進めます。
- 地域における自主防災組織の取り組みを強化し、子どもをはじめ、高齢者や障害者等への配慮も十分なされた地域防災体制の確立を進めます。
- 自主防災組織の設立及び活動の活性化に向け、避難マニュアルの作成や各種支援施策の確立に取り組みます。

防犯灯の維持・整備

- 防犯灯設置費及び維持費への補助金交付等を継続し、夜間の安全性の向上に努めます。

Q) ゆとりある住環境の整備

福祉のまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害者を含め、誰もが快適に生活しやすいまちづくりを進める中で、子育て家庭に対しては、公共施設等への授乳室やベビーベッドの設置等、子育て支援設備の整備を進めるとともに、同様の取り組みを民間に対しても働きかけていきます。
- 公共施設の新設時においては、授乳室を設置するとともに、既存施設については、子育て家庭が安心して使用できるようバリアフリー化を実施します。
- 町内全域で高齢者が容易に通える範囲に通いの場を住民主体で展開するために、町内各地域住民に対し、技術的・知的援助を行い、三世代交流など、地域の交流の場づくりに努めます。
- 町内で食事や日用品、健康相談、墓掃除など高齢者にやさしいサービスを提供している事業所を「熊野町いきいき生活応援店」として認定し、高齢者だけでなく、妊産婦や子育て世帯が活用することにより、認定店を増やし、やさしいまちづくりに努めます。

世帯構成の変化に対応できる公営住宅の整備

- 住宅建替え時に需要のバランスを考慮しながら、高齢者、障害者、子ども等の生活に配慮されたやさしい環境とともに、多世代世帯、多子世帯等、さまざまな世帯がゆとりある空間の中で生活できる公営住宅の整備に努めます。

福祉連携型住宅と西部地域健康センターの連携

- 県営熊野住宅における子育て世帯向け特定優良賃貸住宅及び高齢者向けの県営住宅と、高齢者の介護予防事業等に取り組む西部地域健康センターとの有機的な連携を促進し、子育て世代と高齢者が日常的に交流する豊かな生活空間を創造していきます。
- 西部地域健康センターでは、クリスマス会等を開催するなど、高齢者と子どもたちがイベントを通じて多世代交流する場として引き続き実施していきます。

第2節 まち全体で育む 支え合い」

1. 地域における子育て支援体制づくり

現状と課題

出生率の低下や核家族化及び就労形態の多様化が進展する中であって、子育てをめぐる状況が大きく変化しています。近隣住民との関係の希薄化が進み、従来のように地域の人がお互いに助け合って子どもを育てることが難しくなっています。このため若い親は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。地域における良好な人間関係の構築と地域の中につながりあう子育て支援を推進するためには、地域の中で子どもたち同士のつながりを強めると同時に、大人との交流の場の拡大も求められています。子育て中の親がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備するとともに、親同士で気軽につきあえる子育ての仲間づくりが重要となっています。

また、安心とゆとりを持って子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。そのためには、行政からの最新の情報提供はもちろんのこと、親自らも子育てに関する情報収集や近所との情報交換に努める必要があります。

地域は、子どもにとって社会性や自主性を培う重要な場であることから、地域活動等を通じてさまざまな体験を得ることができる環境づくりを進めていくとともに、「誰かの子ども」ではなく、「熊野町の子ども」として温かく見守っていく地域住民の意識を醸成していく必要があります。また、このような意識の中から生まれる育児ボランティア等、自主的な活動への支援も積極的に進めていく必要があります。

今後の方向性

(1) 子育ての仲間づくりの支援

サークル活動の支援、育成

- 既存のサークル活動の様子等を広報媒体を通して積極的に発信し、活動の活性化を図っていくとともに、活動場所の確保、他サークルとのネットワーク化等、さまざまな側面支援を展開していきます。
- サークル活動等の中心となるリーダーの育成を進めるとともに、母子保健事業における各種教室等でサークル活動の参加・育成へのコーディネートを進めます。

民生委員児童委員、主任児童委員等によるサークル活動等への参加促進

- 子育ての孤立化を解消するため、地域活動を行う民生委員児童委員、主任児童委員等が閉じこもりがちな子育て家庭に対して、サークル活動等への参加を働きかけられるよう、必要な情報の共有やコーディネート力の強化を進めます。

公民館等のオープンスペースで集まれる場の設定、確保

- 公民館等のスペースについて、サークル活動等への活用が可能なものは、その確保を積極的に進め、子育ての仲間づくりの場として提供していきます。

公民館での家庭教育講座による母親ネットワークづくり

- 小学校3年生までの母親などを対象とした家庭教育講座を開催し、仲間づくりの場を提供する。

児童関係施設における地域交流事業

- 保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの児童関係施設において、保護者のサークル活動や地域の子育て家庭が自由に集える場を提供することなどにより子育ての仲間づくりを支援します。

Q) 地域の育能力の強化

地域ぐるみの子育ての推進

- 人間関係の希薄化が引き起こす子育て上の問題や子どもの大切さを住民に対して啓発し、地域住民が一人ひとりの子どもを「誰かの子ども」ではなく、「熊野町の子ども」として育てていく意識の醸成を図ります。
- 子育て中の家庭が孤立して悩みを抱えないよう、行政、民生委員児童委員、幼稚園、保育所（園）、小中学校、社会福祉協議会等の関係機関が協働し、地域が一体となって子育て家庭を支えています。

コミュニティ活動への支援

- 青少年の健全な育成等を進めるコミュニティ活動に対して、連帯感を深め、その機能や活力を向上させていくため、さまざまな側面から支援を行っていきます。
- 自治会内に設置された地区社協では、地域の子どもから高齢者までの多世代が集い交流する福祉活動を展開しています。地域の特性を活かし地域住民が主体となって実施する地区社協の取り組みを引き続き支援します。

青少年健全育成活動の推進

- 家庭・学校・地域が相互に連携しながら、子どもたちの体験学習や地域活動への参加を推進し、豊かな感性・想像力・思いやり・モラルを持った青少年を育成していきます。
- 青少年育成くまの町民会議、PTA、学校、警察等と連携しながら、地域において、青少年を見守る意識を高め、青少年の飲酒・喫煙、万引き等の非行防止に努めます。
- 近年、全国的にスマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっていることから、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切かつ安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進に努めます。

ファミリー・サポートセンター事業の推進

- 子育て支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、子どもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）や預かり等、子育てについての助け合いの仕組みであるファミリー・サポート・センター機能の充実を図ります。また、効果的な広報・周知を行い、特に提供会員（支援を行いたい人）の増加を図ります。

③ ボランティア活動の促進

ボランティアセンターの充実

- 熊野町社会福祉協議会に設置している社協ボランティアセンターの充実に向けて支援を行います。プラチナ世代（概ね 55 歳以上）を対象としたボランティア講座を引き続き実施するなど、高齢者の知識と技能を子育て支援に積極的に活用していきます。

2. 保育サービスの充実

現状と課題

近年、少子化が進む一方で、母親の就労や社会参加を促すための保育の受け入れが追いついていない状況が全国的に指摘されています。本町においても、保護者の就労形態の多様化により、今後ますます保育を必要とする児童の増加が見込まれます。ニーズ調査結果から現在働いている人のほかに、就業を希望する保護者もみられることから、こうした多用な保育ニーズに対応する保育サービスの充実が求められています。

本町の保育サービスは、通常保育、延長保育、障害児保育事業を町内4か所、一時保育、病後児保育事業を町内1か所の保育所（園）で実施しており、幼稚園では、預かり保育等も行っています。保育所（園）については、充足率が100%に近い状況となっていますが、幼稚園については、充足率が7割程度と保育所（園）に比べ低くなっています。要因としては、共働き家庭の増加等女性の社会進出に伴い、保育所（園）の利用が増えたこと等が理由として挙げられます。

また、核家族化や共働き世帯の増加等、環境の変化により育児不安を抱える母親が増えてきており、子育て家庭が負担感や不安感を持つことなく子育てをすることができるよう地域ごとに保育サービスの充実を行う必要があります。

今後の方向性

① 多彩な保育サービスの提供

延長保育事業の充実

- 通常の保育時間は午前7時30分から午後6時30分までですが、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加を踏まえ、町内全保育所（園）の1施設で午前7時から、3施設が午後7時まで、1施設が午後7時30分まで保育時間の延長をしています。平成27年度からは新たに2施設で午前7時から延長保育を実施するなど、さらなる充実をめざします。また、保育時間区分として、これまでの通常の保育時間に当たる「保育標準時間」（最長11時間）に加え、「保育短時間」（最長8時間）が設定されたことから、保育短時間利用者に係る保育標準時間内の延長保育事業にも対応していきます。

一時保育事業の充実

- 核家族化や価値観の多様化が進む中で、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児からの一時的なリフレッシュ等に利用される一時保育の必要性が高まっていることから、さらなる充実を図っていきます。

障害児保育体制の充実

- 障害者手帳の所持者や医師の診断等の障害認定がない場合であっても、障害児の障害の種類や程度によっては、心身の発達に効果が期待できる集団生活を提供できるよう、障害児の受け入れについても柔軟な対応を行い、健全な子育て支援に寄与します。
- 障害児保育は、障害の程度が軽・中程度までで、集団保育が可能な児童を対象とします。（集団保育が困難な児童や医療介護等が必要な児童は、入所できない場合があります。重度障害のある児童は入所できません。）
- 障害児と障害のない子どもが、相手を思いやる優しい心を身につけるため、できる限りともに集団生活を営めるよう、その体制・設備等の整備に努めるとともに、保育士等の専門スタッフの充実について配慮します。

病児・病後児保育の充実

- 病気の回復期の子どもを一時的に預かり、医療的な環境のもとに保育を行う施設型の病後児保育をくまの・みらい保育園で実施しており、町内一円の保育所（園）に入所している児童を受け入れ、保護者が安心して勤務できるようケアを行います。
- 病児保育も含め、他市町との広域連携について、調査研究します。

その他の特別保育の検討

- 休日保育事業及び夜間保育事業について、調査・研究します。
- トワイライトステイ事業及びショートステイ事業について、連携施設と調査・研究を行います。

Q) 保育所（園）における質の向上のためのアクションプラン

保育実践の改善・向上

- 保育所（園）サービスの質の向上や利用者の選択に資する観点から、客観的な判断が可能なサービス評価事業の未実施園での導入を促進するとともに、保育所（園）が幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等と連携、協力を図れる環境をつくり、保育サービスの質の向上に努めます。

子どもの健康及び安全の確保

- 保育所（園）において感染症やその疑いが発生した場合の迅速な対応等を図るため、健・衛生面の対応について明確化に努めます。
- 保育所（園）における体調不良の子どもへの対応など、健康面における対策の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保に努めます。
- 障害児をはじめ特別な支援を必要とする子どもの保育について、現在実施している障害児保育事業の充実を図るとともに、保育所（園）と医療機関等、関係機関が適切に連携を図れるよう支援を行います。
- 保育所（園）が児童虐待防止ネットワークや民生委員児童委員協議会など、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう必要な支援に努めます。

保育士等の資質・専門性の向上

- 全国的に保育ニーズが多様化する中で、他市町村においても特色のある保育サービスが展開されていることから、保育士が効果的に研鑽し合える機会を設けていきます。また、この機会を通じて、保育所（園）同士のネットワークの構築・強化を図っていきます。

保育を支える基盤の強化

- 保育所（園）が保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情等に応じたさまざまな取り組みを行うことができるよう、人材の確保がスムーズに行える体制づくりを検討し、質の高い人材の確保に努めます。
- 町内で保育所（園）を営む社会福祉法人と一体となって保育環境の改善に努めるとともに、必要な支援を行い、保育サービスの提供基盤を安定させます。

③保育 教育施設の整備

くまの・みらい保育園の民営化等

- くまの・みらい保育園については、指定管理により公立保育所として運営していますが、より一層の運営効率化と保育サービスを向上させるため、民設民営方式などの運営形態を検討します。
- 保育所ひかり学園及び初神保育所における老朽化の進む建物の改築整備等を支援し、保育環境の充実を図っていきます。
- 町内私立幼稚園における老朽化の進む建物の改築整備等の支援方法について検討します。

③幼児教育の充実

幼稚園サービスの充実

- 「熊野町幼児教育振興計画～筆の都子ども未来 21 をふまえて～」の策定に伴い、熊野町教育改革推進懇談会・幼児教育専門部会等の協力を得て、計画の遂行を図ります。
- 幼児教育への関心が著しく高まっている中で、幼稚園においても多様化する保護者のニーズに対応していく必要があるため、預かり保育や夏季保育等の取り組みを拡充していきます。また、幼稚園に対する支援について、検討していきます。

学校教育と幼稚園（保育所 園）との連携強化

- 町内の幼稚園、保育所（園）、小学校及び中学校が連携し、円滑な接続を図ることにより、子どもたちの基礎・基本の確実な定着と自らが考える力などの確かな学力の育成を図るとともに、思いやりや規範意識などの豊かな人間性や社会性を育むことを目的として、熊野町幼保小中教育推進協議会を設置しています。
- 子どもの幼児期から義務教育期まで子どもの教育の充実及び向上について、教育・保育現場の教諭等が引き続き連携して取り組みます。

幼児期からの利用に配慮された図書館の整備

- 町立図書館の整備に伴い、幼児期からの利用が可能となるよう、子どもの年齢に応じた蔵書の配置や親子の利用に配慮した体制整備に努めます。
- 子どもたちの読書離れの解消や、ブックスタート事業の浸透を支える子ども読書ボランティアの養成を町立図書館と連携しながら取り組みます。
- 母子保健事業等の機会に絵本の読み聞かせについて紹介し、絵本を介した子育て支援の取り組みを推進します。
- 建て替えが進む西公民館に、絵本の読み聞かせ室を整備し、乳幼児が絵本に触れあえる場を提供していきます。

3. 子育て支援事業の充実

現状と課題

本町では、東部地域の新たな「にぎわい」と「ふれあい」の場として東部地域健康センターを開設しており、センターでは、地域の子育て交流やボランティア交流、地域住民の健康増進、高齢者の介護予防等地域交流のための施設を配置しています。子どもから高齢者まで幅広く利用できるよう機能を充実させるとともに、多世代交流の場としての機能も期待されています。

放課後児童クラブは平成 26 年現在、4 か所開設されており、小学校 1 年生から 3 年生の児童を保育しています。本町においても共働き家庭が増加している中、放課後児童クラブのニーズも年々増加しており、「放課後児童クラブの時間延長」や「受け入れ体制の充実」を望まれる意見もニーズ調査結果から出ています。今後も、町民のニーズに応じて放課後児童クラブの充実を図り、児童の放課後の居場所づくりに努める必要があります。

なお、平成 27 年度からは、土曜日や夏休みなど長期休暇等における開始時間を 30 分早め、午前 8 時から開始するとともに、対象学年を 4 年生まで拡大します。

国においては平成 26 年度に、「放課後子ども総合プラン」を策定しており、その中で仕事と子育ての両立を支援するため、共働き家庭等の就学児童の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進するとともに、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましいとされています。本町においても、小学校の余裕教室や公民館等を活用し、放課後児童クラブや放課後子ども教室（土曜くまのっ子教室）を実施しており、今後も両事業の連携を図りながら、安全・安心な居場所づくりに努めていく必要があります。

また、子育ての知識不足、過剰な育児情報、乳幼児とのふれあい経験の乏しさ等さまざまな要因により、子育てに自信が持てず、家庭の中でひとり子育ての不安を抱え、悩んでいる親が増加しています。子育て不安等に陥らないよう、情報提供や相談機能を充実させるとともに、親同士が交流できる場を積極的に提供していくことが重要です。

子育てに伴う経済的な負担が、少子化を招いている要因のひとつとしていわれています。ニーズ調査結果からも「保育所や学校にかかる費用負担の軽減」や「医療費助成の充実」「児童手当の充実」といった経済的な支援を求められている意見も多く出ています。本町においても、独自の乳幼児医療費助成制度や児童手当支給等を行っていますが、町民のニーズは年々高くなっています。今後も町民ニーズや社会経済等の動向を勘案しながら、子育て中の家庭に対し経済的な負担が軽減できるよう、引き続き事業を行っていく必要があります。

ひとり親家庭にあっては、子育てをしていく上で、社会的・経済的・精神的に不安定な状態におかれがちです。現在、本町では、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成事業等経済的支援を実施するとともに、母子父子自立支援員兼家庭児童相談員を配置し、ひとり親家庭の不安の軽減に努めています。今後も、ひとり親家庭における親の不安や問題に対処するため、経済的な支援や育児等生活上の不安の解消へ向けて支援を図ることが必要です。

今後の方向性

①子育て支援センターの機能強化

運営体制、運営支援体制、事業内容の強化

- さらなる機能強化を図るため、職員研修を実施するとともにボランティアの活動等を積極的に取り入れ、より幅広い事業内容に取り組んでいきます。
- 引き続き相談事業を充実・強化させ、相談体制の機能強化を図ります。

サテライト拠点の設置による利用しやすい環境の整備

- 現在の西部地域健康センターに加えて、東部地域健康センター、中央ふれあい館でサテライト型の子育て支援センター事業を実施しており、身近な地域において総合的な子育て支援が提供できる環境を整えていきます。
- 西部地域健康センターで、オープンスペース「ほっとるーむ」を実施しており、引き続き、親子が自由に過ごせる場を提供します。

組織間連携による育児支援体制の構築

- それぞれの家庭や子どもに対して、きめ細かな支援を行うため、保育施設、学校、行政、医療機関、民生委員児童委員及び住民組織等との密接な連携体制を確立し、交流・指導・相談事業等を積極的に実施していきます。

②放課後児童クラブの充実

保育内容の充実

- 仕事等で昼間保護者が家にいない小学校児童に遊びや集団生活の場を提供するため、町内の全小学校に設置している放課後児童クラブの保育内容の充実を図ります。
- 保育内容の充実にあたっては、多世代交流による昔の遊びの伝承等を検討し、地域に根づいたクラブづくりを推進します。

児童クラブ支援員の資質の向上

- 児童福祉法の改正により、「指導員」を「支援員・補助員（以下「支援員等」とします。）」とし、その支援員の有資格化を明確にするとともに、支援員等への研修の推進、町内各クラブ間の情報交換の推進、児童クラブ運営マニュアル等により、支援員等の資質の向上に努め、各児童クラブが均質で、かつ、質の高い保育を行えるよう努めます。
- 障害児受け入れ推進による支援員等の研修参加の推進をするとともに、町内児童クラブ支援員等の相互研修の実施を行います。

児童クラブ専用施設の整備とサービス拡大の検討

- 需要に対して十分な供給を図るとともに、望ましい保育環境を確保するため、学校の余裕教室を積極的に活用し、児童クラブ施設の整備を進めます。
- 町民のニーズを踏まえ、保育所（園）閉所時間までの保育時間の拡大や短時間での利用の導入等を検討します。
- 平成 27 年度においては、小学校 4 年生まで利用学年を延長することとし、小学校 6 年生までの延長についても、引き続き検討します。
- 集団規模は概ね 40 人程度が望ましいため、平成 27 年 4 月から、第一、第四児童クラブは 3 クラスに分け、保育の充実を図ります。

③情報提供・相談体制の充実

子育て支援センターの情報集積、発信機能の強化

- 子育て支援センターが子育てに関する総合的な相談・情報窓口として機能するよう、関係機関や関係組織との連携を強化し、子育てに関するあらゆる情報の集積に努めます。
- 子育て支援センターのパンフレットを出生手続き時に配布、また、乳幼児医療費受給者証の更新申請時に行事予定表の配布を行っており、引き続きパンフレットや行事予定表の発行・配布を行います。また、ホームページを活用した同センターのPR等を進めます。
- 子育て支援情報を一冊にまとめた「熊野町子育てガイドブック（改訂版）作成しを配布します。

家庭との接点を捉えた情報提供 相談体制の充実

- 母子健康手帳交付時、出生届時、各種母子保健事業開催時等は、子育て家庭と行政が接点を持ち、確実な周知ができる重要な機会と捉え、対象者のその後の子育てがより充実したものとなるよう、熊野町のホームページへの子育て情報の充実、子育てガイドブック等により、各種の情報提供を積極的に行います。
- 子育て家庭に身近な地域で相談活動等を行う民生委員児童委員、主任児童委員について、より幅広い相談に対応するための研修等を開催し、アドバイザーとしての資質の向上に努めます。

(4) 子育て費用の軽減

乳幼児医療費助成等の実施

- 医療費に伴う経済的負担を軽減し、疾病の早期発見と治療を促進することにより、乳幼児が健やかに育成する環境を整備するため、乳幼児医療費助成を引き続き実施します。
- 児童医療費助成制度により、15 歳までの入院医療費の助成（無料化）を継続し、通院医療費の助成（一部助成）を検討します。
- 保育料については、国が定める基準よりも低く設定することにより、入所（園）者の経済的負担を引き続き軽減します。また、子ども・子育て支援新制度開始に伴い、幼稚園の利用料についても軽減を検討するとともに、保育料が大幅に高くなる世帯に対する激変緩和措置を平成 27 年度に限り行います。
- 幼稚園就園にかかる経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を引き続き実施していきます。

生活福祉資金など公的資金の活用や児童手当等についての周知

- 子育てに伴う経済的負担の軽減のため、児童手当や低所得者に対する生活福祉資金等の公的支援の周知に努めます。
- 子育てに関する各種経済的支援施策において、制度の変更等があった場合は、速やかに確実な周知を行います。

(5) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対する自立支援の推進

- ひとり親家庭の自立と福祉の増進を促進するため、引き続き母子父子自立支援員兼家庭児童相談員が総合的な窓口となって、ひとり親家庭の「就業支援」や「経済的支援」などの相談に対応し、生活支援を行います。

ひとり親家庭に対する地域の支援の推進

- 「支え合い」の中で進める子育て支援を推進するため、ひとり親家庭を支援する住民団体への活動費の助成を行います。

保育施設の優先的利用

- ひとり親家庭の自立を促進するため、保育所（園）や放課後児童クラブの利用を希望する際には、優先的な利用を図ります。

4. 職場における子育て支援の促進

現状と課題

男性を含めた働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、家庭生活と職業生活のバランスが取れる多様な働き方が選択できるよう、法律で定められた子育て休業に関するさまざまな制度の実施を、事業者に向けて働きかけていく必要があります。

共働き家庭の割合が増加していく中で、男女の家庭内での育児に関する役割は大変重要なものとなります。どちらかに育児をまかせきりになれば、まかされた方がストレスを溜め込む原因にもなります。そのため、男女がともに育児に対する考えを共有し協力し合うとともに、仕事と家庭生活の両立を図っていくことが今後求められます。

職業生活と家庭生活の両立のためには、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度の普及・啓発等、制度の定着と活用に努める必要があります。

また、仕事と家庭生活の両立を図っていくには、企業や事業主の協力が不可欠ですが、企業等においては、仕事優先であることや、育児休業を取りにくい職場の雰囲気依然在り、仕事と子育ての両立に向けての努力が求められます。

次世代育成支援対策推進法は、一般事業主行動計画のさらなる推進の観点から、平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。本町においても、引き続き、事業者に対し、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定するよう、国・県と連携して周知・啓発していく必要があります。（従業員数 101 人以上の企業においては義務、100 人以下の企業においては努力義務）

今後の方向性

① ワーク・ライフ・バランスの実現

セミナー等の開催

- 企業や就労者を対象とした「働き方を見直すセミナー」等を開催し、企業の子育て支援への理解、職場の雰囲気づくり、就労者の関係法制度の活用を促進します。

広報媒体による普及・啓発

- 広報紙、パンフレット、ホームページ等で、労働時間の短縮や育児休業の取得等について普及・啓発に努めます。

② ファミリーフレンドリー企業の増加促進

柔軟の就労形態の導入促進

- 企業に対して完全週休2日制の普及促進、育児休業制度・フレックスタイム制の導入、子育て期間限定の短時間勤務制度等、弾力的な勤務形態の導入を働きかけます。
- 短時間勤務や隔日勤務等、働き方の選択肢を広げる「多様就業型ワークシェアリング」への取り組みを促進します。

事業所内保育施設の整備促進

- 事業所内保育施設の整備助成に関する情報を提供する等、国・県と連携して整備が進められるよう努めます。

ファミリーフレンドリー企業の奨励

- 仕事と子育ての両立支援に積極的な事業所（ファミリーフレンドリー企業）について、イメージアップの支援を行う等、行政として何らかの奨励方策を検討します。

一般事業主行動計画の策定促進

- 一般事業主行動計画の策定義務がない100人以下の事業所について、国や県、商工会等関係機関と連携し、できる限り策定に努めるよう働きかけていきます。また、その促進策として、町がモデル企業を選定し、重点的に支援を行う等の取り組みを検討します。

③ 女性の再就職等の支援

女性の再就職等の支援

- 出産や育児等の理由で退職した女性の再就職を支援するため、再就職セミナー等の周知をはじめとして、就業に関する相談・情報提供等の充実を図ります。
- 女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及・啓発を行うとともに、その活用を促進します。

第3節 力強く健やかな子どもに育つ めびのび

1. 子どもを育む環境の充実

現状と課題

子どもの成長には、自由に遊ぶことのできる時間、空間、仲間が必要といわれています。特に、子どもの遊び場を確保することは、子育て環境を整備していく中でも重要なことであり、また、自由に安心して遊べる環境は、子どもの社会性や創造性を養い、同時に体力も向上していく等、健全な子どもを育てるために欠くことのできない条件となっています。また、子どもが自立した大人に成長するには、人格の基礎を形成する子どもの時期に、成長の段階に応じた居場所や遊び場が整備されていることが必要です。また、成長に必要なさまざまな体験をすることも欠かせません。

子どもの遊びは時代とともに変化してきました。特に少子化が進む現在、周辺に同年代の子どもが少なくなることによって地域の中で孤立化したり、屋外で遊ぶことが少なくなっています。今回のニーズ調査からも、前回調査時と同じく「近くに公園がない」「安全な遊び場がほしい」という意見が多くみられ、子ども同士の交流の場、社会性を育てる場として子どもの視点に立った遊び場の充実が望まれています。

また、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、多くの人々との関わりの中で、自然体験や、芸術・文化体験、スポーツ等の遊びや学習を通じて、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供を図ることが重要です。このため、本町には豊富な自然環境や筆の都としての伝統文化等を活用しながら、さまざまな体験ができる機会をつくる必要があります。

現在、子どもたちの規範意識や道徳心、自立心の低下が指摘されています。いじめや不登校は依然として深刻な状況にあり、学力はもとより、豊かな人間性・社会性の育成等、学校教育の質が問われています。

学校教育では、豊かな人間性や社会性、さらに、基礎・基本を身につけ、個性を生かし自ら学び、自ら考える「生きる力」を培うことが強く望まれています。

今後も、あらゆる機会を通じて生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心の育成に努め、人間性や社会性の育成に向けた教育の充実、さまざまな体験活動を実施するとともに、いじめ、不登校への対応として、相談体制の充実、家庭・地域等関係機関の連携による早期発見・早期対応に努める必要があります。

今後の方向性

① 子どもの遊び場の確保

学校施設の開放の促進

- 子どもたちが安全にのびのびと遊べる場所として、夜間、休日の学校体育施設を引き続き開放します。また、地域住民のスポーツ・文化活動等の場所として、グラウンド・教室・体育館等の学校施設の開放を促進し、地域に開かれた学校づくりを進めます。
- 放課後の学校施設を利用したスポーツ教室や、遊びと学びの交流学校を実施します。
- 夏季のプール開放を行い、自ら体力と仲間づくりのできる環境をつくれます。

都市再生整備事業

- 熊野団地地区の住環境の維持・改善を目的として進める都市再生整備事業の一環としてエリア内に、住民同士や親子・子ども同士が遊び、ふれあうことのできるスペース（広場）を整備します。

② さまざまな体験活動の促進

児童館の整備

- 児童健全育成の拠点として機能する児童館の建設を検討します。

子ども会活動などの支援

- 子どもに多様な体験を与えることのできる子ども会活動等の活性化に向けて、活動の援助や参加を促進する周知・啓発活動等の支援を進めます。

多世代交流事業の推進

- 保育所（園）・幼稚園、学校、各地域健康センター、各地区社会福祉協議会等において、異年齢児、子どもと高齢者、子どもと青年グループ等の交流事業を積極的に進め、子どもたちが豊かな社会性を育んでいける機会を創出していきます。
- 多世代交流事業として、筆踊りの指導や授業でのゲストティーチャー、ボランティアグループとの交流等を実施するとともに、小学校・中学校での保育実習や総合的な学習の時間（郷土学習）における高齢者との交流も引き続き行います。
- 放課後子ども教室（土曜くまのっ子教室）において、さまざまな体験のできる場を提供します。

子どもによる環境保全活動などの推進

- 「青少年くまの町民会議」等、子どもによる環境保全活動を支援し、自然が与えてくれる恵みの大切さを伝えるとともに、自然を愛する心を育んでいきます。

ジュニアボランティアの育成

- 青少年赤十字活動の実践等、子どもたちのボランティア意識を高め、相互扶助精神のあふれる人間として成長できるよう、ジュニアボランティアの育成を引き続き推進していきます。

熊野筆の体験プログラムの充実

- 熊野筆事業協同組合の協力を得て小学校・中学校・高等学校における熊野筆の歴史についての学習や筆づくり体験を引き続き実施します。子どもに筆の都熊野町の誇りと自信を育ませるふるさと教育を実践します。

農園を活用した農作業体験の推進

- 農作業を実体験することにより、労働の大変さや充実感を味わえるよう、農業振興の施策として進めている町民農園を継続するとともに、この場における子どもたちの農作業体験を推進します。
- 保育所（園）や幼稚園においても、園内や園近隣にある農地を活用し、農作業体験を推進します。

③信頼される学校教育の推進

学校教育に対する地域社会の支援、協力体制の構築

- 学校教育において、地域と一体となった特色のある教育活動や子どもの個性に応じたきめ細かな指導を行うため、地域の幅広い分野から教育に関する理解や見識を持つ人を教育委員会が委嘱し、学校運営に関して意見・協力を求める学校評議員制度を推進します。
- 学校の教育活動、その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づいて改善を図り、評価結果等を広く保護者等に公表するなど学校評価の実施を推進し、教育水準の向上をめざします。

子ども一人ひとりの習熟度等に応じた指導や少人数指導の推進

- 子ども一人ひとりの持つ能力を引き出し、それぞれの学習速度や習熟度等の違いを認め合いながら、個々に応じた指導を推進します。

保・幼・小・中・高連携の推進

- 熊野町幼児教育振興計画に基づき、保・幼・小・中・高・地域が連携し、幼児教育の充実に向けて取り組みます。
- 熊野町教育委員会が主導となり、町立の4小学校、2中学校及び熊野高校が連携し、12年間を見通した教育課程、学習指導、生徒指導等について教科別研修会等において研究支援を行います。特に、基礎・基本の徹底に努め、教科の学習に確実に取り組むことのできる基礎学力をつけていきます。

教育内容の多様化に対応した環境整備

- 情報化、国際化等が急速に進む中、多様化する時代の要請に応じた教育が展開できるよう、必要な教育機器等の更新や教育環境整備を推進します。

2. 子どもの権利を尊重した社会の実現

現状と課題

子どもは、生まれたときから家族の大切な一員であると同時に、社会にとっても次代を担うかけがえのない存在となります。子どもが心豊かに健やかに成長できるよう、引き続き子どもの人権を尊重し、子どもの利益を最大限に尊重していく視点で施策を展開していくことが重要です。

全国的に児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談件数も増加を続け、依然として児童虐待は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

本町においても、ニーズ調査結果から就学前、小学校ともに2割を超える方が子どもに対し虐待をしていると感じたことがあると答えています。

虐待は、家庭におけるしつけと明確に異なるものですが、身体的虐待だけでなく、ネグレクト（育児放棄）や心理的虐待等、保護者が自覚しにくいものや、周囲が発見しづらいものについても深刻化しています。

本町においては、児童虐待防止ネットワークにおいて、虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、乳児家庭全戸訪問や育児相談等の機会に保護者の不安や悩みを聞き、介入・支援することで育児不安等の解消にもつながっています。

さらに、ペアレント・トレーニングなどの研修を保護者に対して実施することにより、発達障害などのある児童に対する関わり方を学ぶことができ、保護者の育児への自信につながっています。

今後も引き続きこれらの事業を行い、母親の子育ての不安、ストレス等の軽減を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、虐待と思われるケースが発生した場合、早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化するなど、児童虐待防止に努める必要があります。

今後の方向性

(1) 子どもの権利に関する啓発

家庭内暴力 児童虐待、DV) 防止に関する広報、啓発活動の推進

- 児童虐待を防止するため、ホームページの啓発内容を充実させるとともに、子どもの人権に関する講演会等の開催を検討し、子どもの権利を尊重する意識を育んでいくとともに、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」等の理念について、町民に対する意識啓発を推進します。
- 家庭内暴力（児童虐待、DV）防止に関するパンフレットやポスター等を掲示し、虐待防止に関する情報を啓発し、わかりやすく町民に周知します。

(2) 要保護児童対策の推進

虐待防止ネットワークの活用

- 町関係職員、関係機関、関係住民組織等で構成される虐待防止ネットワークを活用し、虐待防止マニュアルの作成や定期的な事例検討会（実務者会議等）を開催します。
- 必要に応じて、県こども家庭センターと連携し、ケース会議を行います。

児童虐待防止対策等の推進

- 子育て期の保護者に育児サークル等への参加を積極的に勧め、しつけに対する考え方の情報交換、悩みの共有によるストレスの解消、親としての自己啓発ができる環境を構築していきます。
- 子育てに関する関係機関の相談・支援体制を強化し、保護者の育児上の悩みや不安の解消を図るとともに、虐待リスクのある家庭に対しては、介入・支援を行います。
- 虐待を受けた児童等、保護を要する児童の健やかな成長と福祉を増進するため、幼稚園、保育所（園）、学校、民生委員児童委員、主任児童委員、県こども家庭センター等との緊密な連携のもと、適切な対応を図ります。
- 乳児家庭全戸訪問や育児相談等の機会を通じて、保護者の不安や悩みの早期発見・早期介入を行い、育児不安の軽減に努めます。

第5章 計画の推進

1. 町民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのためにも、町のホームページ「くまのっ子 子育てナビ」、広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、町民や関係団体等で構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

2. 計画の推進体制

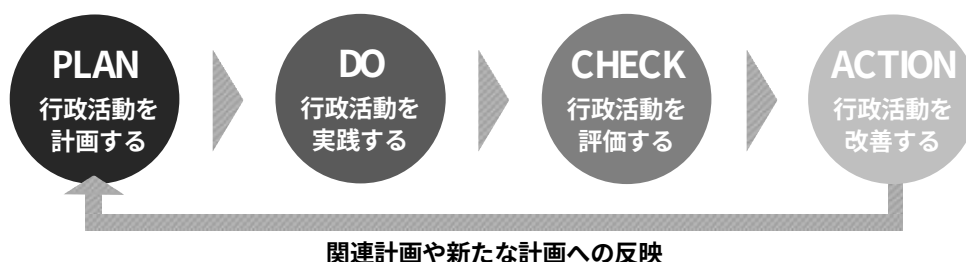
子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、さまざまな分野にわたるため、計画策定担当課（民生課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、さらに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、本計画を推進します。

3. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「熊野町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（評価・検証）-Action（改善）】のプロセスをふまえた計画の進行管理に努めます。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 用語解説 \$0 音順)

あ・ア行]	
一時保育	未就学児童で保育所に入所していない児童を、一時的に保育所施設等で預かるサービス。
延長保育	保育所の通常の開所時間（11 時間）を超えて朝や夕方に保育するサービス。
か・カ行]	
核家族化	全世帯の中で、夫婦と未婚の子だけからなる世帯の割合が増加すること。
休日保育	保育所が休みとなる日曜日や祝日に働く保護者のために、休日に保育を行うサービス。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女子の年齢別の出生率を合計して算出する。一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数を表す。
コーディネート	物事を調整し、全体をまとめること。
子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、相談業務、情報提供、育児サークルの支援等を行う機関。
子ども 110 番の家	児童などへのつきまといや声かけなど、子どもに不安を抱かせる事案に対して通学路の周辺の民家や商店などが緊急連絡先として、駆け込んできた児童を保護し、警察への連絡などの措置を講じるもので、被害の未然防止を目的としている。協力してくれている民家、商店などには玄関や入り口に「子ども 110 番の家」などの看板が揚げられ、子どもたちにわかりやすく示すとともに、誘拐犯などの犯罪者に対して地域住民が結束していることを知らせる効果もある。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
け・サ行]	
再雇用制度	結婚・出産・育児・看介護などの理由で退職した人をもとの職場で再雇用する制度。
サテライト型	英語の satellite（衛星）の音訳。「母体から離れて存在するもの」の例えとしてよく使われる。母体施設との連携を前提とした、母体施設とは別の場所で運営される施設のことをいう。
ジェンダー	社会的、文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物上の雌雄を示すセックスと区別される。

【き・さ行】	
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に向けて、国、地方公共団体及び事業主が、次世代育成対策を推進するために必要な措置（行動計画の策定等）を講ずることを定めた法律。平成 15 年 7 月制定。
児童虐待	大人による、非偶発的に（単なる事故でなく、故意による場合も含んで）子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがあります。
児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
障害児保育	集団保育が可能で、日々通所できる障害児を保育するサービス。
ショートステイサービス	福祉施設に 1 週間程度入所して、入居者と同じ生活をしながら、食事、入浴、排せつ等日常生活上の介護や、日常動作に関する訓練等を受けられるサービス。
食育	自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力（身体によい食品を選ぶことができる力・料理をする力・食べ物と身体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力・食を楽しむ力）を育て、食を通じて人生を心豊かに力強く生き抜く力を身につけること。
スクールカウンセリング	いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などがカウンセリングを行う。
ストレス	寒冷・外傷・精神的ショックなどによって起こる精神的緊張や生体内の非特異的な防衛反応。また、その要因となる刺激や状況。
相談支援員	障害者（児）のニーズに応じて、その人の健康状態や家族状況などを把握し、利用者の立場にたって、最も適切な支援計画を作成し、サービスの調整を行い、そのサービスが適切に受けられるように管理する役割を担う者。
【た・た行】	
多様就業型 ワークシェアリング	仕事と家庭の両立など個人の価値観の多様化と産業構造の変化に対応した多様な雇用形態の活用という企業ニーズに対応し、中長期的な観点から、多様な働き方を適切に選択できるようにするもの。
トワイライトステイ	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。
【な・な行】	
ネットワーク	本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織を言う。

【は・ハ行】	
パート	一般従業員よりも労働時間が短い就労形態。臨時的雇用が大半で、低賃金であったり、福利厚生面でも低位であることが多い。
ハイリスク	危険の多いこと、危険性が高いこと。
バリアフリー	スロープや手すりの設置、段差の解消等、高齢者や障害者等が移動しやすいよう配慮をすること。
晩婚化	比較的年齢を重ねてから結婚する傾向。
P T A 活動	P T A とは、Parent-Teacher-Association の略で、父母と教師が協力し、児童・生徒の成長と幸福のための諸活動を行うことを目的とする組織。
病後児保育	病気回復期で、通常の集団での保育が、食事や体力の面で困難な場合に子どもを預かるサービス。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織で、運営を行うのは市町村または公益法人。会員同士で地域において育児に関する相互援助活動を行う。アドバイザーが育児の援助を受けたい会員からの申込みに応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。
ファミリーフレンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。
ブックスタート事業	乳幼児の心と言葉を育むため、親子が「絵本」を介し、言葉と気持ちを通わせる時間を持つとする取り組み・運動。
フレックスタイム制	自由な時間に出・退社し、所定の時間数を勤務する制度。
プレネイタル・ビジット	出産を控えた妊婦やその家族が、産婦人科医と連携した小児科医を訪問し、育児相談や育児不安の解消のため小児科医による精神的支援を受けられることを目的として、国が事業化したもの。
ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが、家庭を訪問して、家事等の身の回りの世話や介護を行うサービス。
保育所（園）における 質の向上のための アクションプログラム	保育の質の向上を図るために、厚生労働省が定めた施策。平成20年3月に、保育の内容の質を高める観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的な「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を厚生労働省が策定した。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。母子の健康記録と保健指導の基礎となる。
放課後子ども教室	両親の共働きなどにより、放課後、家庭に保護者のいない留守家庭児童を一定の場所に集め、適正な遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	就学中の障害児を対象に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

わ や行]	
夜間保育事業	夜間の保育を実施し、宿泊を伴わないサービス。
ユニバーサルデザイン	子ども、大人、障害のある人、高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。
ら ら行]	
ライフステージ	人間が、一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期の5段階のこと。
わ っ行]	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人一人がやりがいや、充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、子育て期、中高年期と言った人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。 ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすい仕組みをつくること。平成19年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

2. 熊野町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 役 職	役 職
町議会議員	馬 上 勝 登	熊野町議会議長	
子どもの 保護者	染 川 博 昭	くまの・みらい保育園 保護者会会長	
	川 口 あ ず さ	くまの中央保育園 保護者会代表	
	菖 蒲 裕 美	第二聖徳幼稚園 保護者代表	
	木 村 英 示	淳教幼稚園 P T A会長	
	駒 澤 政 治 郎	第三小学校 P T A会長	
	高 山 穀 士	熊野東中学校 P T A会長	
事業主を代表 する者	竹 森 臣	熊野町商工会 理事	
子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	上 原 玲 子	くまの・みらい保育園 園長	
	光 本 正 伯	社会福祉法人光生会 事務長	
	猪 野 良 雄	第二聖徳幼稚園 園長	
	石 山 貴 子	淳教幼稚園 園長	
	荒 谷 茂 樹	熊野校長会 会長	副会長
	井 上 直 美	熊野子育て支援センター 主任	
学識経験の ある者	柿 岡 玲 子	安田女子短期大学 保育科 教授	
町長が必要と 認める者	大 瀬 戸 隆	熊野町医師会 代表	会長
	山 野 智 要 之 亮	熊野町歯科医師会 代表	
	金 澤 綾 子	熊野町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	古 毛 堂 鉄 男	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会 事務局長	

熊野町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日：平成２７（２０１５）年３月

発 行：広島県安芸郡 熊野町

〒７３１-４２９２

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号

T e l：０８２-８２０-５６３５

F a x：０８２-８５５-０１５５

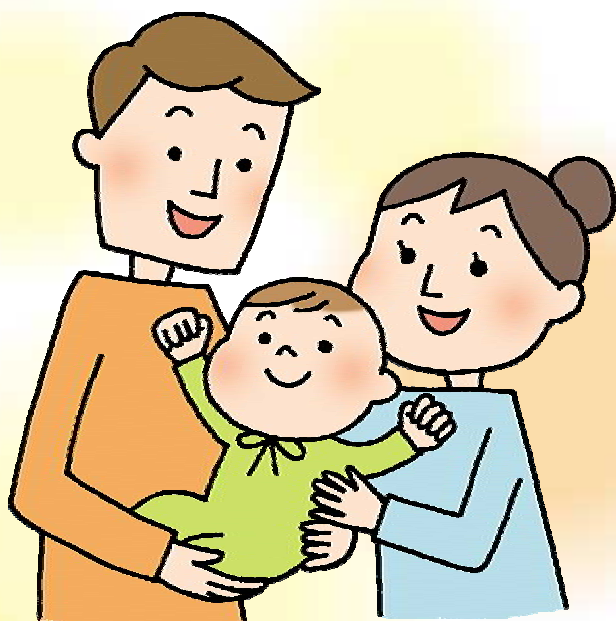
編 集：熊野町民生課

策定協力：(株)ジャパンインターナショナル総合研究所

熊野町子ども・子育て支援事業計画（案）

概要版

（平成27年度～平成31年度）



熊野町子ども・子育て支援事業計画」とは、こんな計画です



幼稚園や保育所等の量の見込みとその確保の方策を示しています

平成26年1月に実施した「次世代育成支援等に関するニーズ調査」に基づき、幼児期の教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策を示しています。認定区分・年齢区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を設定することで、よりきめ細かなニーズに対応するとともに、産休・育休明けに円滑に各種サービスを利用できるための取り組みを進めていきます。



地域における子ども・子育て支援の取り組みを示しています

妊娠・出産期から、子どもの発達状況等に応じたきめ細かな支援を図るため、法律で定められた「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を示すとともに、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための環境づくりを進めていきます。



専門性の高い支援の充実に向けた取り組みを示しています

「すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障する」という考えのもと、障害、疾病、虐待、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもや子育て家庭に対する、専門的な支援に向けた取り組みの充実を図っていきます。

子ども・子育て支援新制度（平成27年4月スタート）

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

幼稚園と保育所の
いいところをひとつに

子育てしやすく、
働きやすく

保護者への
支援も

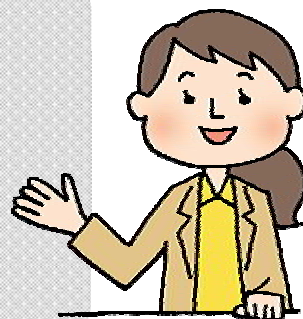
地域の状況を
ふまえて

1. 「認定こども園」の普及

2. 保育の場を増やし、待機児童を減らす

3. 子育て支援の量の拡充や質の向上

4. 子どもが減ってきている地域の子育て支援



幼児教育・保育施設等へ町から給付を行い、幼児期の質の高い教育・保育「個人への給付」として保障します。

※費用は施設等へ委託費として利用児童数に応じて給付

※財源は消費税の増収分が充てられ、社会全体で子ども・子育て支援のために活用

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う
定員5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子ども居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援
(新制度により提供される給付・事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所
で支援を行う。)
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター
- 一時預かり
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 学童保育所
※対象児童の拡大
(概ね10歳未満の小学生→小学校6年生)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業

計画の概要（策定の趣旨・位置づけ）

熊野町では、平成21年度において「筆の都 子ども未来21 熊野町次世代育成支援行動計画（後期計画）」（以下、「後期計画」という。）を策定し、子育てに関するさまざまな取り組みを推進してきました。しかし、その後も子どもの数は減少傾向にあり、出生率も低下しています。

その背景には、経済状況や就労状況における仕事と子育ての両立の難しさや理想とする子どもの数を持てないことによる出生数の低下、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行などがあげられています。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、後期計画の内容も踏まえ、「熊野町子ども・子育て支援事業計画」として一体的に推進していくものとします。

計画の基本理念

安らぎの子育てを支え、 力強く健やかな子どもを育む熊野町



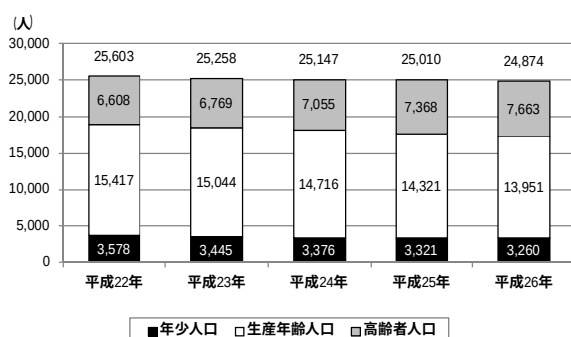
熊野町が、安心して子育てを営むことができ、子どもが主体的にのびのびと成長するまち、そして、その成長を町民みんなで支援するまちになることをめざします。

熊野町の子どもを取り巻く現況

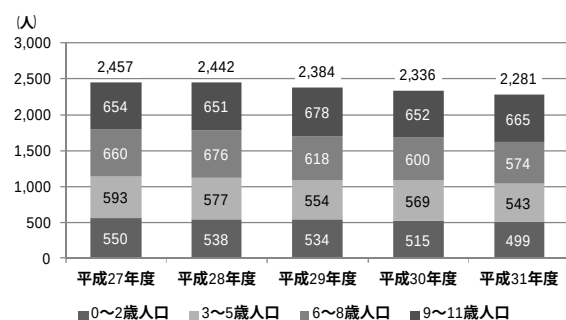
熊野町の総人口は、近年減少を続けており、平成26年では24,874人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。平成27年度以降の将来児童数も減少していくものと予測されています。

未婚率をみると、男女ともに30歳代の割合が高く、男性では20歳～24歳も高くなっています。また、女性の就業率は30歳以降で年々高くなっており、子育て支援に対する多様なニーズ、晩婚化の影響がうかがえます。

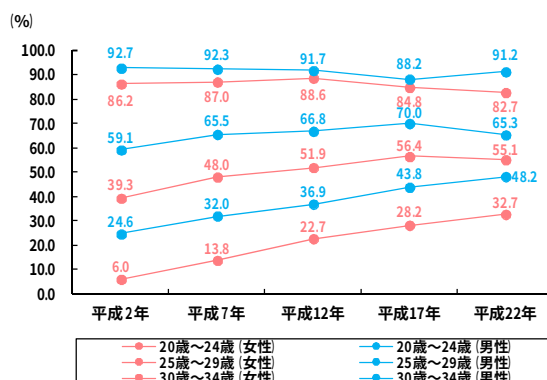
●総人口の推移（年齢3区分）



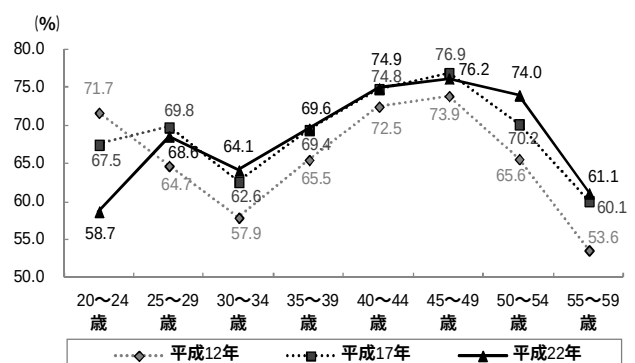
●児童数の将来推計



●未婚率の推移



●年次別年齢別（20～59歳）女性就業率の推移



基本理念

安らぎの子育てを支え、
力強く健やかな子どもを育む熊野町

キ 茫 ワ 茫 ド ① “安心 安全”

子育てによるこびが持てる家庭づくり

- ①子育て意識の啓発と次世代の親育て/②男女共同参画の推進

健やかに生み、育てるための環境づくり

- ①母子保健医療体制の充実/②子どもの健康づくりと疾病予防の充実/
③障害児への療育支援

生活環境の整備

- ①安全環境の整備/②ゆとりある住環境の整備

キ 茫 ワ 茫 ド ② “支え合い

地域における子育て支援体制づくり

- ①子育ての仲間づくりの支援/②地域の育成力の強化/
③ボランティア活動の促進

保育サービスの充実

- ①多彩な保育サービスの提供/
②保育所（園）における質の向上のためのアクションプログラム/
③保育施設の整備/④幼児教育の充実

子育て支援事業の充実

- ①子育て支援センターの機能強化/②放課後児童クラブの充実/
③情報提供・相談体制の充実/④子育て費用の軽減/
⑤ひとり親家庭の自立支援

職場における子育て支援の促進

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現/
②ファミリーフレンドリー企業の増加促進/③女性の再就職等の支援

キ 茫 ワ 茫 ド ③ “のびのび”

子どもを育む環境の充実

- ①子どもの遊び場の確保/②さまざまな体験活動の促進/
③信頼される学校教育の推進

子どもの権利を尊重した社会の実現

- ①子どもの権利に関する啓発/②要保護児童対策の推進

3つのキーワードをもとに熊野町が取り組むこと（一部抜粋）

キーワード① “安心・安全”

「親になることへの不安」、「子どもの健やかな成長への不安」、
「危険箇所や犯罪に対する不安」など、子育てを取り巻くさまざまな不安を「安心・安全」に変えていく取り組みを進めていきます。

乳幼児とふれあう機会の充実

学校における家庭科教育の時間や長期休暇中の地域活動等で、保育所（園）、幼稚園と連携した乳幼児とのふれあいを積極的に推進し、命の大切さ・温かさ、家庭の役割等の意識啓発を図ります。



妊産婦・乳幼児の訪問指導の推進

乳児家庭全戸訪問を引き続き実施するとともに、産婦人科、小児科等医療機関と連携を図り、状況に応じて妊婦や幼児の訪問を行い、妊娠中から産後の生活、育児方法等についてのアドバイスをを行うことによって、対象者の不安の軽減を図ります。訪問できない場合は、電話や育児相談等の機会を利用し、実施していきます。

校区内危険箇所の点検の推進

町内全学校で交通安全教室を実施し、交通安全対策等について意識啓発を行うとともに、PTA交通安全当番、防犯ボランティア等による下校時の見守りや青色回転灯をつけた公用車の巡回を実施し、地域の見守り体制の充実を図ります。

キーワード② “支え合い”

「子育ての仲間がほしい」、「子育ての悩みを相談したい」、「仕事と子育ての両立が難しい」など、社会背景が複雑になるにつれて、ますます多様化する子育て支援ニーズに対し、地域・行政・民間企業が「支え合い」ながら子育てをサポートしていける仕組みづくりを進めていきます。

延長保育事業の充実

通常の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までですが、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加を踏まえ、町内全保育所（園）の1施設で午前7時から、3施設が午後7時まで、1施設が午後7時30分までの保育時間の延長をしています。

平成27年度からは、新たに2施設で午前7時から延長保育を実施するなど、さらなる充実をめざします。



保育環境の整備・充実

保育所ひかり学園及び初神保育所における老朽化の進む建物の改築整備等を支援し、保育環境の充実を図っていきます。

町内私立幼稚園における老朽化の進む建物の改築整備等の支援方法について検討します。

くまの・みらい保育園については、指定管理により公立保育所として運営していますが、より一層の運営効率化と保育サービスを向上させるため、民設民営方式などの運営形態を検討します。



児童クラブ専用施設の整備とサービス拡大の検討

平成27年度においては、小学校4年生まで利用学年を延長することとし、小学校6年生までの延長についても、引き続き検討します。

集団規模は概ね40人程度が望ましいため、平成27年4月から、第一、第四児童クラブは3クラスに分け、保育の充実を図ります。



キーワード③

“のびのび”

誰もが子どもには、「のびのびと育てほしい」と願うものです。

そのため、遊び場、体験の場、学校生活など、子どもが豊かな心を育む場の充実に努めるとともに、すべての子どもが一人ひとりの人間として尊重される社会づくりを進めていきます。

都市再生整備事業

熊野団地地区の住環境の維持・改善を目的として進める都市再生整備事業の一環として、エリア内に住民同士や親子・子ども同士が遊び、ふれあうことのできるスペース（広場）を整備します。



児童虐待防止対策等の推進

子育て期の保護者に育児サークル等への参加を積極的に勧め、しつけに対する考え方の情報交換、悩みの共有によるストレスの解消、親としての自己啓発ができる環境を構築していきます。

子育てに関する関係機関の相談・支援体制を強化し、保護者の育児上の悩みや不安の解消を図るとともに、虐待リスクのある家庭に対しては、介入・支援を行います。

事業量の見込みと確保方策

子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、「教育・保育施設」（保育所等）や「地域子ども・子育て支援事業」を整備し、計画期間中における事業量の見込みと、目標として確保する供給量を示します。熊野町では、町全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズをふまえ、各事業を実施します。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要性がない子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育が必要な子ども	保育所・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育所・認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の保育所・認定こども園を利用できる家庭

[表の見方] 上段：量の見込み 下段：確保方策

教育・保育施設	単位	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定 (教育標準時間認定：3～5歳)	人/年	231	225	216	222	212
		231	225	216	222	212
2号認定 [保育ニーズ] (保育認定：3～5歳)	人/年	82	80	77	79	75
		82	80	77	79	75
2号認定 [教育ニーズ] (保育認定：3～5歳)	人/年	223	217	208	214	204
		260	253	243	249	238
3号認定 (保育認定：0歳)	人/年	88	87	85	83	80
		41	40	39	38	37
3号認定 (保育認定：1～2歳)	人/年	184	179	180	172	167
		148	144	145	139	135
地域子ども・子育て支援事業	単位	H27	H28	H29	H30	H31
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	1
		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回/月	923	942	952	977	962
		923	1,151	1,379	1,607	1,838
妊婦健康診査	人/年	2,394	2,380	2,310	2,254	2,170
		2,394	2,380	2,310	2,254	2,170
乳児家庭全戸訪問事業	人/年	171	170	165	161	155
		171	170	165	161	155
養育支援訪問事業 (乳児家庭訪問)	人/年	20	21	22	22	22
		20	21	22	22	22
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人/年	18	17	17	17	16
		0	0	0	0	0
ファミリーサポートセンター事業 (1～3年生)	人日/年	8	10	10	10	10
		8	12	16	20	24
ファミリーサポートセンター事業 (4～6年生)	人日/年	4	5	5	6	6
		4	8	12	16	22
一時預かり事業 (幼稚園在園者対象)	人日/年	24,580	23,917	22,963	23,585	22,507
		12,779	12,434	11,938	12,261	11,701
一時預かり事業 (在園児対応型以外)	人日/年	354	345	337	336	323
		354	345	337	336	323
延長保育事業	人/年	140	139	138	140	136
		140	139	138	140	136
病児保育事業	人日/年	272	261	253	249	239
		0	0	0	0	0
病後児保育事業	人日/年	212	204	198	194	187
		630	630	630	630	630
放課後児童クラブ (1～3年生)	人/年	207	212	194	189	180
		262	275	256	252	244
放課後児童クラブ (4～6年生)	人/年	93	93	96	93	95
		58	53	71	93	95

※ 3号認定（0歳、1～2歳）、一時預かり事業（幼稚園在園者対象）については、見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している

※ 子育て短期支援事業、病児保育事業については、近隣市町との連携について検討する

計画の推進

(1) 町民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのためにも、町のホームページ「くまのっ子 子育てナビ」、広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、町民や関係団体等で構成される「熊野町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

(2) 計画の推進体制

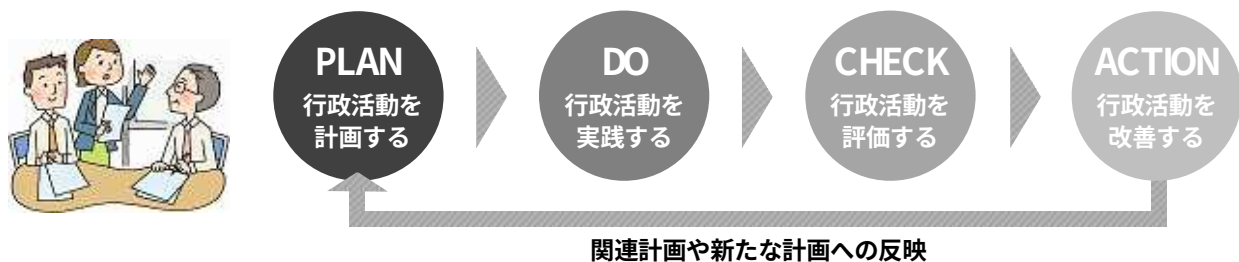
子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、さまざまな分野にわたるため、計画策定担当課（民生課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、さらに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、本計画を推進します。

(3) 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「熊野子ども・子育て会議」などにおいて、P D C Aサイクル[Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（評価・検証）-Action（改善）]のプロセスをふまえた計画の進行管理に努めます。

■ P D C Aサイクルのイメージ



子育て支援のお問い合わせ

【※主な連絡先（行政窓口、子育て支援センター、ファミサポなど）が入るイメージです】

安らぎの子育てを支え、
力強く健やかな子どもを育む熊野町



熊野町子ども・子育て支援事業計画[概要版] 平成27年3月
発行：熊野町民生課 〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
TEL：082-820-5635 FAX：082-855-0155

追加資料

熊野町民生課

熊野町の「子ども・子育て支援」に関する「育てたい子ども像」

	基本理念	育てたい子ども像	子育て支援で大切にしたいこと
1	「子どものくらし・遊び・学びを大切にする」	・ありがたいいっぱいみつけれられる子ども	・子育てのほとんどの問題は、子ども側の問題ではなく大人の側の問題です。 ・未来を思う時、子どもを中心に考える姿勢が大切です。
2	「親も子どもも安心して元気に成長していけるまち」 子どもの成長に喜びを感じたり、子育てに幸せを感じられる環境をつくることで、子供の成長に大きな影響を与える。	・集団生活の中で人との関わりを学び、他人を思いやれる人になってほしい。 ・家庭でのことなど余計な心配や不安をなくし、それぞれの個性を伸ばして、のびのびと育ててほしい。	・家庭環境や親の子どもに対する接し方が、子供の成長には大きく関わってくる。 ・経済的なこと、精神的なことなど、親の不安要素をできるだけ支援できる環境づくりを望む。
3	「町・施設・親が協力して子育てしやすい、環境づくりを進める」	・心身ともに健康で挨拶のできる子ども	・金銭的な支援、子ども・子育て環境改善支援
4	「子どもの笑顔が輝き、安心して子育てできるまち」	・夢や希望に向かって力強いいきいきと育つ子	・子どもの健やかな成長を見守り、親の気持ちに寄り添い支えていくこと
5	「親育ち・子育て・地域で支えて、未来の生き生き熊野っ子。子育て世代が暮らしたいまち、住んでよかったと思える町づくり」	・親の愛情に包まれ、生き生きと育つ ・大切な心を育み、すべての子どもの健やかな成長 ・社会的ルールの守れる子、ガマン力、思いやりのある子、情緒豊かな子どもを育てる、自分の意見が言える子。	・安心して子供を預けることができる。 ・孤独な子育てをなくする（育児不安や孤立防止）。 ・子育て親子が集い、交流の場があり、地域の親同士のつながりを育む子育て支援（子育て仲間づくり）。 ・地域で気軽に相談できる人がいる。リスクのある子ども達の継続支援、次につなげる役割。 ・育児・病気で困った時、いつでも相談できる窓口（人・場所）がある。
6	「貧富の差が子供の将来に影響することが絶対ないように」	・それぞれの子供の特徴をできるだけ早く見極めて、長所を伸ばす	・子どもは親を選べない。親子のきずなを大切にしたい。
7	・キーワード 『安心・安全』『支え合い』『のびのび』 ・基本理念 「安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子どもを育む熊野町」をそれぞれ継承	・熊野町を”ふるさと”と思う熊野を愛する子ども ・力強く心身ともに健やかな子ども	・子育てしやすい環境づくり 「地域の教育力の再生」、「子育て支援センターの機能強化」、「安心して遊べる環境（公園など遊び場の確保と可視化）」、「通学路の整備」、「熊野町の自然を活かす体験活動の充実」
8	ともに歩み、ともに楽しむことができる	・やさしい心を忘れない ・ニコニコ仕事をする	・お互いが温かく見守れる関係 ・笑顔で挨拶ができる間柄

キーワード①：“安心・安全”

第1節「子育てによるこびが持てる家庭づくり」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①子育て意識の啓発と次世代の親育て	広報媒体等による意識啓発の推進	・町広報、各種広報媒体により啓発を推進する ・講演会等を企画し、子育ての意識の醸成を図る	—	—	・子育て講演会に59組参加 ・ファミサポ講演会に47人参加 ・親子のリフレッシュ講座に母30人、子36人参加	—	—	—
	子育て家庭に対するあらゆる機会を活用した意識啓発の推進	・母子保健事業の機会をとらえて啓発を推進する	子育てに自信がもてないことがある割合	就学前調査 43.0%	・こんにちは赤ちゃん訪問160件、母親学級（妊婦延べ39人）、両親学級（妊婦延べ22人）、ベビーマッサージ（11回）、計延べ75組、148人参加 ・東公民館にて、おんがくくらぶおともだちリトミック（延べ222人） ・西公民館にて、表現活動リトミック教室（年17回） ・乳幼児親子対象絵本の読み聞かせ事業「めだかっこあつまれ」（年19回） ・本の読み聞かせ事業「読書の広場」（年12回） ・町公民館にて、なかよしリトミック（年10回 延べ345人）、ベビーマッサージ（8組16人） ・図書館にて、0～3歳児対象おはなし会（年9回 延べ146人）、幼児～小学生対象おはなし会（年間23回 延べ307人） 上記機会を通じ、母子保健事業の説明や父親の育児啓発を実施	・就学前調査減らす	未調査	—
	ブックスタート事業の充実	・絵本の読み聞かせを介して乳児と保護者が向き合うことを積極的に支援する	ブックスタート事業	H17ブックスタート事業開始（H20配布率88.6%）	ブックスタート事業：12回 対象者167人 延べ参加者147人 配布率：88.0%	配布率100%	前回調査時より微減	配布率100%

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
	乳幼児とふれあう機会の確保	・保育所(園)・幼稚園との交流授業の計画実施	中学生の乳幼児ふれあい体験事業	・実施回数 1回	中学生3年生による保育実習 1回	・実施回数 1回	目標達成	・実施回数 1回
②男女共同参画の推進	男女共同参画社会の形成に向けた計画的な施策の推進	・男女共同参画プランの策定	・男女共同参画プランの策定	平成19年策定	男女共同参画プラン改定概要版を全戸配布 8,738世帯	平成24年度見直し	目標達成	—
	乳幼児期からの男女共同参画に関する学習の推進	・保育所(園)や幼稚園における男女平等教育の推進 ・家庭における男女平等教育の推進	父親が子育てに積極的に参加している割合	・就学前調査 37.0% ・小学生調査 28.9%	・未実施	就学前調査増やす 小学生調査増やす	未調査	—
	学校教育における男女共生の意識醸成と環境整備	・学校生活における慣行の見直し ・生徒会活動などにおける男女の固定的役割分担意識の変革指導 ・教職員の研修促進	—	—	・道徳や家庭科授業の中で、家庭内の役割、仕事分担、地域との関わり等、男女共生の考え方を指導	—	—	—
	高齢期における男女共生の意識醸成と環境整備	高齢者に比較的強く残っている性別役割分担意識が家事、育児、介護等に大きな影響力を持つことから ・各種広報媒体を通じた啓発推進 ・社会活動、行事などを通じた啓発推進 ・家庭の介護環境の改善 ・男女が平等に社会参加できる機会の提供	—	—	・認知症サポーター養成講座(9回 232人) ・ミニ・デイホーム(全21会場 748日 12,182名 平均参加者16名) ・西公民館にてジャンボ衣笠落語講演会(121人)	—	—	—
	地域社会における男女共同参画の促進	福祉コミュニティ活動における男女共同参画の推進	—	—	くまのセミナーの開催支援	—	—	—

第2節「健やかに生み、育てるための環境づくり」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①母子保健医療体制の充実	妊婦相談・両親学級などの健康教室の充実と参加しやすい環境づくり	・ニーズに沿った事業改善による参加者拡大 ・参加者拡大のための有効な方策の検討と実施	妊婦の喫煙・飲酒率	・喫煙率 8.6%	両親学級（夫述べ22人、祖父母延べ2人） 妊婦喫煙率 7.4% 妊婦飲酒率 2.4%	・喫煙率 0%	前回調査時より減少	・喫煙率 0%
	妊産婦・乳幼児の訪問指導の推進	・育児不安の軽減を図るため乳幼児全戸訪問の実施	—	—	・こんにちは赤ちゃん訪問事業（実施率98.1%）	—	—	・実施率 100%
	乳幼児健診の充実、強化	・データ管理体制等の強化による健診精度の向上 ・受診勧奨の強化	乳幼児健康診査受診率	・乳児健診 87.5% ・1歳6ヶ月児健診 83.8% ・3歳児健診 84.2%	・乳児健診 99.3% ・1歳6ヶ月児健診 91.6% ・3歳児健診 91.6%	・乳児健診 100% ・1歳6ヶ月児健診 100% ・3歳児健診 100%	前回調査時より増加	・乳児健診 100% ・1歳6ヶ月児健診 100% ・3歳児健診 100%
	要事後指導児へのフォロー体制の充実	・継続したフォロー体制の充実	—	—	・フォローが必要な乳幼児に対し、電話連絡や家庭訪問等を実施 ・健診フォロー教室「あそびの教室」（年8回） ・育児相談への心理職の配置（年4回）	—	—	—
	かかりつけ医の推進	・出産前小児保健指導の調査・研究 ・医療情報提供体制等の充実	かかりつけ医のいる割合	・就学前調査 87.2% ・小学生調査 80.1%	未実施	・就学前調査 90% ・小学生調査 90%	未調査	—
	夜間・休日等救急医療体制の周知	・母子健康手帳や広報媒体を活用した救急医療体制の周知	—	—	広報紙や町ホームページへの掲載（毎月）	—	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
②子どもの健康づくりと疾病予防の充実	歯の健康づくりの推進	・妊娠期から学童期における継続的な歯科保健体制の整備	子どものう歯の状況	う歯保有（1人当り） ・1歳6ヶ月児 7.0%（0.07本） ・3歳児 28.3%（1.02本）	う歯保有（1人当り） ・1歳6ヶ月児 1.8%（0.042本） ・3歳児 4.6%（0.64本）	う歯保有（1人当り） ・1歳6ヶ月児 0% ・3歳児 10%	前回調査時より減少	う歯保有（1人当り） ・1歳6ヶ月児 0% ・3歳児 3%
	食育の推進	・子どもの成長に合わせた食生活のあり方について親子が学習・体験できる場の提供	地域における食に関する学習会の開催	開催回数 12回 開催か所数 3か所	・西公民館及び町公民館にて、親子クッキング教室（各1回 各親子5組）	開催回数 8回 開催か所数 4か所	前回調査時より減少	—
			子どもの朝食摂取率（「毎日食べる」への回答率）	・就学前調査 89.5% ・小学生調査 93.0%	・小学校5年生 93.3% ・中学校2年生 84.9%	・就学前調査 100% ・小学生調査 100%	—	・小学校5年生 100% ・中学校2年生 100%
	スポーツ少年団等の組織の育成	・筆の里スポーツクラブ等の各種スポーツ組織の自立をめざした育成・強化	スポーツ少年団入団率（小学生）	入団率 28.4%	入団率 23.1%	入団率 30%	前回調査時より減少	入団率 30%
	子どもの「心の健康づくり」の推進	・心の健康づくりの重要性についての意識啓発の推進・スクールカウンセラーや教育相談室等の周知強化・eメール等を利用した相談体制の整備	—	—	中学校2校、小学校1校へのスクールカウンセラーを配置	—	—	—
	保育所(園)・幼稚園、学校における定期健康診断の事後措置の強化	・適切な予防措置、治療の指示、保健指導の推進 ・追跡調査、管理体制の強化	—	—	・小・中学校での生活習慣病健診の実施 ・小・中学校での定期健康診断結果の通知及び治療勧告 ・「いりこ」給食の継続実施。	—	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
	計画的な健康づくり運動の展開	・全町民を対象とした計画的健康づくり	健康増進計画の策定	平成18年度策定済	・健康増進計画（後期計画）を策定 ・子どもの頃からの生活習慣病予防対策として出前健康教育（幼稚園2回 保育園2回 学校2回）	平成22年度見直し	目標達成	—
	予防接種の推進	・予防接種に対する正しい知識を習得し、安心して接種できる体制を整備する	—	—	・予防接種法に基づき予防接種を実施し感染症の発生・蔓延を防止し、併せて感染症に対する正しい知識を普及啓発 ・平成25年度から定期接種として小児肺炎球菌ワクチン（延べ689人）、ヒブワクチン（延べ717人）、子宮頸がんワクチン（延べ90人）実施	—	—	—
③障害児への療育支援	地域療育体制の整備	・各地域における身近な相談窓口の整備 ・障害者(児)ケアマネジャーの養成 ・障害児の保護者のサークル活動の支援 ・地域福祉活動の推進、支援	—	—	・地域小児リハビリテーション事業「スマイルキッズ」（年11回） ・季節の行事や介護者の健康教室を通し、障害を持つ家族の情報交換や交流（実人数 82人 延べ人数 115人） 「くまの親の会ひまわり」への財政支援（補助金22千円）	—	—	—
	障害児在宅福祉施策の推進	・各種サービスの提供体制の整備	—	—	・サポートファイルの配付（児童5人） ・障害者相談支援員を配置（障害児についての相談件数38件 実人数22人）	—	—	—
	特別支援教育体制の充実	・就学中の特別支援教育の充実 ・特別支援教育の推進 ・校内体制の整備 ・放課後児童クラブにおける障害児の受入れ	放課後児童クラブにおける障害児の受入	・対応クラブ数 4か所	・対応クラブ数 7か所 ・小中学校へ介助員3名、学校支援員6名、配慮児童支援員3名を配置	・対応クラブ数 7か所	目標達成	・対応クラブ数 9か所

第3節「生活環境の整備」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①安全環境の整備	道路環境の安全確保	・幹線道路網の整備による生活道路の交通量緩和 ・子どもの動線・目線、乳幼児を連れた保護者に配慮した安全施設の整備 ・道路の新設・改良及び既存道路の維持管理	—	—	・幹線道路新設（町道出来庭川角中央線、町道深原公園線）2路線 共 H25 供用開始 ・生活道路新設（町道初神西線） H26 完成予定 ・現道改良（町道新萩線、町道城上垣内線） H26 完了 ・安全施設整備（手摺設置 L = 6m、区画線の引き直し L = 1.1km（「学童注意」等の路面標示を含む）） ・舗装修繕工事（L = 4.4km）実施 ・補修工事等（52 件）実施	—	—	—
	校区内危険箇所の点検の推進	・交通安全対策協議会の審議に基づく計画的な交通改善 ・学校における交通安全教室の実施による交通安全対策等についての意識啓発 ・下校時の見守り等地域の見守り体制の充実	—	—	・青色防犯パトロール車による巡回（6 台） ・海田警察署管内一斉登校パトロール（1 日）	—	—	—
	交通安全対策の充実	・熊野町交通安全計画の推進 ・幼児から高齢者に至る交通安全思想の普及 ・交通安全啓発事業の実施 ・子育て支援センターにおいてチャイルドシート及び幼児二人乗り自転車の貸し出し	交通安全教室の開催	開催回数 8 回 参加者数 993 人	・小中学校交通安全教室の実施 8 回 ・交通安全街頭キャンペーン（4 回）	開催回数 8 回 参加者数 増やす	回数は目標達成	開催回数 8 回

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
	保育所(園)・幼稚園、学校における防犯、防災対策の充実	- 各施設の防犯設備の強化 - 警察や地域が密接に連携した防犯体制の整備 - 避難訓練の強化、防災設備の点検	子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与(小学校)	- 開催回数各小学校5～6回 - 機器の貸与・配布率100%	- 自主防犯組織ボランティア保険への加入(168名) - 防犯ボランティアへの防犯グッズ提供 - 各保育園において毎月の避難訓練の実施(12回) - 職員の自衛消防訓練(2回：くまの中央保育園) - 職員の救急法講習参加(1回：保育所ひかり学園)	- 開催回数各小学校5～6回 - 機器の貸与・配布率100%	—	機器の貸与・配布率100%
	子どもの事故予防知識の普及啓発	誤飲、溺水、やけど等の予防知識や応急処置方法の普及、啓発	—	—	パンフレットの配布・説明(こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診)	—	—	—
	地域の防犯・防災体制の充実	「子ども110番の家」の取り込み推進 - 地域防災体制の確立	—	—	防犯テント村開設(1日)	—	—	—
	防犯灯の維持整備	整備費補助金の交付	—	—	- 防犯灯設置等補助金交付(新設22基 LED等への変更7基修繕等4基) - 防犯灯電気料金の補助金交付	—	—	—
②ゆとりある住環境の整備	福祉のまちづくりの推進	- 公共施設への授乳室の設置とバリアフリー化 - 同様の取組みの民間普及	子育てバリアフリーマップの作成	未作成	未実施	作成年度計画年度中	未実施	計画年度中に策定
	世帯構成の変化に対応できる公営住宅の整備	多世代、多子世帯等に対応できる公営住宅の整備	—	—	未実施	—	—	—
	福祉連携型住宅と西部地域健康センターの連携	有機的な連携の促進	—	—	多世代交流事業(サロン利用者15人 子育て親子30組(大人31人こども43人) ボランティア1人)	—	—	—

キーワード②：“支えあい”

第1節「地域における子育て支援体制づくり」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①子育ての仲間づくりの支援	サークル活動の支援、育成	・サークル活動に関する情報の発信 ・サークル活動場所の確保とネットワーク化 ・リーダー育成とコーディネート	子育てについて相談相手のいない人の割合	・就学前調査 2.2% ・小学生調査 5.4%	・母子自立支援員を配置し相談受付 ・公民館施設の部屋使用許可及び「公民館であいましょう」での広報活動	・就学前調査 0% ・小学生調査 0%	調査未実施	—
	児童委員、主任児童委員等によるサークル活動等への参加促進	・必要な情報の共有やコーディネート力の強化	—	—	ブックスター（託児）：12回	—	—	—
	公民館等のオープンスペースで集まれる場の設定、確保	・積極的な確保	—	—	・公民館ロビーの開放 ・公民館の使用許可 ・熊野町子育て支援センターのオープンスペース「ほっとるーむ」「パステルルーム」	—	—	—
	保育所(園)における地域交流事業	・保育所(園)において、保護者のサークル活動や地域の子育て家庭が自由に集える場の促進	—	—	・園（庭）開放 週5日（くまの・みらい保育園） 週1日（保育所ひかり学園・初神保育園・くまの中央保育園） ・和楽園のお年寄りとの交流（年12回）：保育所ひかり学園・初神保育園 ・ヒロエの杜（老人施設訪問）：初神保育園 ・ゆうあいホーム訪問（年1回：くまの・みらい保育園） ・試食会 月1回（対象：近所の乳児親子） ・誕生日会にサークル活動を披露（年10回）：くまの中央保育園 ・夏祭り（近所の方を招待：くまの中央保育園）	—	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
					・誕生日会・夏祭り（子育て支援参加者招待：くまの・みらい保育園）			
②地域の 育成力の 強化	地域ぐるみの 子育ての推進	・「熊野町の子ども」として育てていく意識の醸成	—	—	あいさつ運動・学校訪問	—	—	—
	コミュニティー活動への支援	・コミュニティー活動への側面支援 ・町内全地区に地区社協の設置	—	—	・地区社協活動の推進の為の助成金を交付 ・情報を共有することを目的の連絡会議（年1回）	—	—	—
	青少年健全育成活動の推進	・豊かな感性、創造性、思いやり、モラルをもった青少年の育成	—	—	・各小学校で、ゆーすふるサンデー（651人） ・有害図書、有害玩具など立入調査（11月） ・環境美化活動での、花の育成と老人施設での交流（10月・11月）	—	—	—
	ファミリー・サポート・センター事業の推進	・ファミリー・サポートセンター機能の充実	・ファミリー・サポート・センター事業	・設置窓口1か所 ・登録人員112人	・設置窓口1か所 ・登録人員142人 依頼会員66人 提供会員53人 両方会員23人 ※活動可能な提供会員が少なく、依頼に十分対応できていない	・設置窓口1か所 ・登録人員150人	活動可能な提供会員を増やす	・設置窓口1か所 ・登録人員200人
③ボランティア活動の促進	ボランティアセンターの充実	・ボランティアセンターの充実	—	—	・登録者数913名 ・依頼件数303件 ・講座実施2回（延べ47人） ・災害ボランティア研修会（18人）	—	—	—

第2節「保育サービスの充実」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①多彩な 保育サー ビスの提 供	延長保育事業 の充実	・延長保育事業の充実	延長保育事 業	4 か所	4 か所 定期利用児童：33 人 延べ利用児童数：3,439 人 保育所ひかり学園においては、朝 7:00 から実施	4 か所	目標達成	4 か所
	一時保育事業 の充実	・一時保育事業の充実	一時保育事 業	1 か所	1 か所 一時保育利用延べ児童数：353 人	1 か所	目標達成	1 か所
	障害児保育体 制の充実	・障害認定のない障害児 に対する柔軟な保育体制 ・設備、スタッフ等の障 害児保育環境の整備	—	—	・障害認定のない障害児の受入	—	—	—
	病後児保育の 実施・検討	・病気回復期の子どもを 一時的に保育するための 施設型の病後児保育の実 施	病後児保育 (施設型)	1 か所	1 か所 定員 3 人 病後時保育利用児童数：延べ 6 人	1 か所	目標達成	1 か所
	その他の特別 保育の検討	・休日保育、夜間保育、 トワイライトスティ事 業、ショートスティ事業 の調査・研究	—	—	未実施	—	—	—
②保育所 (園)にお ける質の 向上のた めのアク シヨンプ ログラム	保育実践の改 善と・向上	・保育所(園)サービスの 質の向上のため、サービ ス評価未実施園での導入 を促進	—	—	未実施	—	—	—
	子どもの健康 及び安全の確 保	・看護師等の専門的職員 の確保 ・障害児保育事業の充実 ・保育所(園)と地域の関 係機関との連携	—	—	・感染症発生時及び流行期の対応 について県と連携し迅速な対応に 努めた。 ・発達障害児の受入体制の強化に ついて、保育士の加配制度を配備 した。	—	—	—
	保育士等の資 質・専門性の 向上	・多様化する保育ニーズ に対応できる保育士の育 成	—	—	ペアレント・トレーニング研修実 施(第1回 69 人、第2回 64 人)	—	—	—
	保育を支える 基盤の強化	・人材の確保がスムーズ に行える体制づくりの検 討 ・質の高い人 材の確保	—	—	—	—	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
③保育施設の整備	中央保育所の民営化	・中央保育所の改築 ・設置・運営の民営化	—	—	—	事業完了	目標達成	—
④幼児教育の充実	幼稚園サービスの充実	・幼児教育振興計画の推進 ・延長保育や夏季保育の拡充	幼児教育振興プログラムの策定	H18 年度策定	未実施	必要に応じて見直し	未実施	—
	学校教育と幼稚園・保育所(園)との連携強化	・相互交流や就学前体験入学等の検討	—	—	・就学前の体験入学の実施 ・入学説明会での保護者対象講演会の実施	—	—	—
	幼児期からの利用に配慮された図書館の整備	・対象年齢に応じたコーナーの設置 ・親子の利用に配慮した環境整備 ・絵本を介した子育て支援の取り組み	こども読書ボランティアの養成	配置数 ボランティア 16 人	・ボランティア 19 人（配架 10 人、読み聞かせ 2 グループ 9 人） ・町立図書館への子ども司書実地研修受入（4 人・3 回） ・0～3 歳児対象おはなし会（年間 9 回 延べ 146 人） ・幼児～小学生対象おはなし会（年間 23 回 延べ 307 人） ・児童書の蔵書数 28,902 冊	配置数 ボランティア 50 人	—	配置数 ボランティア 50 人

第3節「子育て支援事業の充実」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①子育て支援センターの機能強化	運営体制、運営支援体制、事業内容の強化	・ボランティア等の支援体制 ・相談体制の機能強化	地域子育て支援センター事業	・地域子育て支援センター 1 か所 ・サテライト型地域子育て支援センター 2 か所	育児相談件数 1,071 件	・地域子育て支援センター 1 か所 ・サテライト型地域子育て支援センター 2 か所	目標達成	・地域子育て支援センター 1 か所 ・サテライト型地域子育て支援センター 2 か所

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
	サテライト拠点の設置による利用しやすい環境の整備	・サテライト型の子育て支援センター機能の整備 ・西部地域健康でのオープンスペースの実施による親子が自由に過ごせる場の提供	—	—	中央ふれあい会館 12 回 東部地域健康センター12 回	—	—	—
	組織間連携による育児支援体制の構築	・保育施設・学校・行政・医療機関・児童委員・住民組織等との連携	—	—	・教育委員会が主宰する幼保小中教育推進協議会に参画し、幼児期から義務教育期の保育・教育に関わる者と連携することにより充実した相談体制の構築に努めた。 ・広島県西部子ども家庭センターの研修へ子育て支援センター職員参加	—	—	—
②放課後児童クラブの充実	保育内容の充実	・地域に根付いた形での保育内容の充実	放課後児童クラブ	定員 235 人 4 か所	定員 265 人 7 か所	定員 265 人 7 か所	目標達成	6年生まで拡大について放課後子ども教室と合わせ検討
	児童クラブ指導員の資質向上	・指導員の育成・強化により、各児童クラブが均質でかつ質の高い保育を実施する。 ・障害児受入推進による指導員の研修参加の推進	—	—	・コモンセンス・ペアレンティング研修8回 ・保育士、幼稚園教諭との合同研修会や県が実施する研修等に参加	—	—	
	児童クラブ専用施設の整備とサービス拡大の検討	・良好な保育環境の整備と利用時間延長等の検討	—	—	未実施	—	—	

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標					達成状況	H31年度 目標指標																							
			項目	H21 現状	H25 実績					H26 年度目標																						
③情報提供・相談体制の充実	子育て支援センターの情報集積、発信機能の強化	・関係者、関係機関との連携体制の構築 ・パンフレット作成、機関紙の発行 ・インターネットの活用	地域子育て支援センターの認知度・利用度	「知っている」(就学前調査) 85.2% 「利用したことがある」(就学前調査) 55.2%	<table><thead><tr><th></th><th>利用したい</th><th>利用したことがある</th><th>知っている</th><th>% 知らない</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">就学前</td><td>2.7</td><td>53.0</td><td>30.4</td><td rowspan="2">10.7</td></tr><tr><td colspan="3">86.1</td></tr><tr><td rowspan="2">小学校</td><td>1.1</td><td>19.4</td><td>37.3</td><td rowspan="2">29.7</td></tr><tr><td colspan="3">57.8</td></tr></tbody></table> ・乳幼児医療費受給者証の更新申請時に行事予定表の配布 ・出生手続き時のパンフレット配布・広報紙、ポスター等で行事、イベント等の掲載 ・ブックスタート案内通知に同封					利用したい	利用したことがある	知っている	% 知らない	就学前	2.7	53.0	30.4	10.7	86.1			小学校	1.1	19.4	37.3	29.7	57.8			「知っている」(就学前調査) 100% 「利用したことがある」(就学前調査) 増やす	—	「知っている」(就学前調査) 100% 「利用したことがある」(就学前調査) 増やす
		利用したい	利用したことがある	知っている	% 知らない																											
就学前	2.7	53.0	30.4	10.7																												
	86.1																															
小学校	1.1	19.4	37.3	29.7																												
	57.8																															
	家庭との接点を捉えた情報提供・相談体制の充実	・母子健康手帳、出生届時などを捉えた情報提供 ・携帯電話を利用した子育て情報システムの活用 の検討 ・地域の子育てアドバイザーとしての児童委員、主任児童委員、母子保健員の資質向上	子育てガイドブックの作成・発行	なし	・母子健康手帳交付時に子育て情報の提供(161件)				平成22年度作成	目標達成	平成28年度作成																					

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H 3 1 年度 目標指標									
			項目	H21 現状	H25 実績				H26 年度目標								
④子育て 費用の軽減	乳幼児医療費 助成の実施	・医療費負担を軽減し、 疾病の早期発見・治療を 促進 ・児童医療費助成制度を 創設し、入院医療費の助 成を 15 歳まで拡大 ・幼稚園就園奨励事業の 継続実施	—	—	医療費の助成 通院については、就学前乳幼児の 医療費の無料化し、入院につい ては、中学 3 年生までの医療費を無 料化 <table><tr><td></td><td>対象者</td><td>助成額</td></tr><tr><td>乳幼児医療 費</td><td>1,232 人</td><td>41,033 千円</td></tr><tr><td>ひとり親家 庭等医療費</td><td>369 人</td><td>9,803 千円</td></tr></table> 保育料については、国の基準より も低く設定し、入所児の負担軽減 を図る。			対象者	助成額	乳幼児医療 費	1,232 人	41,033 千円	ひとり親家 庭等医療費	369 人	9,803 千円	—	—
		対象者	助成額														
乳幼児医療 費	1,232 人	41,033 千円															
ひとり親家 庭等医療費	369 人	9,803 千円															
	生活福祉資金 など公的資金 の活用や子ど も手当等につ いての周知	・生活福祉資金など公的 資金の活用や児童手当等 についての周知	—	—	生活福祉資金及び緊急生活安定資 金貸付事業の実施 生活福祉資金：貸付件数 4 件 緊急生活安定資金：貸付件数 14 件		—	—									
⑤ひとり 親家庭の 自立支援	ひとり親家庭 に対する自立 支援の促進	母子自立支援員兼家庭児 童相談員の設置	—	—	・母子自立支援員兼家庭児童相談 員の配置 年間相談件数 536 件		—	—									
	ひとり親家庭 に対する経済 的支援の推進	・母子福祉資金など公的 資金の活用や児童扶養手 当等について周知	—	—	・生活福祉資金付件数：4 件 ・緊急生活安定資金貸付件数 14 件		—	—									
	ひとり親家庭 に対する地域 の支援の推進	・母子寡婦会に活動費の 助成 ・住民団体への活動費助 成	—	—	母子寡婦会へ活動費を助成		—	—									
	保育施設の優 先的利用	・保育所(園)、放課後児 童クラブの優先的利用	—	—	・保育所(園)、放課後児童クラブに おいては、優先的利用の位置づけ		—	—									

第4節「職場における子育て支援の促進」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①ワーク・ライフ・バランスの実施	セミナー等の開催	・企業や就労者に対する子育て支援への意識啓発	—	—	未実施	—	—	—
	広報媒体による普及・啓発	・労働時間短縮や育児休業取得の普及啓発	育児休業取得率	・男性 0.98% ・女性 21.3%	未実施	・男性 増やす ・女性 増やす	未実施	—
②ファミリーフレンドリー企業の増加促進	柔軟な就労形態の導入促進	・弾力的な勤務形態の導入促進	—	—	未実施	—	—	—
	事業所内保育施設の整備促進	・国・県と連携した企業への啓発促進	—	—	未実施	—	—	—
	ファミリーフレンドリー企業の奨励	・仕事と育児の両立できる制度と職場環境を持つ企業の普及・促進	—	—	未実施	—	—	—
	一般事業主行動計画の策定促進	・法的に策定義務のない事業所について、モデル事業所を選定し、重点支援を実施	一般事業主行動計画策定企業数	策定企業数 (従業員 300人以上) 1企業	未実施	策定企業数 (従業員101人以上) 2企業	未実施	策定企業数 (従業員 101人以上) 2企業
③女性の再就職等の支援	女性の再就職等の支援	・国・県と連携した企業や事業主への啓発促進	—	—	就労支援員を配置し、再就職を支援	—	—	—

キーワード③：“のびのび”

第1節「子どもを育む環境の充実」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①子どもの遊び場の確保	学校施設の開放の促進	・学校施設の開放 ・地域に開かれた学校づくり	—	—	学校体育施設の開放 公民館や学校施設での交流会（土曜くまのっ子事業実施）	—	—	—
②さまざまな体験活動の推進	児童館の整備	・児童館の整備の検討	—	—	未実施	—	—	—
	子ども会活動などの支援	・子ども会活動への支援	—	—	・青少年研修会の案内	—	—	—
	多世代交流事業の推進	・保育所(園)・幼稚園、学校、健康センターなどでの多世代交流事業の推進	—	—	・熊中 組曲 「筆の里くまの」の実施 ・東中 「東中ソーラン」の実施 ・第一小 地域の方との交流会で昔遊び ・第二小 ひとり暮らしのお年寄り訪問 ・第二小 初神保育園との交流 ・第三小 西公民館における異世代交流（アイリスの会、ふたばの会）に参加 ・第四小 保育所との交流、お年寄りに昔遊びを教わる会の実施	—	—	—
	子どもによる環境保全活動などの推進	・「筆の里くまのエコキッズ」等の活動推進	・筆の里エコキッズ登録者数	・登録者数 21人	未実施	・登録者数 30人	未実施	—
	ジュニアボランティアの育成	・ジュニアボランティア活動の推進	—	—	・小学生の青少年赤十字研修会へ参加 ・青少年赤十字まつり（13名）	—	—	—
	熊野筆の体験プログラムの充実	・筆の里工房と小・中学校の連携による、創作体験の場づくり	—	—	熊野筆事業協同組合による、小・中学校及び高校での筆づくり体験	—	—	—
	町民農園を活用した農作業体験の推進	町民農園・観光農園等の整備	—	—	・町内2箇所（126区画）レジャー農園 ・保育所（園）各園での農業体験	—	—	—

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
③信頼される学校教育の推進	学校教育に対する地域社会の支援、協力体制の構築	・学校評議員制度の推進 ・学校評価実施の推進	—	—	・学校評議員会の開催 ・学校関係者評価委員会の開催	—	—	—
	子ども一人ひとりの習熟度等に応じた指導や少人数指導の推進	・学習速度や習熟度等の違いを認めた個々に応じた指導の推進	—	—	・習熟度別授業、少人数指導の実施	—	—	—
	保・幼・小・中・高連携教育の推進	・熊野町幼児教育振興計画に基づき、保・幼・小・中・高・地域の連携 ・熊野町研究協議会による12年間を見通した教育課程、学習・生徒指導の研究支援	—	—	・熊野町教育委員会主催研修、広島県教育委員会サテライト研修への参加 ・広島県学力向上総合対策事業、熊野町学力向上対策事業による小中連携 ・幼・保・小・中教育推進協議会の開催	—	—	—
	教育内容の多様化に対応した環境整備	・教育機器の更新など、教育環境整備の推進	—	—	・児童用椅子の更新整備 ・内線電話の整備（第三小） ・学校遊具点検，整備	—	—	—

第2節「子どもの権利を尊重した社会の実現」

中分類	小分類	計画内容の要約	目標指標				達成状況	H31年度 目標指標
			項目	H21 現状	H25 実績	H26 年度目標		
①子どもの権利に関する啓発	家庭内暴力(児童虐待、DV)防止に関する広報、啓発活動の推進	・住民への意識啓発	—	—	・各公民館等に啓発ポスターや懸垂幕掲示 ・オレンジリボンキャンペーンを実施し、虐待防止啓発マグネットの公用車への掲示やHPや広報紙での周知	—	—	—
②要保護児童対策の推進	虐待防止ネットワークの活用	・児童虐待の早期発見体制の構築	虐待防止ネットワークの活用	平成17年度設置	・民生課・学校教育課・保育所・幼稚園等との連携 ・児童虐待防止ネットワークの代表者(1回)、実務者会議(4回)の実施 ・個別ケース会議の実施 ・広島県西部子ども家庭センター等専門機関との連携	虐待防止ネットワークの充実	目標達成	虐待防止ネットワークの充実
	児童虐待防止対策等の推進	・育児サークル参加など孤立化の予防策の推進 ・保護者の悩みや不安の解消 ・児童相談所との連携強化	ゆっくりとした気持ちで子どもと接する時間のある割合	・就学前調査 64.8% ・小学生調査 調査中	・子育て支援センターでの親子のリフレッシュ等講座の実施 ・広島県西部子ども家庭センター等専門機関との連携	・就学前調査増やす	未実施	—